# Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管
# （担い手確保型）

徳島県県土整備部営繕課

AZUSA SEKKEI
Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office

| 課　長 | 副課長 | 課長補佐 | 課長補佐 | 係　長 | 課　員 | 担　当 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

工事名称：Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管　　（以降の工事名称は、「Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管（担い手確保型）」に読み替えるものとする）

| 一連番号 | 図面番号 | 図　面　名　称 | 備考 | 一連番号 | 図面番号 | 図　面　名　称 | 備考 | 一連番号 | 図面番号 | 図　面　名　称 | 備考 | 一連番号 | 図面番号 | 図　面　名　称 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 001 | Ｊ－ 000 | 表紙 | | 051 | Ｊ－ 050 | 既存浄化槽設備図（フローシート）【参考】 | | | | | | | | | |
| 002 | Ｊ－ 001 | 図面リスト | | 052 | Ｊ－ 051 | 既存浄化槽設備図（上部配管平面図）【参考】 | | | | | | | | | |
| 003 | 共－ 01,02 | 営繕工事共通仕様書（１）（２） | | 053 | Ｊ－ 052 | 既存浄化槽設備図（下部配管平面図）【参考】 | | | | | | | | | |
| 004 | 共－ 03,04 | 営繕工事共通仕様書（３）（４） | | 054 | Ｊ－ 053 | 既存浄化槽設備図（配管断面図（１））【参考】 | | | | | | | | | |
| 005 | 共－ 05,06 | 営繕工事共通仕様書（５）（６） | | 055 | Ｊ－ 054 | 既存浄化槽設備図（配管断面図（２））【参考】 | | | | | | | | | |
| 006 | Ｊ－ 005 | 機械設備工事特記仕様書（１） | | 056 | Ｊ－ 055 | 既存浄化槽設備図（配管断面図（３））【参考】 | | | | | | | | | |
| 007 | Ｊ－ 006 | 機械設備工事特記仕様書（２） | | 057 | Ｊ－ 056 | 既存浄化槽設備図（配管断面図（４））【参考】 | | | | | | | | | |
| 008 | Ｊ－ 007 | 機械設備工事特記仕様書（３） | | 058 | Ｊ－ 057 | 既存浄化槽設備図（詳細図（１））【参考】 | | | | | | | | | |
| 009 | Ｊ－ 008 | 機械設備工事特記仕様書（４） | | 059 | Ｊ－ 058 | 既存浄化槽設備図（詳細図（２））【参考】 | | | | | | | | | |
| 010 | Ｊ－ 009 | 機械設備工事特記仕様書（５） | | 060 | Ｊ－ 059 | 既存浄化槽設備図（詳細図（３））【参考】 | | | | | | | | | |
| 011 | Ｊ－ 010 | 空気調和設備　凡例・施工要領図（１） | | 061 | Ｊ－ 060 | 既存浄化槽設備図（制御盤姿図）【参考】 | | | | | | | | | |
| 012 | Ｊ－ 011 | 空気調和設備　施工要領図（２） | | 062 | Ｊ－ 061 | 既存浄化槽設備図（配線図（１））【参考】 | | | | | | | | | |
| 013 | Ｊ－ 012 | 給排水衛生設備　凡例・施工要領図（１） | | 063 | Ｊ－ 062 | 既存浄化槽設備図（配線図（２）） | | | | | | | | | |
| 014 | Ｊ－ 013 | 給排水衛生設備　施工要領図（２） | | 064 | Ｊ－ 063 | 支障物件図【参考】 | | | | | | | | | |
| 015 | Ｊ－ 014 | 公園全体配置図 | | 065 | Ｊ－ 064 | 仮設計画図（１）（別途工事）【参考】 | | | | | | | | | |
| 016 | Ｊ－ 015 | 配置図 | | 066 | Ｊ－ 065 | 仮設計画図（２）（別途工事）【参考】 | | | | | | | | | |
| 017 | Ｊ－ 016 | 現況図 | | | | | | | | | | | | | |
| 018 | Ｊ－ 017 | フローシート | | | | | | | | | | | | | |
| 019 | Ｊ－ 018 | 処理槽平面図（１） | | | | | | | | | | | | | |
| 020 | Ｊ－ 019 | 処理槽平面図（２） | | | | | | | | | | | | | |
| 021 | Ｊ－ 020 | 処理槽断面図（１） | | | | | | | | | | | | | |
| 022 | Ｊ－ 021 | 処理槽断面図（２） | | | | | | | | | | | | | |
| 023 | Ｊ－ 022 | 処理槽断面図（３） | | | | | | | | | | | | | |
| 024 | Ｊ－ 023 | 新設処理槽　配筋図（１） | | | | | | | | | | | | | |
| 025 | Ｊ－ 024 | 新設処理槽　配筋図（１） | | | | | | | | | | | | | |
| 026 | Ｊ－ 025 | 既存処理槽　改修配筋図 | | | | | | | | | | | | | |
| 027 | Ｊ－ 026 | 電気系統図・シーケンス図 | | | | | | | | | | | | | |
| 028 | Ｊ－ 027 | シーケンスＩ／Ｏ図 | | | | | | | | | | | | | |
| 029 | Ｊ－ 028 | 機器動作表 | | | | | | | | | | | | | |
| 030 | Ｊ－ 029 | 制御盤姿図 | | | | | | | | | | | | | |
| 031 | Ｊ－ 030 | 二次側配線図・配線表 | | | | | | | | | | | | | |
| 032 | Ｊ－ 031 | 山留計画図【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 033 | Ｊ－ 032 | 既存浄化槽設備図（特記仕様書）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 034 | Ｊ－ 033 | 既存浄化槽設備図（特記仕様書）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 035 | Ｊ－ 034 | 既存浄化槽設備図（仕上げ表）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 036 | Ｊ－ 035 | 既存浄化槽設備図（上部平面図）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 037 | Ｊ－ 036 | 既存浄化槽設備図（下部平面図）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 038 | Ｊ－ 037 | 既存浄化槽設備図（断面図（１））【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 039 | Ｊ－ 038 | 既存浄化槽設備図（断面図（２））【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 040 | Ｊ－ 039 | 既存浄化槽設備図（断面図（３））【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 041 | Ｊ－ 040 | 既存浄化槽設備図（各階伏図）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 042 | Ｊ－ 041 | 既存浄化槽設備図（床梁・壁リスト（１））【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 043 | Ｊ－ 042 | 既存浄化槽設備図（床梁・壁リスト（２））【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 044 | Ｊ－ 043 | 既存浄化槽設備図（床梁・壁リスト（３））【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 045 | Ｊ－ 044 | 既存浄化槽設備図（床梁・壁リスト（４））【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 046 | Ｊ－ 045 | 既存浄化槽設備図（床梁・壁リスト（５））【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 047 | Ｊ－ 046 | 既存浄化槽設備図（床配筋図）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 048 | Ｊ－ 047 | 既存浄化槽設備図（機械設備工事特記仕様書）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 049 | Ｊ－ 048 | 既存浄化槽設備図（機器設計計算書）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |
| 050 | Ｊ－ 049 | 既存浄化槽設備図（機器仕様書）【参考】 | | | | | | | | | | | | | |

| 設計者 | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 第286776号 渡邉　和幸 | 一級建築士 第298249号 土生　達哉 | 一級建築士 第219102号 下野　日出幸 / 眞下　茜 | 設備設計一級建築士 第6211号 浅山　明 | 外山　博文 | 17992 | |

徳島県県土整備部営繕課

●工事名　Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管

●図面名　図面リスト

●図面番号　Ｊ－００１

●縮尺　N.S

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第３２３４号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第１１０５０号

# 営繕工事共通仕様書

## Ⅰ．工事概要

1.　工事名称

R7営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管（担い手確保型）

2.　工事場所

鳴門市撫養町立岩

3.　建物概要

| | | |
|---|---|---|
| 建物名称 | 鳴門総合運動公園野球場 「オロナミンC球場」 | |
| 構造・規模 | RC造一部S造　地上４階・地下０階 | |
| 敷地面積 | 261,079.98(m2) | |
| 延床面積 | 19,413.67(m2) | |
| 消防法施行例別表第１の区分 | | 1項　イ |

4.　工事種目（事業）

| 種目 | 工事概要 |
|---|---|
| 建築工事（第一工区） | 内野スタンドのうちバックネット裏スタンド |
| 建築工事（第二工区） | 内野スタンドのうち1塁側スタンド |
| 建築工事（第三工区） | 内野スタンドのうち3塁側スタンド |
| 電気工事 | 電気設備工事 |
| 管工事 | 給排水衛生設備工事 |
| 空調工事 | 空調設備工事 |
| 外構工事 | 外構工事 |
| 屋外管工事 | 浄化槽工事 |
| 大型映像装置改修工事 | 大型映像装置改修工事 |

5.　猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を見込んでいない。

①　観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_　　徳島　　地点

②　気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_　　徳島　　地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

③　作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

6.　その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

## Ⅱ．営繕工事共通仕様書

1.　適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　令和4年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　令和4年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書　令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説　令和5年版
- 建築工事標準詳細図　令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　令和4年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　令和4年版
- 敷地調査共通仕様書　令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針　令和4年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針　令和4年版
- 電気設備工事監理指針　令和4年版
- 機械設備工事監理指針　令和4年版

2.　優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

①　質問回答書（②から⑤に対するもの）
②　補足説明書
③　特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
④　図面
⑤　公共建築工事標準仕様書等

3.　工事実績データの登録

①　受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

②　受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4.　工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5.　工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。





6.　施工計画書等

①　施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
②　上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
③　施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7.　下請負人の選定

①　受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

②　受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

③　受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賞金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8.　施工体制台帳及び施工体系図

①　施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

②　施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③　警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④　運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤　施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥　再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9.　電気保安技術者等

①　電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

- 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

②　工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10.　施工中の安全確保

①　工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
②　工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
③　工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
④　工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。
⑤　受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
⑥　地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
⑦　受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
⑧　受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき は、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
⑨　受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
⑩　受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
⑪　受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
⑫　休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
⑬　受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
⑭　受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑮　仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑯　上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
⑰　受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
⑱　作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
⑲　既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
⑳　事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
㉑　給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
㉒　受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11.　撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12.　交通安全管理

①　輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

②　過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を請ずる場合がある

13．発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与　（　あり　・　なし　）

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。
・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481−1によること。
・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
・調査結果は3年間保存すること。
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
（1） 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
（2） 他の建設現場で利用する場合
（3） ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14．材料・製品等

① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。





2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
（a） 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
（b） （a）以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

| |
|---|
| 県内産資材（次のいずれかに該当するもの）<br>・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品<br>・徳島県内の工場で加工、製造された製品<br>（注）　・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。<br>・県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。<br>・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 |

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を」監督員へ任意で提出すること。

15．化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

③ 接着剤は、フタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16．施工

① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。

⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17．建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3,10,8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14,4,1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18．遠隔臨場の試行

① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19．工事看板等

① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

③　受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- 当初請負金額が200万円未満の工事

20．仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

①　当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
　原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。

②　当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
　原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

③　当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
　原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21．設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22．工事検査及び技術検査

①　次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

| 当初請負対象額 | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|---|---|---|
| 3千万円未満 | ― | 1回 |
| 3千万円以上5千万円未満 | ― | 2回 |
| 5千万円以上1億円未満 | 1回 | 2回 |
| 1億円以上 | 2回 | 3回 |

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

②　中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③　中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④　基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤　外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23．完成図等

①　電子納品：対象

②　受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③　提出書類

- 竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
- 工事写真（電子データ2部）
- 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
- 保全に関する資料
- その他監督員が指示する図書（必要部数）

④　しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及リジナル形式をCD-R等に保存する。

⑤　工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥　工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦　工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧　既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24．デジタル工事写真の小黒板情報電子化

①　受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

②　対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

25．火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

①　対象物
　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

②　付保除外工事
　次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
　・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事　・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③　付保する時期及び金額
　鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④　保険終期
　工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤　その他

- 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26．公共事業労務費調査

①　当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

②　調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③　公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賞金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賞金時間管理を適切に行わなければならない。

④　受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27．暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除





①　受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

②　受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。

③　受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

④　受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

⑤　受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

⑥　受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

# Ⅰ. 設 計 概 要

## 一般事項

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建物名称 | 鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」 | 所在地 | 鳴門市撫養町立岩四枚61番地 |
| 建築主 | 徳島県 | 用途 | 観覧場（野球場） |
| 工事種別 | ⊙新築 ・増築 ・改築 ・改修 ・その他（ ） | | |
| 用途地域 | 準工業地域 | 防火地域 | 法22条地域 |
| その他の地域地区 | ⊙都市公園 | | |
| 建ぺい率 | 60 % | 容積率 | 200 % |
| 工期 | 着工：令和 年 月 日 ── 竣工：令和 年 月 日 | | |
| 概成工期 | 着工：令和 年 月 日 ── 竣工：令和 年 月 日 | | |

騒音規制

| | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
|---|---|---|---|
| 第3種地域 | 65 dB以下 | 60 dB以下 | 55 dB以下 |
| 第種地域 | 昼間 dB以下 | 朝・夕 dB以下 | 夜間 dB以下 |

耐震安全性の分類他

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（令和3年版）」耐震安全性の分類に準ずる

| 施設分類等 | 建物(棟名) ① 内野ｽﾀﾝﾄﾞ | ② プリッジ | ③ |
|---|---|---|---|
| 構造体 | ・Ⅰ⊙Ⅱ・Ⅲ | ・Ⅰ・⊙Ⅱ・Ⅲ | ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ |
| 建築非構造部材 | ⊙A ・B | ⊙A ・B | ・A ・B |
| 建築設備 | ・甲 ⊙乙 ⊙特定 ・一般 | ・甲 ⊙乙 ・特定 ・一般 | ・甲 ・乙 ・特定 ・一般 |
| エレベーターの耐震クラス | ⊙S ・A | ・S ・A | ・S ・A |
| エスカレーターの耐震処置 | ・ | ・ | ・ |

※ 昇降機の耐震処置は「昇降機技術基準の解説」2016年版による

## 建築概要

棟別概要

| 棟名 | ① 内野ｽﾀﾝﾄﾞ | ② プリッジ | ③ |
|---|---|---|---|
| 階数 | 地上4階 | 地上2階 | |
| 軒高 | 31.16m | 4.60m | |
| 最高の高さ | 31.42m | 5.98m | |
| 基礎下端 | | | |
| 構造種別 | RC造一部S造 ⊙耐震構造・免震構造 | S造 ⊙耐震構造・免震構造 | ・耐震構造・免震構造 |
| 地業 | 杭基礎(既製コンクリート杭) | 杭基礎(既製コンクリート杭) | |
| 建築面積 | 8,187.93 ㎡ | 75.87 ㎡ | |
| | 消防法別表1（普通・無窓） | 消防法別表1（普通・無窓） | 消防法別表1（普通・無窓） |
| 構造制限 | ⊙耐火 ・準耐火 ・制限無 | ・耐火 ・準耐火 ⊙制限無 | ・耐火 ・準耐ｶ ・制限無 |
| 階 | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 階 | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 階 | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 階 | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 階 | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 階 | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 階 | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 階 | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 階 | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 4階 | 3,611.27 ㎡ 1項イ(㊙・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 3階 | 4,322.56 ㎡ 1項イ(㊙・無) | ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 2階 | 4,750.78 ㎡ 1項イ(㊙・無) | 0.00 ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 1階 | 6,732.06 ㎡ 1項イ(㊙・㊙) | 0.00 ㎡ 項(普・無) | ㎡ 項(普・無) |
| 合計 | 19,413.67 ㎡ 1項イ | 0.00 ㎡ 項 | ㎡ 項 |
| 外部仕上げ | 仕上げ表による | | |
| 内部仕上げ | 仕上げ表による | | |

注：以下、⊙ のついたものを適用する。

## 設備概要

### 電気設備

| | |
|---|---|
| 方式 | 設備概要 |
| 受電設備 | ⊙ 3φ 3W 6,600 V 60Hz ・屋内形 ⊙屋外形(既存受変電設備を利用) |
| 発電設備 | ⊙ 3φ 3W 600 V 60Hz |
| | ⊙ディーゼル機関 ・ガスタービン （⊙キュービクル形 ・開放形 ・ ） |
| 電力貯蔵設備 | ・直流電源装置 （・鉛 ・アルカリ ） |
| | ・交流無停電電源装置（・鉛 ・アルカリ ） |
| 幹線設備 | ⊙動力（ 3φ 3W 210V ）⊙電灯（ 1φ 3W 210V/105V ） |
| 通信・情報設備 | ⊙構内情報通信網設備（⊙配管 ・ｹｰﾌﾞﾙ ・ﾈｯﾄﾜｰｸ機器）・構内交換設備(・ﾃﾞｼﾞﾀﾙPBX ・VoIP) |
| | ⊙情報表示設備(・マルチサイン装置 ・出退表示装置 ⊙時刻表示装置 ）⊙映像音響設備 |
| | ⊙拡声設備（ ・業務用 ・非常用 ⊙業務用非常用兼用 W 回線 ） |
| | ⊙誘導支援設備 ⊙音声誘導装置 ⊙インターホン（・保守用 ⊙外部受付用 ・ ） |
| | ⊙トイレ等呼出装置 ・受付呼出装置 |
| | ⊙テレビ共同受信設備（ ・UHF ・BS ・CS ・110°CS ・124°128°CS ）⊙CATV |
| | ・テレビ電波障害防除設備 ⊙監視カメラ設備（・アナログ伝送・ネットワーク伝送⊙配管） |
| | ・駐車場管制設備 ・防犯・入退室管理設備（ ・防犯装置 ・入退室管理装置） |
| 自動火災報知設備 | ⊙型 級 回線（・単独 ・複合 ）⊙自動閉鎖装置 ・ｶﾞｽ漏れ |
| 雷保護設備 | ・JIS A4201-1992 ⊙JIS A4201-2003(・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ⊙Ⅳ) ・受雷部(・笠木 ・突針 ⊙棟上導体) |
| 警報監視制御設備 | ・警報盤 ・簡易型監視制御装置 ⊙監視制御装置 |

### 給排水衛生設備

| | |
|---|---|
| 上水供給方式 | ⊙水道直結式・増圧給水方式 ・高置水槽式 ⊙加圧ポンプ式（既存受水槽・ポンプを利用） |
| 雑用水(散水) | ・水源（・処理水 ・雨水 ⊙工水） ・供給方法（・高置水槽式⊙加圧ポンプ式・ ） |
| 給湯方式 | ⊙中央（・貯湯式・瞬間式 ・ガス・電気）⊙個別式（⊙貯湯式⊙瞬間式)⊙ガス ⊙電気) |
| 排水方式 | ・直接放流 ⊙浄化槽 ⊙屋内（・分流式⊙合流式）⊙屋外（⊙分流式・合流式） |
| 消火設備 | ⊙屋内消火栓・屋外消火栓⊙スプリンクラー・不活性ガス・泡消火・連結送水管・ |
| ガス設備 | ・都市ガス ⊙液化石油ガス（⊙ボンベ・バルク） |

### 空気調和設備

| | |
|---|---|
| エネルギー | ⊙電気 ・ガス（・都市 ・液化石油ガス） ・油（・重油 ・灯油）・廃熱利用 |
| 熱源方式 | ・中央熱源 ⊙個別空調 ・地域熱源 |
| 熱源機器 | ・冷凍機 ・ボイラー（温水発生器含） ・ヒートポンプ冷凍機 ・冷温水発生機 |
| | ・蓄熱槽 ・氷蓄熱ユニット ・コジェネレーション ⊙空冷ヒートポンプエアコン |
| 配管方式 | ・冷温水配管（・2管式 ・4管式） ⊙冷媒配管（⊙2管式 ⊙3管式） |
| 空調ｸﾞﾘﾙ方式 | ・単一ダクト ・単一ダクト＋ファンコイルユニット ・ファンコイルユニット |
| | ・パッケージ形空調機（床置） ⊙空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ（ ⊙マルチタイプ⊙セパレート） |
| | ・ガスエンジンヒートポンプユニット ・氷蓄熱ヒートポンプユニット ・小型水熱源ヒートポンプユニット |
| 換気方式 | ・中央 ⊙個別 ⊙第1種 ⊙第2種 ⊙第3種 ・自然換気システム |
| 排煙方式 | ⊙自然 ・機械 ⊙告示免除 ⊙避難安全検証法 |
| 自動制御 | ・電気 ⊙電子（・デジタル調節器） ⊙デジタル（・DDC、中央監視装置） |

### 昇降機設備

| | |
|---|---|
| エレベーター | ・乗用 ⊙車椅子兼用 ・荷物用(1,750kg) ・ 26人乗 ・ 60m／分 ・ 1台 |
| | ・乗用 ・車椅子兼用 ・荷物用( kg) ・ 人乗 ・ m／分 ・ 台 |
| 非常用エレベーター | ・ ・ 人乗 ・ m／分 ・ 台 |
| エスカレーター | ・ ・幅 mm ・ 基 |

### 機械駐車設備

| | |
|---|---|
| 乗り入れ方式 | ・ |
| 適用車種（収容台数） | ・大型車用（ 台） ・中型車用（ 台） ・中小型車用（ 台） |

注：以下、記入値及び ※，⊙のついたものを適用する。

### 設計気象条件

| | |
|---|---|
| 気象条件 外気湿度 | 夏： 34.6℃、 56.8 % 冬： 1.7℃、 62.1 % |
| 積雪量 | 42 cm（ kg／㎡・cm） 多雪区域の指定 ・指定あり ⊙指定なし |
| 凍結深度 | cm |
| 最多降水量 | 32 mm／10min |
| 風向 | 年間最多： 西北西 冬： 西北西 |
| 設計条件 風圧力 | 建築基準法に基づき定められた風速(Vo)・ 36 m/s 地表面粗度区分：・Ⅰ ・Ⅱ ⊙Ⅲ ・Ⅳ |
| 耐風性能分類 | 耐風性能分類（「官庁施設の基本的性能基準」に準ずる）(W:風圧力,再現期間) |
| 構造体 | ・Ⅰ(1.3W,200年) ⊙Ⅱ(1.15W,100年) ※Ⅲ(1.0W,50年:建基法)・ |
| 建築非構造部材 | ・Ⅰ(1.3W,200年) ※Ⅱ(1.15W,100年) ・Ⅲ(1.0W,50年:建基法)・ |
| 建築設備 | ・Ⅰ(1.3W,200年) ※Ⅱ(1.15W,100年) ・Ⅲ(1.0W,50年:建基法)・ |
| その他 | ・風洞実験による ・時刻歴応答解析による ・ |

## 設計水平震度

※耐震構造の水平震度は以下による

建築非構造部材の水平震度は下表による

| 分類 | 上層階、屋上及び塔屋 | 中間階 | 1階及び地階 |
|---|---|---|---|
| A類の外部及び特定室 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| B類及びA類の一般室 | 1.0 | 0.6 | 0.4 |

建築設備の水平震度は下表による

イ 重要機器(水槽類を除く,防振支持の機器については、括弧内の数字)

| 分類 | 上層階、屋上及び塔屋 | 中間階 | 1階及び地階 |
|---|---|---|---|
| 特定 | 2.0 (2.0) | 1.5 (1.5) | 1.0 (1.0) |
| 一般 | 1.5 (2.0) | 1.0 (1.5) | 0.6 (1.0) |

ロ 一般機器(水槽類を除く,防振支持の機器については、括弧内の数字)

| 分類 | 上層階、屋上及び塔屋 | 中間階 | 1階及び地階 |
|---|---|---|---|
| 特定 | 1.5 (2.0) | 1.0 (1.5) | 0.6 (1.0) |
| 一般 | 1.0 (1.5) | 0.6 (1.0) | 0.4 (0.6) |

ハ 重要水槽

| 分類 | 上層階、屋上及び塔屋 | 中間階 | 1階及び地階 |
|---|---|---|---|
| 特定 | 2.0 | 1.5 | 1.5 |
| 一般 | 1.5 | 1.0 | 1.0 |

ニ 一般水槽

| 分類 | 上層階、屋上及び塔屋 | 中間階 | 1階及び地階 |
|---|---|---|---|
| 特定 | 1.5 | 1.0 | 1.0 |
| 一般 | 1.0 | 0.6 | 0.6 |

■注意事項

①建築非構造部材の定義
1.外壁及びその仕上げ
2.建具及びガラス
3.間仕切り及び内装材
4.天井及び床材
5.屋根材
6.造り付けの家具及び事務機器類
7.外構その他

②特定室の定義
活動拠点室,活動支援室,活動通路,活動上重要な設備室,危険物を貯蔵又は使用する室等をいう。

③建築設備の重要機器等の指定は、電気・機械設備工事特記仕様書による。

④鉛直震度は各々の水平震度の1/2とする。

| 場所 | | 建物(棟名) ① 内野ｽﾀﾝﾄﾞ | ② プリッジ | ③ |
|---|---|---|---|---|
| 上層階、屋上及び塔屋 | 上層階の定義 ・2～6階建ての場合は最上階 ・7～9階建ての場合は上層2階 ・10～12階建ての場合は上層3階 ・13階建以上の場合は上層4階 | 屋上及び塔屋 4階～ 階 | 屋上及び塔屋 階～ 階 | 屋上及び塔屋 階～ 階 |
| 中間階 | 地階、1階と上層階を除く階 但し、1階＝1階の床面を除く1階 | 3階～2階 | 階～ 階 | 階～ 階 |
| 1階及び地階 | 地階 但し、1階＝1階の床面 | 1階及び地階 | 1階及び地階 | 1階及び地階 |

## Ⅱ. 工事発注形態

・建築工事は3工区（1工区:パックネット裏スタンド、2工区:1塁側スタンド、3工区:3塁側スタンド、ブリッジ）に分割
・電気設備工事 ・機械設備工事は2工区に分割（管工事、空調工事） ・外構工事 ・舗装工事
・大型映像装置改修工事 ・浄化槽改修工事

## Ⅲ. 工事区分

注：該当項目は番号に◯印の付いたものを適用する。区分は⊙印か、㊙印のない場合は※印のついたものを適用する。

| 分類 | 項目 | 建築 | 電気 | 空調 | 管 | 映像 | 浄化槽 | 外構 | 別途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 共通 | ◯1.工事用電力、上下水道、ガス引込み工事（引込み負担金を含む） | ※ | | | | | | | |
| | ◯2.工事用電力、上下水道、ガス使用料金（基本料金を含む） | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| | ◯3.本設電力引込み工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯4.本設上水引込み工事 | | | | ※ | | | | |
| | ◯5.本設下水引込み工事 | | | | ※ | | | | |
| | ◯6.本設ガス引込み工事 | | | | ※ | | | | |
| | ◯7.本設電力引込み負担金 | | ・ | | | | | | ※ |
| | ◯8.本設上水引込み負担金 | | | | ・ | | | | ※ |
| | ◯9.本設下水引込み負担金 | | | | ・ | | | | ※ |
| | ◯10.本設ガス引込み負担金 | | | | ・ | | | | ※ |
| | ◯11.本設受電後引き渡し迄の基本料金 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ・ |
| | 本設受電後引き渡し迄の使用料金 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| | ◯12.本設引き渡し迄の上水基本料金 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ・ |
| | 本設引き渡し迄の上水使用料金 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| | ◯13.本設引き渡し迄の下水基本料金 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ・ |
| | 本設引き渡し迄の下水使用料金 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| | ◯14.本設引き渡し迄のガス基本料金 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ・ |
| | 本設引き渡し迄のガス使用料金 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| | ◯15.本設電話引込み工事 | ※ | ※ | | | | | | |
| | ◯16.本設電話引込み負担金 | | ・ | | | | | | ※ |
| | ◯17.工事上の各種申請、届出費用 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| | ◯18.既存上下水道、ガス管の撤去及び手続き（届出費用を含む） | | | | ⊙ | | | | |
| | ◯19.工事施工に関する電波障害調査 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯20.工事施工に関する電波障害対策工事 | ⊙ | | | | | | | |
| 2 機械基礎 | ◯1.大規模な機器類の基礎の製作及び設置 | ※ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | | |
| | ◯2.同上アンカーボルトの箱入れ、埋込み設置 | ・ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | | |
| | ◯3.小規模な機器類の基礎や架台の製作及び設置 | ・ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | | |
| | ◯4.外灯基礎の製作及び設置 | | | | | | | ※ | |
| | ◯5.設備機器類の取付け用インサート及び吊りボルトの製作及び設置 | | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | | |
| | ◯6.S造の設備機器類吊り下げ用取付け金物の製作及び設置 | ※ | | | | | | | |

| 分類 | 項目 | 建築 | 電気 | 空調 | 管 | 映像 | 浄化槽 | 外構 | 別途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 躯体貫通 | ◯1.地中梁の連通管、通気管及び人通孔の製作、設置及び補強 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯2.地下室等の二重壁内の水抜き管の製作及び設置 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯3.S、SRC造梁貫通鋼管スリーブの製作、設置及び補強 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯4.RC造梁貫通スリーブの製作及び設置 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | | |
| | ◯5.同上補強 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯6.床や壁の貫通及び半貫通部分のスリーブ、箱等の製作及び設置 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | | |
| | ◯7.同上補強 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯8.各貫通穴あけ箇所の空隙充填及び補修 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| | ◯9.梁貫通予備スリーブの孔蓋の製作、設置及び耐火被覆 | ※ | ・ | ・ | ・ | ・ | ※ | | |
| | ◯10.防火区画、排煙区画床、壁貫通部処理 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | | |
| 4 躯体以外の開口・貫通 | ◯1.工場製作の床パネル、間仕切り壁類の開口、取付け枠の製作、設置及び補強 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯2.現場製作の床、間仕切り壁類の開口、取付け枠の製作、設置及び補強 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | | |
| | ◯3.間仕切り壁開口部の空隙充填及び補修 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | | |
| | ◯4.天井付各種機器類の取付け用の開口、取付け枠の製作、設置及び補強（吹出口、吸込口等を含む） | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯5.床や壁の直付け各種器具類の取付け枠の製作、設置及び補強 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | | |
| | ◯6.ブロック、れんがへの設備機器取付け用開口、取付け枠の製作、設置及び補強 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯7.ALC版、押出し成形セメント板、PC版類の設備機器取付け用開口、取付け枠の製作、設置及び補強 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯8.床や壁の石材面の設備機器取付け用開口の製作 | ※ | | | | | ※ | | |
| 5 ピット・マンホール・水槽等 | ◯1.湧水槽、蓄熱槽等の各種水槽の躯体断熱層、内外の防水及び仕上げ | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯2.同上マンホール蓋及びタラップの設置 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯3.屋内の排水溝、配管ピット及び配線ピットの内外の防水及び仕上げ | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯4.同上付属蓋類の設置 | ※ | ・ | ・ | ・ | | ※ | | |
| | ◯5.同上内設備配管類の架台の製作及び設置 | | ※ | ※ | ※ | ※ | | | |
| | ◯6.屋内の電気引込み用マンホール及びタラップの設置 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯7.電気設備用ハンドホール及びマンホール蓋の設置 | | ※ | | | | | | |
| | ◯8.屋内マンホールの躯体、鋳鉄蓋及び化粧蓋の設置 | ※ | ※ | | | | ※ | | |
| | ◯9.屋外マンホールの躯体、鋳鉄蓋の設置 | ※ | ※ | ※ | ※ | | ※ | | |
| | ◯10.屋外マンホールの化粧蓋の設置 | ※ | ※ | ※ | ※ | | ※ | | |
| | ◯11.同上化粧蓋の仕上 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯12.浄化槽の躯体、内外防水及び仕上げ | | | | | | ※ | | |
| | ◯13.同上用マンホール蓋及びタラップの設置 | | | | | | ※ | | |
| | ◯14.浄化槽の内外装置の設置 | | | | | | ※ | | |
| | ◯15.湧水槽、蓄熱槽等用液面電極取付け座の設置 | | ※ | ※ | ※ | | | | |
| | ◯16.同上用各種満減水警報、液面電極棒取付け | | ※ | | ※ | | | | |
| | ◯17.同上用電気配管配線 | | ※ | | | | | | |
| | ◯18.汚水中継槽(建物内)の躯体、内外防水及び仕上、マンホール蓋及びタラップの設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯19.同上用内のポンプ・配管の設置 | | | | ⊙ | | | | |
| 6 点検口・ガラリ | ◯1.設備機器及び配管配線用の床、壁及び天井の点検口の製作及び設置 | ※ | ・ | ・ | ・ | | ※ | | |
| | ◯2.外壁に取りつく給排気用ガラリの製作及び配置（接続用アングル、防鳥ネットを含む） | ※ | | ・ | | | ※ | | |
| | ◯3.同上外壁ガラリのウェザーカバー及びチャンバーの製作及び設置 | ・ | | ※ | | | ※ | | |
| | ◯4.内壁等に取りつく吹出口、吸込口のガラリ等の製作及び設置 | | | ※ | | | ※ | | |
| | ◯5.同上化粧用特殊ガラリの製作及び設置 | ※ | | | | | ※ | | |
| | ◯6.各室建具ガラリの製作及び設置 | ※ | | | | | ※ | | |
| 7 雨水排水工事 | ◯1.ルーフドレイン類、軒樋及び縦どいの設置 | ※ | | | | | | | |
| | ◯2.同上凍結防止ヒーター装置の設置 | | ※ | | | | | | |
| | ◯3.同上縦どいの第一桝への配管接続 | ※ | | | ・ | | | | |
| | ◯4.同上第一桝の製作及び設置 | ※ | | | ・ | | | | |
| | ◯5.雨水利用時、貯留槽への流入配管接続 | ※ | | | ・ | | | | |
| | ◯6.同上貯留槽への流入遮断弁の設置 | ・ | | | ・ | | | | |
| | ◯7.同上貯留槽からのオーバーフロー管の設置 | ・ | | | ・ | | | | |
| | ◯8.同上貯留槽以降の雨水利用設備 | | | | ※ | | | | |
| 8 便所・浴室・湯沸室等 | ◯1.流し台、ガス台、戸棚及びフードの製作及び設置 | ※ | | | ・ | | | | |
| | ◯2.同上給排水管及び排水金物の接続 | | | | ※ | | | | |
| | ◯3.同上フードへのダクト接続 | | | ※ | ・ | | | | |
| | ◯4.洗面化粧台の製作及び設置 | ※ | | | ・ | | | | |
| | ◯5.同上給排水管接続 | | | | ※ | | | | |
| | ◯6.同上陶製洗面器の設置 | | | | ※ | | | | |
| | ◯7.既製浴槽の設置 | ※ | | | | | | | |
| | ◯8.ユニットバス・ユニットシャワー類の設置 | ※ | | | | | | | |
| | ◯9.同上給排水管接続 | | | | ※ | | | | |
| | ◯10.同上ダクト接続 | | | ※ | | | | | |
| | ◯11.同上一次側電気配管配線 | | ※ | | | | | | |
| | ◯12.既製化粧鏡の設置 | ※ | | | | | | | |
| | ◯13.特注化粧鏡の設置 | ※ | | | ・ | | | | |
| | ◯14.大便器等水平区画の耐火区画の製作及び設置 | | | | ※ | | | | |
| | ◯15.手すり、ベビーベット、ベビーチェア | ※ | | | | | | | |
| | ◯16.ペーパーホルダー、ジェットタオル、オストメイト(ﾗｲﾆｭｳｹﾞを含む) | | | | ⊙ | | | | |
| | ◯17.多機能トイレのトイレパック一式 | | | | ⊙ | | | | |
| 9 防火設備（防火戸等） | ◯1.防火（煙）シャッターの製作・設置及び自動閉鎖装置の製作及び設置 | ※ | | | | | | | |
| | ◯2.同上用連動制御器と感知器との製作と設置及び配管、配線工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯3.防火戸の扉、枠の製作・設置（自動閉鎖装置用切り込み補強共） | ※ | | | | | | | |
| | ◯4.同上用自動閉鎖装置、連動制御器及び感知器の製作と設置及び配管配線工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯5.可動式防煙壁の製作・設置及び自動降下装置緩衝装置の製作及び設置 | ※ | | | | | | | |
| | ◯6.同上用連動制御器、感知器の製作・設置及び配管配線工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯7.電動式排煙窓の開放装置の製作、設置及び二次側配管配線工事 | ※ | | | | | | | |
| | ◯8.セキュリティー区画等に用いる扉の配管配線用ボックスの製作及び設置 | ※ | | | | | | | |
| | ◯9.同上用配管工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯10.同上用配線及び装置の製作及び設置 | | ・ | | | | | | ※ |
| | ◯11.防火区画、排煙区画床、壁貫通部処理 | ※ | ※ | ※ | ※ | | | | |
| | ◯12.機械排煙口、排煙ダンパーの製作・設置及び手動開閉装置の製作及び設置 | ・ | | ※ | | | | | |
| | ◯13.同上用配管、配線工事（受信機～機械排煙口） | | ※ | | | | | | |
| | ◯14.同上用配管、配線工事（機械排煙口～手動開閉装置） | | | ※ | | | | | |
| | ◯15.防煙ダンパーの製作、設置及び自動閉鎖装置の製作及び設置 | | | ※ | | | | | |
| | ◯16.同上用連動制御器、感知器の製作、設置及び配管配線工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯17.消火栓及び消火器一体型消火栓の製作及び設置 | | | | ⊙ | | | | |

| 分類 | 項目 | 建築 | 電気 | 空調 | 衛生 | 映像 | 浄化槽 | 外構 | 別途 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 設備工事等 | ◯1.自家発電設備用オイルタンク及びサービスタンク迄の油配管工事 | | ※ | ・ | ・ | | | | |
| | ◯2.サービスタンク用防油堤躯体及び仕上げ | ※ | | | | | | | |
| | ◯3.自家発電設備用一次側給排水配管工事 | | | | ※ | | | | |
| | ◯4.自家発電運転用給排気設備工事 | | ※ | ・ | | | | | |
| | ◯5.ユニットバス・ユニットシャワーの換気扇の設置 | ・ | ・ | ※ | | | | | |
| | ◯6.一般換気扇の設置 | ・ | ・ | ※ | | | | | |
| | ◯7.同上用の取付枠の製作及び設置 | ※ | ・ | ・ | ・ | | | | |
| | ◯8.機器類付属制御盤とその二次側配管配線工事 | | ※ | ※ | ※ | | | | |
| | ◯9.自動制御などの現場盤への電源接続 | | ※ | | | | | | |
| | ◯10.設備用機器、付属制御盤への電源接続及び接地工事 | | ※ | | | | | | |
| | 11.生産設備用機器、付属制御盤などの取付及び二次側配管配線工事 | | | | | | | | ※ |
| | ◯12.電動ブラインド、電動カーテン、電動シャッター、自動ドアなどの制御盤及び二次側配管配線工事 | ※ | | | | | | | |
| | 13.ガス漏れ警報設備 | | ※ | | | | | | |
| | ◯14.制御用の電極棒の設置 | | ・ | ※ | ・ | | | | |
| | ◯15.制御用のフロートスイッチの設置 | | ・ | ・ | ※ | | | | |
| | 16.光天井など の照明器具用箱付及び下面仕上材料（ルーバー等）の設置 | ※ | | | | | | | |
| 11 昇降機 | 1.機械室の床開口設置及び補強 | ※ | | | | | | | |
| | ◯2.機械室の床配管ピット及び蓋の製作及び設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯3.巻揚機周囲のチェッカープレートの製作及び設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯4.昇降路内ピットの防水、集水桝及び点検用タラップの製作及び設置 | ※ | | | | | | | |
| | ◯5.各階出入り口開口の設置及び補強 | ※ | | | | | | | |
| | ◯6.出入り口三方枠取付け用下地鉄骨の設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯7.出入り口扉三方枠の製作及び設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯8.三方枠取付けと枠廻り空隙の充填及び補修 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯9.軌条、中間ビーム、ブラケット等昇降路内の鋼製部材一式の製作及び設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯10.9のうち中間ビームの製作及び設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯11.9のうち軌条取付け用下地鉄骨の製作及び設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯12.機械室天井フックの製作及び設置 | ※ | | | | | | | |
| | ◯13.ホール押し釦、インジケーター、調査等の躯体開口の設置及び補強 | ※ | | | | | | | |
| | ◯14.昇降路、ピット内の保守用コンセントの設置 | | ※ | | | | | | |
| | ◯15.昇降路外の遠方操作又は警報監視インターホン用配管配線工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯16.遠方操作盤、警報監視盤及びインターホンの設置及び調整（監視盤DC電源共） | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯17.一次側電源供給工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯18.機械室内非常電源と商用電源切替え開閉装置の製作及び設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯19.同上インターホン本体及び取り付け | ⊙ | | | | | | | |
| 12 機械駐車設備 | 1.機器類設置用フックの製作 | | | | | | | | |
| | 2.機器類設置用フックの設置 | ※ | | | | | | | |
| | 3.ターンテーブルピット内の防水と仕上げ | ※ | | | | | | | |
| | 4.ターンテーブルピット内の排水管工事 | ※ | | | | | | | |
| | 5.一次側電源供給工事 | | ※ | | | | | | |
| | 6.非常用電源設備工事（バッテリー） | | | | | | | | |
| | 7.消火設備工事 | | | | | | | | |
| | 8.カーミラーの製作及び設置 | ※ | | | | | | | |
| 13 外構関係 | ◯1.外構範囲の整地、舗装、マーキング工事 | | | | | | | ※ | |
| | ◯2.外構範囲の雨水排水設備（桝、配管等） | | | | | | | ※ | |
| | 3.外構範囲の雨水排水抑制設備、調整池工事 | | | | | | | ※ | |
| | 4.外構範囲の汚水・雑排水設備工事(桝、配管) | | | | ※ | | | | |
| | ◯5.外灯設備、弱電設備（ITVその他）の配線工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯6.外灯設備、弱電設備（ITVその他）の基礎工事 | | ※ | | | | | | |
| | ◯7.外灯設備、弱電設備（ITVその他）の埋設配管 | | ※ | | | | | | |
| | ◯8.外構範囲の散水栓設備（埋設管含む） | | | | ※ | | | | |
| | ◯9.外構範囲のサイン工事（基礎含む） | ※ | | | | | | | |
| | ◯10.上記サイン工事までの電気設備工事 | | ※ | | | | | | |
| | 11.門扉設置工事（基礎含む） | ※ | | | | | | | |
| | ◯12.先行土木工事部分の仕上げ復旧工事 | | | | | | | ※ | |
| 14 太陽光 | ◯1.太陽電池アレイの製作及び設置 | | | | | ⊙ | | | |
| | ◯2.接続箱の製作及び設置 | | | | | ⊙ | | | |
| | ◯3.太陽電池アレイ架台の製作及び設置 | | | | | ⊙ | | | |
| | ◯4.パワーコンディショナー及び系統連系保護装置の製作及び設置 | | | | | ⊙ | | | |
| | ◯5.データ計測装置の製作及び設置 | | | | | ⊙ | | | |
| | ◯6.表示装置の製作及び設置 | | | | | ⊙ | | | |
| | ◯7.日射計・気温計の製作及び設置 | | | | | ⊙ | | | |
| | ◯8.電気配線・配管工事（太陽電池アレイ～接続箱） | | | | | ⊙ | | | |
| | ◯9.電気配線・配管工事（接続箱～パワーコンディショナー） | | | | | ⊙ | | | |
| | ◯10.電気配線・配管工事（パワーコンディショナー～データ計測装置・日射計・気温計・表示装置・受電設備等） | | | | | ⊙ | | | |
| 15 その他 | ◯1.屋外記置場等のネットフェンスの設置 | ※ | ・ | | | | | | |
| | ◯2.消火器の設置（諸官庁手続き共） | ・ | | | | | | | ※ |
| | ◯3.同上設置用ボックス | ※ | | | | | | | |
| | ◯4.手動ブラインド | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯5.同上ボックス、レールの製作及び設置 | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯6.家具、什器、備品(建物に固定しないもの) | | | | | | | | ※ |
| | ◯7.スポーツ備品、器具、選手ロッカー | | | | | | | | ※ |
| | ◯8.洗面カウンター、シャワーブース、トイレブース | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯9.スライディングウォール | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯10.調乳シンク | ⊙ | | | | | | | |
| | ◯11.カーテン | | | | | | | | ⊙ |

注：該当項目は番号に◯印の付いたものを適用する。区分は⊙印か、㊙印のない場合は※印のついたものを適用する。

| 設計者 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | | 一級建築士 | | 一級建築士 | | | | | | | | | | | |
| 第286776号 | | 第298249号 | | 第219102号 | | | | | | | | | | | |
| 渡邊 和幸 | | 土生 達哉 | | 下野 日出幸 | | 眞下 茜 | | | | | | | | | |

| 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 |
|---|---|---|
| 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明 | 外山 博文 | 17992 |

特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R7営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管

●図面名 機械設備工事特記仕様書（1）

●図面番号 J-005

●縮尺 － －

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

# Ⅳ．機械設備工事種目

注：⊙印のついたものを適用する。

| | | 工事種目 | 建物 ① | 2 | 3 | | | | | | | 屋外 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工事種目 | | 空調設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 換気設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 排煙設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 自動制御設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 床暖房設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 衛生器具設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 給水設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 排水通気設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 給湯設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 消火設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | （１）屋内消火栓設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | （　）屋外消火栓設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | （２）スプリンクラー設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | （　）不活性ガス消火設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | （　）泡消火設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | （　）連結送水管設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | （　）連結散水設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | （３）消火器 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | ガス設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 厨房機器設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 1 | 浄化槽設備 | ⊙ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ⊙ | |
| | | 浴槽プールろ過設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 雨水利用設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | 油配管設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |

# Ⅴ　機械設備工事特記仕様書

注：項目及び特記事項は⊙のついたものを適用する。

| 項目 | 特記事項 |
|---|---|

## 各章共通事項

⊙総則

・1．共通仕様
a 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、全て一般社団法人公共建築協会編「民間（七会）連合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書令和２年版（機械設備工事編）」（以下「共仕」という）による。
（「共仕」の第２編：共通工事から第１１編：医療ガス設備工事は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版」（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和４年版 」（以下「標準図」という）による。）

⊙2．適用基準等　⊙鳴門市火災予防条例　⊙鳴門市水道事業給水条例

⊙3．設計図書の優先順位
すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次による。
１）質問回答書（２）～５）に対するもの）
２）補足説明書
３）特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
４）３）以外の図面
５）「共仕」，「標準図」
６）国土交通省大臣官房庁営繕部監修機械設備工事監理指針令和元年版

⊙4．工事実績情報の登録　⊙登録する。(公共工事実績データ)　・登録しない。

⊙5．官公署その他への届出手続き等
関係官署その他の機関への必要なすべての届出手続き等の名称、届出先、届出予定日を一覧表にして監理者に事前に報告すること。

・6．契約　・本工事の契約は民間（七会）連合協定工事請負契約約款（最新版）による。

・7．建設工事保険等
・受注者は本工事の全ての物件に対して、建設工事保険等に加入し、それらの証書の写しを契約後すみやかに監理者を経て建築主に提出する。
建設工事保険会社　・見積要項書による。

⊙8．工事区分等
図示によるほか、工事区分による。但し、疑義を生じた場合は工事着手前に質疑応答書をもって確認する。
建築工事など他の工事との取合わせ部分は、補強納まり仕上げなどを検討できる施工図を提出して監理者の承認を受ける。

・9．起工式、上棟式等に要する費用　・工事請負金額に含む（起工式　　式　　式）　・含まない

⊙工事関係図書

⊙1．施工計画書
品質計画書
施工報告書
a 総合施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応などについて、本工事の固有の条件に適応した具体的な方策を定めたものとする。
b 工種別の施工計画書は、その工種については監理者の指示に従って作成し提出する。
c 施工計画書に定めた各項目の品質を確保するために必要なチェックリストを作成し、施工時に自主確認を行い監理者に施工報告書を提出する。
d 施工計画書で定めた各項目を施工するにあたり、適切な時期に行う確認、試験、検査等、施工品質を確保するために必要な事項を定めた品質計画書を提出する。
e 事前に機器の搬入計画書を作成し監理者の承認を得ること。

⊙2．着工時、中間時の提出書類
⊙提出書類は「工事に関する書類作成要領－施工者が提出する書類－」による。
・工事写真の撮り方（平成24年版）建築設備編（建設大臣官房官庁営繕部監修）
着工時に設計図を A３版に縮小を行い、白焼製本を提出する。　・３部　・　部

⊙3．総合図等
作成図面の種別

| 種類 | 作成図・縮尺 ⊙平面図 | ⊙天井伏図 | ⊙天井内伏図 | ⊙展開図 | ・ |
|---|---|---|---|---|---|
| ⊙総合図 | ⊙1/50 ⊙1/100 | ⊙1/50 ・ | ・1/50（指定室） ・ | ⊙1/50（指定室） ・ | ・ |
| ⊙総合施工図 | ・1/50 ・1/20 | ⊙1/50 ・ | ・1/50（指定室） ・ | ⊙1/50（指定室） ・ | ・ |

躯体関口について建築、構造、設備間の整合確認を目的として総合図調整時に「関口確認会議」を実施する。
⊙各工事間の相互調整完了後の総合図、総合施工図（詳細寸法等を記述した図面）の監理者による取扱い
⊙確認を行う　・承認を行う

⊙4．工事の記録
会議・打合せ記録
工事写真
a 総合会議・分科会及び監理者等と協議した結果についての記録を整備する。
b 実施工程表、週間・月間・工種別工程表を整備する。
c 工事の施工に際し試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
d 隠蔽される等、後日の目視による検査が容易でない部分の施工は工事写真を整備する。

⊙5．騒音規制基準　　工事現場、敷地境界にて騒音測定を行い、騒音規制基準を厳守すること。

⊙6．現場情報の電子的な情報交換　　工事期間中、施工品質の管理と現場の円滑な運用を目的として、工程表・工事写真・議事録・その他、現場情報をインターネットを使用して情報交換が可能とすること。

⊙7．計量メータの確認
エネルギー計量（検針）が正しく機能することを確認するために以下の事項を実施すること。
工事施工前に計量確認計画書を作成し発注者及び監理者に提出のこと。
工事完了後計量確認計画書に基づきその施工状況を照合し、その判定結果を計量確認書に記載し提出すること。

⊙8．他工事との取合　　他工事及び別途で設置する機器の位置，仕様等を確認の上施工図・承認図等を作成し、監理者の承認を受ける。

⊙9．監理者の承認・検査・試験
機材、施工が設計図書に適合しない場合、その責は請負者にあり、それらについての施工図、製作図に対する監理者の承認ならびに監理者による検査・試験は請負者等の責任を軽減するものではない。また、施工に用いられ、または工事目的物に組こまれた製品の欠落またはこれに類する原因による品質上、性能上、安全上の不具合がある場合、その責は請負者にあり、当該部位についての施工図、製作図に対する監理者の承認ならびに監理者による検査・試験は請負者等の責任を軽減するものではない。

⊙工事現場管理

⊙1．電気保安技術者　資格者の選定　・要　⊙不要

⊙2．施工条件　施工時間の指定　⊙無　・有（　時～　時）
⊙ 西側駐車場の一部にバス駐車場があるため、大会時は駐車場運用について事前協議を行うこと。
⊙ 公園内を工事車両が通行する場合は徐行運転とし、安全対策を行った上で公園利用者の安全を確保すること。

⊙3．発生材の処理等
⊙ 発生材の処理等は、共仕に従い行う。
⊙ 産業廃棄物は、種類ごとに次の処理場を指定する。

| 種類 | 処分許可業者の会社名 | 優良 | 所在地 処分地 | 運搬距離 (km) | 処分費 (税抜・円) | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ｱｽﾌｧﾙﾄ類 | 四国ﾘｻｲｸﾙ(株)（中間処分） | ○ | 名西郡石井町高川原字高川原1696-1 鳴門市瀬戸町明神字馬越26-3 | 7.4 | 1,000 | t |
| 汚泥 | (財)徳島県環境整備公社（徳島東部） | ○ | 板野郡松茂町豊久字朝日6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日6番の地先 | 8.4 | 12,800 | t |
| ｺﾝｸﾘｰﾄがら | (有)川上組砕石（中間処分） | ○ | 徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1 | 6.9 | 640 | t |
| 金属（処分） | (株)旭金属 | ○ | 徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12 | 17.0 | 0 | t |
| 廃プラ | (財)徳島県環境整備公社（徳島東部） | ○ | 板野郡松茂町豊久字朝日6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日6番の地先 | 8.4 | 35,000 | t |

⊙ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増減変更の対象としない。
また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されていると、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
また、コンクリート、アスファルト類の搬出先には、中間処理施設のみとする。
木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

⊙4．関連工事等の調整　契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監理者の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

⊙機器及び材料

・1．環境への配慮
(1) グリーン購入法に定めるところにより下記に機材を適用する。
・吸収冷温水機　・氷蓄熱式空調機　・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
・電気給湯器　・ガス温水機器　・石油温水機器　・ガス調理機器
・生ごみ処理機　⊙太陽熱利用システム　・排水用再生硬質塩化ビニル管
・自動水栓　⊙水洗式大便器　・自動洗浄装置及びその組込み小便器
(2) 使用する材料は、揮発性有機化合物を発散しないか、極めて少ない物とする。
(3) 使用する機材はアスベストを含有しないものとする。

⊙2．機材の品質等
(1) 使用機材等指定表によるほか同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は監理者の承認を受ける。
(2) 給水及び給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合するものとする。

⊙3．機材の寸法　機材等の寸法はすべて概略寸法を示す。

・4．試験及び検査の立会い
下記費用を工事負担金額に含む。
・工事現場外での試験及び検査の立会いに要する費用（交通費及び宿泊費を含む）

⊙施工

⊙1．技能士　⊙適用する（⊙配管工事　⊙ダクト工事　⊙保温工事　⊙機器据付　）　・適用しない

⊙2．化学物質の濃度測定
(1) 室内空気中の化学物質の濃度測定　・行う　⊙行わない（別途工事にて対応）
(2) 測定対象化学物質　・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・
(3) 測定方法　・パッシブ型採取機器　・
(4) 測定対象室及び測定個所数　・

⊙3．施工者による自主的な品質管理　受注者は当該工事の施工管理にあたり、日常工事に直接係わる現場作業所職員の構成とは別に、施工品質の自主的管理を目的とする自主施工管理者を選任し、この者を含めた自主施工管理体制を組織し、品質管理を徹底すること。当該自主施工管理者は、品質管理上の重要な事項と時期及び監理者の指示する事項について、施工品質の確保のための指導、監督を実施すること。尚、指導、監督を実施した事項は、記録し監理者に報告すること。

⊙4．見本施工の実施　・実施する（　、　）　⊙実施しない。

⊙工事検査及び技術検査

⊙1．技術検査　工事施工途中における技術検査（「中間検査」）の実施回数及び実施段階
⊙実施する。（詳細はJ-003 共通仕様書（２）21工事検査及び技術検査による）・実施しない。

⊙完成図等

⊙1．完成図の記載内容　標準仕様書による他「工事に関する書類作成要領－施工者が提出する書類－」による。

⊙2．完成時の提出図書　工事完成後１ヶ月以内に下記の完成図などを提出する。
⊙提出書類は、共通仕様書（３）22完成図等を参照のこと。

⊙3．CD-ROMによる竣工データファイル
⊙CD-ROM（　2　）セットを提出する。
⊙作成する範囲は完成時の提出図書のほか、下記による。
⊙竣工ＢＩＭデータ　・点群データ

⊙4．竣工写真等
⊙J-004 共通工事仕様書（３）22完成図等による，
・下記のものを監理者の指示する指定の台紙に貼付け、又は指定カバー，ケースに収納し、撮影個所を明記し提出する。

| 種類 | 分類 | 規格 | 撮影箇所数 | 部数 | 原版の大きさ（ ）等 mm |
|---|---|---|---|---|---|
| ・竣工写真 | ・カラープリント | ・キャビネ版 | 外部（ ）内部（ ） | ・ 部 | ・102×127以上 |
| | ・リバーサルフィルム | | 外部（ ）内部（ ） | ・ 部 | ・102×127以上 |
| | ・カラースライド | | 外部（ ）内部（ ） | ・ 部 | ・26×36以上 |
| | ・ディスク | | 外部（ ）内部（ ） | ・ 部 | ・200万画素以上 |
| ・ビデオ記録 | ・DVD（ナレーション、BGM付） | | ・工事記録（　工事） ・竣工時記録 | ・ 巻 ・ 巻 | ・編集時間　分程度 ・編集時間　分程度 |
| ・航空写真 | ・ | | ・ | ・ 部 | |

・2つ折り製本　部　・折り込み製本（A4版金文字入り）　部

360度画像データ　・作成する（箇所・範囲は図示）　・作成しない
3Dスキャンデータ　・作成する（箇所・範囲は図示）　・作成しない

⊙5．保全に関する資料
⊙J-004 共通工事仕様書（３）22完成図等による。
⊙作成が必要な設備項目や部数等は、監督員の指示による。

⊙6．作品の対外発表　受注者又は関係者が、本工事に関する内容を新聞雑誌等に発表する際には、工事期間中及び建物完成後を問わず、事前に発表の企画内容を県及び設計者に通知して、その了承を得ること。また、仕上り原稿について県及び設計者の最終承認を得るものとする。

⊙7．掲示板　機械室に操作順序、注意事項、連絡先及び系統図などを書いた掲示板を設ける。

⊙8．建築物省エネ法対応
⊙建築物省エネ法　⊙適合　・届出　・対象外
⊙省エネ計算の方式　⊙モデル建物法　・標準入力法
⊙適合の場合は、省エネ基準工事監理報告書において確認の必要な資料
（納入仕様書、施工記録、自主検査記録書、試験成績書等）を作成し監理者の指示により整理し提出すること。
⊙軽微な変更がある場合には、省エネ計算を行い完了すること。

## 共通工事

⊙1．配管材料及び継手
⊙ステンレス鋼管継手は拡管式管継手を使用する。
⊙水槽内に設置する鋼管は、内外面ライニング鋼管とする。
⊙耐火二層管の伸縮継手は、立て管3階に1箇所又は直管12mに1箇所設ける。

・2．溶接部の検査
・ 下記用途の鋼管・ステンレス鋼管に適用する。
・冷温水管　・冷却水管　・油配管　・蒸気配管　・
・消火管　・液化石油ガス管　・油配管　・蒸気配管　・
・ 溶接部の非破壊検査の種類及び抜取率は下表による。

| 溶接部の種類 ＼ 検査の種類 ＼ 使用圧力 | 蒸気配管 1.0MPa未満 | 蒸気配管 1.0MPa以上 | 冷却水、冷温水及び油配管 |
|---|---|---|---|
| 突合せ溶接部 ・放射線透過検査(RT) ・浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(PT又はMT) | ・5% | ・10% | ・5% |
| すみ肉溶接部 ・浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(PT又はMT) | ・% | ・% | ・% |

注）工場溶接部については、適用された抜取率の１／５としてよい。
放射線透過検査の判定基準は監理者の指示による。

⊙3．標識その他　⊙標準仕様書によるほか、下記による。
⊙配管の識別は系統名、帯、流れ方向を示す矢印により行う。表示場所及び表示方法は監理者の指示による。点検口の裏面には、点検個所を明記する。

⊙4．防振継手　・ベローズ形(SUS製)　⊙合成ゴム製（FRP製水槽等に対しては、合成ゴム製3山とする。）

⊙5．伸縮管継手　⊙ベローズ形(SUS製)　・スリーブ形

⊙6．絶縁継手　⊙絶縁フランジ接合　・絶縁ユニオン

⊙7．配管施工　建物導入部 ⊙フレキシブルジョイント・コルゲート管継手・スライド形継手・設けない

⊙8．満水試験継手　⊙標準仕様書による　⊙図示の箇所に設ける　・設けない

⊙9．管の接合
(1) 鋼管（油管を除く）呼径100A以下ねじ接合、125A以上フランジ接合又は溶接接合とする。
ただし、冷温水・蒸気管は、監理者の承認を得れば65A以上溶接接合とすることができる。
(2) ライニング鋼管継手　⊙コア付継手　・管端コア継手
(3) 絶縁継手　異種金属の接続部には全て設ける。（設置箇所及び仕様は図示による。）
(4) ポリエチレン管　⊙電気融着接合　・メカニカル接合
(5) 架橋ポリエチレン管接合　⊙電気融着接合　・メカニカル接合
(6) ポリブテン管接合　⊙熱融着接合　・電気融着接合　・メカニカル接合
(7) ビニル管接合　⊙接着接合　・ゴム輪接合
(8) ステンレス鋼管のメカニカル形管継手　⊙プレス式　・拡管式　・ナット式　・

⊙10．管の吊り及び支持　鋼管、鋳鉄管及びステンレス鋼管の呼び径40以下、ビニル管、耐火二層管、ポリエチレン管、ポリブテン管及び鋼管の呼び径20以下の管の形鋼振れ止め支持　⊙不要・要（　m以下）

⊙11．スリーブ
⊙スリーブ使用材料は、原則下表による。

| 施工場所 | 地中 水密部 | 地中 水密部以外 | 開口補強の必要な梁・壁・床 | 開口補強の必要無 壁・床 |
|---|---|---|---|---|
| 材料 | つば付鋼管 | ビニル管 | 鋼製 | 紙製 |

⊙ビニル管は、150A以下VP管、200A以上はVU管を使用する。
⊙非加硫ブチルゴム系水材を使用するスリーブを適用できる。
⊙梁貫通スリーブの補強については、原則として建築工事とするが、貫通スリーブの口径、位置については、建築工事施工者とすり合わせを行い適切に対応する。

⊙12．弁類
⊙ライニング鋼管に使用する弁は、普通防食型とし、また鋳鉄製の弁はライニング弁とする。
・JIS5K　⊙JIS10K　・JIS10K（図示による）
・ブライン用は、全て仕切弁を使用すること。

⊙13．防振つり及び防振支持金物施工範囲
⊙下表による。　・防振は行わない

| 施工場所 | 主機械室 | 名階機械室 | | |
|---|---|---|---|---|
| 施工方法 | シングル | | | |
| | ⊙ | ⊙ | ・ | ・ |
| 区分 | ・冷却水管 ・冷温水管 ・冷水管 ・温水管 ⊙給水管 ・揚水管 ・消火管 ・油管 ・蒸気管 | | | |

・14．埋設配管
(1) 地中埋設標　⊙下記の配管の分岐及び曲り部に ⊙設ける　・設けない
・油管 ⊙給水管　・屋外排水管　・ガス管　・消火管
(2) 埋設表示テープ　⊙設ける　・設けない
(3) 排水管を除く管の埋設の深さ ⊙一般地300mm以上 ⊙車両通路600mm以上
（但し、構内公道又は重量車両の通過する車両通路は、1,200mm以上とする。）
(4) 土中埋設の鋼管類（排水管を含む）⊙ペトロタム系防食テープによる防食処置を行う。⊙外面被覆鋼管を使用する場合は継手部に適用する。

⊙15．保温
(1) 保温施工範囲は下記によるほか標準仕様書による。
⊙ 外気取入れダクトは行う。
・ 隠ぺいダクトのフランジ部（補強を含む）は厚さ25mm の保温重ね巻きとする。
・ ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管による。
⊙ 排気ダクトは外壁から１ｍまで行う。ただし、全熱交換器の排気ダクトは全て保温する。
・ 膨脹管、補給水管の保温仕様は、冷温水管に準ずる。
・ 暖房用蒸気還管以外の蒸気還管は行う。
・ 膨張タンクは保温を行う。
(2) 保温施工種別
⊙標準仕様書による。（但し、保温材は、下記による。）
蒸気管、高温水管　・ﾛｯｸｳｰﾙ保温材　・ｶﾞﾗｽｳｰﾙ保温材　・
冷水管、冷温水管、給排水管　⊙ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温材　・ﾛｯｸｳｰﾙ保温材　・
ダクト　・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温板,保温帯　・ﾛｯｸｳｰﾙ保温板,保温帯
(3) 耐火構造の防火区画を貫通する部分はロックウール保温材とする。冷水管、給水管、排水管の床下暗渠内及び屋外露出部保温材は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
(4) 保温材の厚さ
⊙標準仕様書による。
(5) 下記に特記する機器、弁等は保温を行う。
・冷水、冷温水ポンプ　・プレート形熱交換器（冷水）・蒸気・高温弁類　・
(6) 蒸気配管及び高温水管に設ける弁類には「高温危険」表示を行う。
(7) 冷媒管保温仕様
⊙標準仕様書による。（液管10mm以上、ガス管20mm以上。）
(8) 冷媒管屋外露出保温外装
・ステンレスラッキング　・溶融ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛鉄板　・樹脂製化粧ケース
・ステンレス製化粧ケース　・アルミ合金製化粧ケース　・ガルバリウム鋼板製化粧ケース
(9) 共同溝内の保温種別は、屋外露出種別による。
(10) 保温材、外装材及び補助材を屋内で使用する場合のホルムアルデヒド放散量は、JIS等の材料規格において「☆☆☆☆」とする。
(11) 屋内露出外装仕様は、合成樹脂カバー２（ジャケットタイプ）とする。

・16．寒冷地保温　屋外露出管（弁類を含む）は共通事項の保温厚を下記に読みかえる。

| 20A　以下 | 32～200A | 250A以上 |
|---|---|---|
| 30　mm | 40　mm | 50　mm |

⊙17．塗装の範囲
⊙露出部塗装範囲は下記による。・標準仕様書による。
⊙一般居室、廊下　・倉庫　・屋上及び屋外　・主機械室
・駐車場　・電気室　・PS,DS　・
⊙屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製または溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
⊙硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することができる。

⊙18．ｴﾎﾟｷｼ樹脂ｺｰﾃｨﾝｸﾞ及びﾗｲﾆﾝｸﾞ
⊙防錆における エポキシ樹脂コーティング及びライニングの乾燥方法は下記による。
⊙加熱乾燥　・常温乾燥
・50HZ　⊙60HZ

⊙19．電源周波数　⊙製造者の標準仕様とする。　・標準仕様書による。（　項目の適用は図示による。）

⊙20．制御及び操作盤　⊙標準仕様書を適用する。　・標準仕様書を適用しない。

⊙21．インバーター用制御及び操作盤　⊙高調波対策　⊙要　・不要

⊙22．耐震措置
⊙耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版（独立行政法人建築研究所監修）による。
⊙耐震措置の計算書は施工に先立ち、監督員に提出し、承話を受けること。
1）機器の据付及び取付
設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数［ ⊙ 1.0　・　1.2 ］及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
設備機器の設計用標準水平震度

| 部位 | 機器種別 | 特定の施設 重要機器 耐震クラスS | 特定の施設 一般機器 耐震クラスA | 一般の施設 重要機器 耐震クラスA | 一般の施設 一般機器 耐震クラスB |
|---|---|---|---|---|---|
| 上層階 屋上・及び塔屋 | 機器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| | 水槽類 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 中間階 | 機器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 地階・１階 | 機器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |

上層階とは２～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
重要機器は次のものを示す。
・ 給水機器（　）⊙ 排水機器（ブロワ、制御盤　）
・ 換気機器（　）・ 空調機器（　）
・ 熱源機器（　）・ 防災設備（　）
・ 監視制御設備（　）・ 危険物貯蔵装置（　）
・ 火を使用する設備（　）
・ 避難経路上に設置する機器（　）
2）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とした値とする。
3）配管・ダクトの耐震支持は、次によるほか建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。配管およびダクト支持材は、強度計算を行う。
① 建物の耐震クラスの適用は下記による。
・耐震クラスS（　、　、　）
⊙ 耐震クラスA（上記以外の全ての配管　）
・耐震クラスB（　、　、　）
② 鋼管・鋳鉄管及びステンレス鋼管の呼び径40以下、ビニル管・耐火二層管・ポリエチレン管・ポリブテン管及び鋼管の呼び径20以下の管の形鋼振れ止め支持は、共通工事10.による。
③ 2番以上の送風機（ファンユニットを含む）を天井用設置する場合は、全て鋼製架台を設けること。また、天井内吊り高さ1.5m以上の機器は、耐震固定架台吊りとする。
④ 天井高さが4mを超える高天井内には原則機器を設置しない。機器を設置する場合は、耐震鋼製架台吊とし、点検歩廊を設けること。（機械室等を除く）
⊙質量100kg以下の軽量な機器（共仕の適用を受けるものは除く。）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくてもよい。

⊙23．耐塩害措置等
⊙下記の設備機器等に対して、それぞれ示す仕様を適用する。
（1）屋外機器　⊙耐塩害仕様
（一般社団法人 日本冷凍空調工業会標準規格(JRA9002-1991)）
・耐重塩害仕様
（一般社団法人 日本冷凍空調工業会標準規格(JRA9002-1991)）
（2）屋外鋼材等　・溶融亜鉛めっき2種35(HDZ35)〈350g/㎡以上〉
⊙溶融亜鉛めっき2種55(HDZ55)〈550g/㎡以上〉
・ステンレス鋼(SUS304)　・ステンレス鋼(SUS316)
（3）屋外設置盤　⊙溶融亜鉛めっき2種35(HDZ35)〈350g/㎡以上〉
・ステンレス鋼(SUS304)　・ステンレス鋼(SUS316)
・亜鉛照射(ZnTS50) + 塗装
〈外面塗膜厚100μm以上、内面塗膜厚50μm以上〉
・塗装（外面塗膜厚60μm以上、内面塗膜厚40μm以上）
（4）指定部位（　・プール室天井内吊り材　⊙浴室天井内鋼材吊り材　・　）
・　　・
⊙溶融亜鉛 - アルミニウム - マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3323)
〈新日鉄住金：スーパーダイマ、日新製鋼：ZAM(ザム)〉

⊙24．インサート及びアンカー
⊙あと施工アンカー（接着系アンカーは、吊下げ部分には使用しない）を使用する場合は事前に施工計画書を提出し、監理者の承認を受ける。
⊙あと施工アンカーの選定・施工は、あと施工アンカー協会有資格者によること。
⊙性能確認試験　（・行う　⊙製造者試験成績表による　・　）
⊙施工確認試験は施工単位ごとに３本以上の引抜き試験を行う。
⊙躯体前の埋設配管の有無の探査は、鉄筋探査機によるものとする。
なお、探査の結果、放射透過検査を必要とする場合は、監督員と協議の上、適切に対応する。
⊙あと施工アンカーの構造基準は、㈳日本建築あと施工アンカー協会構造基準による。

・25．室内許容騒音
・下表による。

| 室用途 | 一般居室 | 会議室等 | | |
|---|---|---|---|---|
| 許容騒音値 | ・NC45以下 ・NC40以下 ・NC35以下 | ・NC40以下 ・NC35以下 ・NC30以下 | ・NC50以下 ・NC45以下 ・NC40以下 | ・NC30以下 ・NC25以下 ・NC20以下 |

| 設計者 | | | | | | |

⊙26.埋め戻し土　⊙根切り土の中の良質土(山砂等で管の周囲を埋め戻す。)　・山砂の類

⊙27.残土処理
⊙構外に搬出し適切に処理（土壌検査を本工事で1箇所行う）（残土処理事業許可通知書の写しを提出のこと）
・構内指示の場所に敷均す　・構内指定の場所に堆積する
⊙指定された処分場以外へ搬出する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増減変更の対象とはしない。
⊙民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
⊙土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。
⊙最終処分場の指定
排出土：普通土
会社名：松浦開発興業（株）
所在地：徳島県撫養町木津字イケヤ谷1449番6ほか10筆
処分単価：1,500円/t
運搬距離：鳴門総合運動公園から処分場までの距離　7.1km

⊙28.運転データの提出　⊙現況検査時に下記の運転データを提出する。（提出方法等は発注者の指示による。）
⊙給水　⊙ガス　・油　⊙ 電力

⊙29.工事用水　構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（⊙有償　・無償）

⊙30.工事用電力　構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（⊙有償　・無償）

⊙31.障害物の処理　現場説明事項によるほか、工事上撤去移設を要する軽微なものは本工事の範囲とする。

⊙32.仮設計画書　建物位置と敷地との相対関係、搬出入方法と敷地内外の条件、足場の危険防止、衛生、安全計画書等を作成し監理者に提出する。（建設省営監発第13号（平成7年5月25日）「建設工事安全施工技術指針」・建設省経建発第1号（平成5年1月12日）「建設工事公衆災害防止対策要綱」を厳守すること。

⊙33.総合試運転調整　⊙下記の項目を適用する。
⊙ 風量調整 ⊙ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定
⊙ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定
・ 水処理装置処理後の水質の測定 ・ クロスコネクション（上水・雑用水）

⊙34.監理者事務所　⊙ 随時監理のため、可能な範囲で下記スペース、備品の準備、共有をすること。
⊙ 設ける　規模 ・10㎡ ・20㎡ ・35㎡ ⊙65㎡ ・100㎡ ・ ㎡程度
・ 設けない

⊙35.監理者事務所の備品　⊙ 椅子、机、ゴム長靴、雨合羽、防寒服、保護帽、懐中電灯、安全帯、安全靴、電話機、衣類ロッカー、書棚、黒板、掛時計、掃除具、冷暖房設備、消火器、湯沸器、ファクシミリ製図板、コピー機（通信費、複写費、工事連絡便含む）、寒暖計
数量： ⊙ 監理者人数と必要に応じた数量 ・ セット（人）
⊙ パソコン機器一式（⊙ 外付け記憶装置 ⊙ アプリケーションソフト ⊙ 印刷装置
⊙ LAN設備 ⊙ インターネット設備 ⊙ WEB会議一式
数量： ⊙ 監理者人数と必要に応じた数量

## 空気調和換気設備（共通）

・1.機器
ボイラー及び温風暖房機　・標準仕様書による ・製造者標準仕様とする ・機器表による
冷温水発生機、冷凍機　・標準仕様書による ・製造者標準仕様とする ・機器表による
空気調和機　・標準仕様書による ・製造者標準仕様とする ・機器表による
空気清浄装置　・標準仕様書による ・製造者標準仕様とする ・機器表による
送風機　・標準仕様書による ・製造者標準仕様とする ・機器表による
全熱交換器　・標準仕様書による ・製造者標準仕様とする ・機器表による
制気口　・標準仕様書による ・製造者標準仕様とする ・機器表による
・上記特記以外の機器は、機器表の指定による。
・機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
但し、電動機の出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。
同等品の採用を検討する場合は、予め、監督員の承諾を受けること。
・送風機及びポンプの選定においては、機器承諾図／施工図等により実際の施工に合致したダクトや配管による圧力損失計算を行い、静圧や揚程、動力等の確認を行う。
・上記の機器等の製造業者等は次の①～⑤の項目を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して、監督員の承諾を受ける。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③法令等で定める許可、認可、認定または免許を取得していること。
④製造または施工の実績があり、信頼性があること。
⑤販売、保守などの営業体制を整えていること。
・機器類は、図示する形状または配管等の取り出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定もしくは限定しない。
・機材の検査に伴う試験については、共仕により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

・2.消音内貼り　・施工箇所及び内貼りの厚さ　・吹出口チャンバー25 mm　・吸込口チャンバー25 mm
・消音チャンバー・消音エルボ　25 mm
・サプライチャンバー類　50 mm
・内貼りチャンバ類の寸法表示は外形寸法とする。

・3.吹出口及び吸込口　・アルミニウム製　・鋼板製
・下記場所に設置する下記の吹出口は結露防止対策型とする。
（　1階エントランス入口 ・ 各階エレベーターホール　・　　）
・ 線状吹出口　・シーリングディフューザー　・ユニバーサル型吹出口

・4.風量測定口　・送風機（空気調和機等も含む）に近接した吐出側ダクト　・外気取入れダクト

・5.防煙ダンパー　・標準仕様書によるほか、下記の通りとする。
復帰方式　・遠隔形（電気式）　・手元形

・6.ピストンダンパー　・遠隔復帰形　・手元復帰形

・7.定風量ユニット　・風速センサータイプ　・メカニカルタイプ

・8.空調及び換気用矩形ダクト　・アングル工法
・ コーナーボルト工法 （・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法）
（適用範囲は、長辺1,500mm以下及び、常用圧力500Pa以下の低圧ダクトとする）

・9.チャンバー　・空調機、送排風機に取付けるサプライチャンバー、レターンチャンバー及び消音内貼りしたチャンバーは点検口(原則、400mm×600mm)を設ける。
・外壁ガラリに直接取付けるチャンバーは、排水管（呼び径20）を設け間接排水口に導く。又は、チャンバ内に水が滞留しない構造とする。
・外壁に設置するチャンバー内はエポキシル塗装を行う。
・線状制気口チャンバーボックスには、風量調整機構を（・ 設ける。・ 設けない。）
・制気口チャンバーボックス及びガラリチャンバーの材質は、接続するダクト材質とする。

・10.測定表　温度、湿度、風量、水量、騒音、振動、電流値、冷媒圧力の測定表を提出する。
但し、測定項目、箇所等は監理者の指示による。

## 空 気 調 和 設 備

・1.設計用屋外温湿度

| | 屋外 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一般系 | | 24h系 | | | |
| | 温度(DB) | 湿度(RH) | 温度(DB) | 湿度(RH) | 温度(DB) | 湿度(RH) |
| 夏期 | ℃ | % | ℃ | % | ℃ | % |
| 冬期 | ℃ | % | ℃ | % | ℃ | % |

・2.設計用屋内温湿度

| | 屋内 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一般室 | | | | | |
| | 温度(DB) | 湿度(RH) | 温度(DB) | 湿度(RH) | 温度(DB) | 湿度(RH) |
| 夏期 | ℃ | % | ℃ | % | ℃以下 | % |
| 冬期 | ℃ | % | ℃ | % | ℃以下 | % |

・3.ファンコイルの付属弁　・流量調整弁　・定流量弁

・11.ダクト　空調ダクトの材質（チャンバー類含む）
・亜鉛鍍鉄板　（ダクト材料一覧表特記以外の系統）

・12.フレキシブルダクト　吹出口及び吸込口ボックスの接続用として1.5m以下で使用してもよい。

・13.温度計　・下記の管及びダクトに取付ける。温度計は、丸形指示計（バイメタル式）とする。
・冷凍機の冷水管（送り、返り）及び三方弁装置の冷温水管（返り）
・冷温水発生機の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）
・ボイラの温水管（返り）
・空気調和機の冷温水管（送り、返り）及び三方弁装置の冷温水管（返り）
・熱交換器の冷温水管（送り、返り）
・冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各返り管
・空気調和機（パッケージ形を含む）、全熱交換器のサプライチャンバー、レターンダクト、外気取入れダクト及びレターンチャンバー。

・14.圧力計　・下記の管に取付ける。
・冷凍機の冷却水管（送り、返り）及び冷水管（送り、返り）
・空気調和機の冷温水管（送り、返り）
・直だき吸収冷温水機の冷却管（送り、返り）及び冷温水管（送り、返り）
・ヒートポンプパッケージ（ビルマルチ型を含む）の屋外機（高・低圧）
（セパレート型パッケージ（28KW以下）系統は除くo。）

・15.空調機用トラップ　・Aトラップ　・Cトラップ

・16.瞬間流量計取付け用ノズル　・以下の配管に設ける。
・冷凍機の冷水管及び冷却水管（送り又は返り）
・直だき吸収冷温水機の冷温水管及び冷却水管（送り又は返り）
・空気調和機の冷温水管（送り又は返り）
・パッケージ形空調機の冷却水管及び温水管（送り又は返り）
・冷温水ヘッダーの各送り管
・瞬間流量計設置形式は下記による。
・ 固定式 ・着脱式 瞬間流量計（　）組を備品とする。
・ 超音波流量計を備品とする。

・17.管の吊り　冷水及び冷温水の吊りバンドには合成樹脂製の支持受けを使用する。

・18.ドレン配管の勾配　ドレン配管の勾配は、原則、1/100とする。

・19.パッケージ形空気調和機　・冷媒管口径、電気配線サイズは、製造者の標準仕様とする。
・屋内機、屋外機間の電気配線（アース共）は、冷媒管と共巻きとする。
・冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものとする。
・補助電気ヒーターまたは加湿器を組み込む場合は、送風機とインターロックする。

## 換 気 設 備

⊙1.ダクト　換気ダクトの材質（チャンバー類を含む）
⊙亜鉛鍍鉄板　（ダクト材料一覧表特記以外の系統）
・厨房系統の排気ダクトは、「火災予防条例準則の運用について」を適用する。
換気ダクトのシール範囲
・厨房　・浴室（シャワーを含む）　・水治療室
・厨房、浴室等の多湿箇所の排気ダクトは、標準図（施工45,46）のNシール＋Aシール＋Bシールとする。
・厨房、浴室等シールダクトには、水抜管25Aを設ける。

・2.フレキシブルダクト　吹出口及び吸込口ボックスの接続用として1.5m以下で使用してもよい。

・3.排気フード　排気フード囲いの点検口　・設ける　・設けない　・　・設けない
ﾌｰﾄﾞ凝縮水等を捕捉する水返し部の排水ｺｯｸ　・設ける（・黄銅製　ｽﾃﾝﾚｽ製）

⊙4.ウェザーカバー・ベントキャップ　ウェザーカバー及びベントキャップは、ステンレス製（耐重塩害仕様、指定戴塗装）とする。
付属品として、防虫網を見込むこと。

## 排 煙 設 備

・1.排煙口・排煙ﾀﾞﾝﾊﾟｰ　・電気式手動開放　・ワイヤー式手動開放
・遠隔復帰　・手動復帰

・2.排煙ﾀﾞﾝﾊﾟｰ気密性能　・高気密ダンパー　・一般仕様

・3.排煙風量測定　建築設備定期検査業務指導書（日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

## 自 動 制 御 設 備

⊙1.自動制御設備　⊙図示部を除いたコンクリート埋設配管・二重天井内は合成樹脂可とう電線管（PF管）とする。
その他は全属管とする。
⊙PF管で配管する場合は、合成樹脂系ボックスを使用する。
エコケーブルの採用
⊙行う　・行わない

## Ⅴ. 使用材料等指定表（空気調和換気設備）

| 機器材料名 | 製造者名 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 冷凍機（往復動式） | | | | | | | |
| 冷凍機（遠心式） | | | | | | | |
| 直だき吸収冷温水機 | | | | | | | |
| ボイラー | | | | | | | |
| パッケージ形空調機 | | | | | | | |
| ユニット形空調機 | | | | | | | |
| ファンコイル・コンベクター | | | | | | | |
| 送排風機 | | | | | | | |
| 屋上換気扇、エアカーテン類 | | | | | | | |
| 換気扇、天井扇類 | | | | | | | |
| 冷却塔 | | | | | | | |
| ステンレス鋼管 | | | | | | | |
| 弁類 | | | | | | | |
| 製缶類 | | | | | | | |
| 吹出口・吸込口類 | | | | | | | |
| 自動制御機器 | | | | | | | |
| ポンプ類 | | | | | | | |
| 伸縮継手類 | | | | | | | |
| トラップ類 | | | | | | | |
| 保温材 | | | | | | | |
| 消音装置 | | | | | | | |
| 全熱交換器 | | | | | | | |
| VAV、CAV | | | | | | | |
| エアフィルター | | | | | | | |

記載なき場合は、建築材料・設備機材等品質性能評価事業「設備機材等評価名簿」（最新版）による。
鋼管，鋼管類，鋼管継手，亜鉛鉄板　:JISマーク表示品　ライニング鋼管：　水マーク表示品

## Ⅵ. ダクト・配管材料

注：⊙印のついたものを適用する。

| 用途種別 | ダクト材料 | 記号・規格 | 一般部 | 屋外 | 暗渠内 | 共同溝内 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給気 | 亜鉛鉄板（溶融亜鉛めっき鋼板） | - | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | ステンレス鋼板 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 溶融アルミニウム亜鉛鋼板 ※1 | Zn1 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 保温付フレキシブルダクト | | ・ | ・ | ・ | ・ | 1.5m以下 |
| 還気 | 亜鉛鉄板（溶融亜鉛めっき鋼板） | - | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | ステンレス鋼板 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 溶融アルミニウム亜鉛鋼板 ※1 | Zn1 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | フレキシブルダクト | | ・ | ・ | ・ | ・ | 1.5m以下 |
| 外気 | 亜鉛鉄板（溶融亜鉛めっき鋼板） | - | ⊙ | ・ | ・ | ・ | |
| | ステンレス鋼板 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 溶融アルミニウム亜鉛鋼板 ※1 | Zn1 | ・ | ⊙ | ⊙ | ⊙ | |
| | 保温付フレキシブルダクト | | ・ | ・ | ・ | ・ | 1.5m以下 |
| 排気 | 亜鉛鉄板（溶融亜鉛めっき鋼板） | - | ⊙ | ・ | ・ | ・ | |
| | ステンレス鋼板 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 溶融アルミニウム亜鉛鋼板 ※1 | Zn1 | ・ | ⊙ | ⊙ | ⊙ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 排煙 | 亜鉛鉄板（溶融亜鉛めっき鋼板） | - | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 溶融アルミニウム亜鉛鋼板 ※1 | Zn1 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 厨房排気 | 亜鉛鉄板（溶融亜鉛めっき鋼板） | - | ・ | ・ | ・ | ・ | 板厚1番手ｱｯﾌﾟ |
| | ステンレス鋼板 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 溶融アルミニウム亜鉛鋼板 ※1 | Zn1 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 浴室排気（ｼｬﾜｰ含） | 塩化ビニルライニング鋼板（内面） | VL(I) | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 塩化ビニルライニング鋼板（内外面） | VL | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 溶融アルミニウム亜鉛鋼板 ※1 | Zn1 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 高耐食性亜鉛めっき鋼板 ※2 | Zn2 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | ・ | ・ | ・ | ・ | |

※1：ガルバリウム鋼板同等品
※2：ｽﾊﾟｰﾀﾞｲﾏｰ、ZAM鋼板同等品

| 用途種別 | 配管材料 | 記号・規格 | 一般部 | ﾋﾟｯﾄ内 | 共同溝内 | 埋設部 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 冷温水管（40A以上） | 配管用炭素鋼鋼管（白管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 圧力配管用炭素鋼鋼管 | STGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 一般配管用ステンレス鋼管 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 架橋ポリエチレン管 | JIS K 6769 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | | | | | |
| 冷温水管（32A以下） | 耐熱塩化ビニルライニング鋼管 | HTVLP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 配管用炭素鋼鋼管（白管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 圧力配管用炭素鋼鋼管 | STGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 一般配管用ステンレス鋼管 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 架橋ポリエチレン管 | JIS K 6769 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 冷却水管 | 配管用炭素鋼鋼管（白管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 一般配管用ステンレス鋼管 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VA | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VB | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 蒸気管（往き） | 配管用炭素鋼鋼管（黒管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 圧力配管用炭素鋼鋼管（sch40） | STGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 一般配管用ステンレス鋼管 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | | | | | |
| 蒸気管（還り） | 配管用炭素鋼鋼管（黒管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 圧力配管用炭素鋼鋼管（sch80） | STGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 一般配管用ステンレス鋼管 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | | | | | |
| 油管 | 配管用炭素鋼鋼管（黒管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 圧力配管用炭素鋼鋼管（sch40） | STGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | | | | | |
| 冷媒管 | 断熱材被覆銅管 | CUP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ドレン管 | 配管用炭素鋼鋼管（白管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | VP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 耐火二層管 | FDP | ・ | ・ | ・ | ・ | 防火区画貫通部 |
| 加湿給水管 | 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VA | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VB | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 | HIVP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| ブライン管 | 配管用炭素鋼鋼管（黒管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 第286776号 渡邊 和幸 | 一級建築士 第298249号 土生 達哉 | 一級建築士 第219102号 下野 日出幸 | 眞下 茜 | 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明 | 外山 博文 | 17992 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名 R7営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管 | ●図面番号 J-007 | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪（ウ）第3234号 |
| | ●図面名 機械設備工事特記仕様書（3） | ●縮尺 N.S | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号 |

改訂：2022.10.01

## 給排水衛生設備（共通）

| | |
|---|---|
| ⊙1.機器 | ポンプ類（消火ポンプ含む）・標準仕様書による・製造者標準仕様とする・機器表による |
| | タンク類　・標準仕様書による・製造者標準仕様とする・機器表による |
| | ボイラー、熱交換器類　・標準仕様書による・製造者標準仕様とする・機器表による |
| | 衛生器具、厨房機器　・標準仕様書による・製造者標準仕様とする・機器表による |
| | 消火装置（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ）　・標準仕様書による・製造者標準仕様とする・機器表による |
| | 鋳鉄製蓋　・標準仕様書による・製造者標準仕様とする・機器表による |
| | ⊙上記特記以外の機器は、機器表の指定による。 |
| | ⊙機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。<br>但し、電動機の出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。<br>同等品の採用を検討する場合は、予め、監督員の承諾を受けること。 |
| | ⊙ポンプの選定においては、機器承諾図、施工図等により実際の施工に合致した配管による圧力損失計算を行い、静圧や揚程、動力等の確認を行う。 |
| | ⊙上記の機器等の製造業者等は次の①～⑤の項目を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して、監督員の承諾を受ける。<br>①品質及び性能に関する試験データを整備していること。<br>②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。<br>③法令等で定める許可、認可、認定または免許を取得していること。<br>④製造または施工の実績があり、信頼性があること。<br>⑤販売、保守などの営業体制を整えていること。 |
| | ⊙機器類は、図示する形状または配管等の取り出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定もしくは限定しない。 |
| | ⊙機材の検査に伴う試験については、共仕により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。 |

## 衛生器具設備

| | |
|---|---|
| ・1.小便器用節水装置 | ・図面に特記なき場合は、洗浄水量が4L/回とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。<br>型式　・小便器一体型<br>方式　・個別感知の電源種別：AC電源 |
| ・2.自動水栓 | 電源種別　・AC電源 |
| ・3.大便器 | ・大便器の洗浄水量は、6.5L/回とする。 |
| ・4.施工 | ・衛生器具をコンクリートまたはれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルトまたは樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋め込む。<br>・衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。<br>・衛生器具と排水管の接続は、標準図の大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領による。 |

## 給水設備

| | |
|---|---|
| ・1.給水ポンプ | ・赤水対策仕様とする。 |
| ・2.小型給水ポンプユニット | (1) 制御方式　・インバーター方式　・圧力方式　・台数制御方式<br>(2) 運転方式　24時間強制ローテーション機能付 |
| ・3.弁類 | (1) 水道直結部分　水道局指定品　・JIS10K仕切弁<br>(2) その他の部分　・JIS5K仕切弁　・JIS10K仕切弁 |
| ・4.誤配管防止 | 飲料水系統とその他系統に分けた配管施工となる場合、誤配管によるクロスコネクション防止のため、着色水による通水試験、配管外装の識別表示（隠ぺい部含む）を行う。 |

## 給湯設備

| | |
|---|---|
| ・1.貯湯槽防食 | ・外部電源方式　・流電陽極方式併用　・設けない |
| ・2.保温 | 膨張水槽の保温を行う。 |
| ・3.防錆 | トラフ内の油管はプラスチックテープ1／2重ね1回巻きとする。 |
| ・4.煤煙濃度計 | 濃度計ファンはボイラとインターロックを取る。 |
| ・5.煤じん測定口 | 煙道の直線部直径100φ mmｃフランジ付とする。 |
| ・6.煙道 | ・鋼板製（・3.2 mm　・4.5 mm　・6.0 mm　）<br>・ガス焚きの機器が接続する場合は、水抜き用タッピングを設ける。 |
| ・7.弁類 | ・ステンレス弁（JV8-1）　・JIS5K仕切弁　・JIS10K仕切弁<br>・ライニング弁 |
| ・8.オイルタンク | ・鋼製強化プラスチック製二重殻タンク<br>コンクリート躯体　・本工事　・別途工事<br>・地下式オイルタンク<br>コンクリート躯体　・本工事　・別途工事<br>槽本体の外装　・アスファルト塗り　・エポキシ樹脂塗り　・モルタル塗り |
| ・9.防油堤 | コンクリート製　・本工事　・別途工事 |

## 排水通気設備

| | |
|---|---|
| ・1.配管寸法 | 洗面器、手洗器等の器具排水管はトラップ口径の1サイズアップとする。 |
| ・2.流し台の排水管 | 公団形流し台等の床上露出部分の配管はVPでもよい。 |
| ・3.ステンレス流し類 | 本体　・本工事　・別途工事<br>排水金物　・本工事　・別途工事 |

## 消火設備

| | |
|---|---|
| ・1.屋内消火栓箱 | ・HB-1A　・HB-1AT　・HB-1B　・HB-1BT　・HB-2A　・HB-2B　・HB-1AS　・HB-1BS |
| ・2.屋内2号消火栓箱 | ・HB-4A　・HB-4B |
| ・3.屋外消火栓箱 | ・HB-20　・HB-21 |
| ・4.放水口格納箱 | ・HB-12A　・HB-12B　・HB-11A　・HB-11B　・HB-11AT　・HB-11BT<br>・HB-11AD　・HB-11BD　・HB-11ATD　・HB-11BTD |
| ・5.送水口・採水口 | 材質　・青銅製　・ステンレス製 |
| ・6.放水口 | 材質　・青銅製　・ステンレス鋳物製 |
| ・7.屋外消火栓開閉弁 | 材質　・青銅製　・ステンレス鋳物製 |
| ・8.保温 | 屋外露出管（弁類を含む）　・行う　・行わない<br>保温厚さ |

| 20A　以下 | 32～200A | 250A以上 |
|---|---|---|
| 30　mm | 40　mm | 50　mm |

| | |
|---|---|
| | 消火用充水槽の保温を　・行わない　・行う<br>消火用呼水槽の保温を　・行わない　・行う |
| ・9.泡消火装置 | ・水成膜泡消火薬剤・合成界面活性泡消火薬剤 |
| ・10.不活性ガス消火設備 | ・IG-541　・HFC-227ea　・HFC-23　・窒素 |

## ガス設備

| | |
|---|---|
| ・1.ガスの種類 | ・都市ガス　供給事業所名（　　）発熱量<br>・液化石油ガス |
| ・2.配管材料 | ・ガス会社供給規定による<br>・鋼管（JIS 3452 白）　・外面ポリエチレン被覆鋼管（屋外埋設） |
| ・3.ポンベ | (1) 本体　・別途工事　・本工事<br>(2) 転倒防止鎖（・本工事　・別途工事） |
| ・4.メーター | ・貸与品　・本工事 |
| ・5.ガス漏れ警報器 | ・別途工事（・外部出力端子付とする。）　・本工事（・外部出力端子付とする。） |
| ・6.LPガス充填容器 | ・容器廻りの配管要領は、標準図の液化石油ガス容器廻り配管要領の　とする。<br>・容器の転倒防止施工要領は、標準図の液化石油ガス容器転倒防止施工要領の　とする。 |
| ・7.試験 | ・液化石油ガス設備は液化石油ガス設備士により気密試験を行い、試験成績書を提出する<br>・都市ガス設備の試験は共仕の規定による他、ガス事業者の規定により行い、試験成績書を提出する。 |

## 厨房機器設備

| | |
|---|---|
| ・1.ステンレス鋼材 | ・SUS430　・SUS304 |
| ・2.制御盤及び操作盤 | 製造者の標準品とする。 |
| ・3.機器の固定 | ・燃焼機器　・加熱調理機器　・高さ1.0m以上の機器 |

## 浄化槽設備

| | |
|---|---|
| ⊙1.計画条件 | 1) 処理水量　246 $m^3$／日<br>2) ＪＩＳ処理対象人員　1600 人 |
| ⊙2.放流水質 | BOD　20 ppm　以下　COD　30 ppm　以下<br>SS　20 ppm　以下 |
| ⊙3.施工範囲 | ⊙コンクリート躯体（⊙本工事　・別途工事）<br>⊙基礎杭　（・本工事　⊙別途工事）<br>⊙山留工事　（・本工事　⊙別途工事）<br>⊙送風機室　（⊙本工事　・別途工事）<br>⊙ネットフェンス　（⊙本工事　・別途工事） |
| ⊙4.消毒剤 | 1ヶ月相当分を予備品とする。 |
| ⊙5.測定表 | 建物使用開始後1年間、月1回の放流水質の測定表を提出する。費用を見込むこと。 |
| ・6.ユニット型浄化槽 | ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。本体構造等で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。<br>ユニット型浄化槽の設策に際しては製品検査要領を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては、据付検査要領を提出する。 |
| ⊙7.蓋 | 浄化槽の蓋（枠を含む）は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製もしくは溶融亜鉛めっき仕上げの鋳鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び対侵性を有すること。 |

## その他

| | |
|---|---|
| ⊙1.コンクリート工事 | ⊙対象物：<br>⊙強度試験（・第三者機関　⊙JIS工場）⊙構造体強度補正値(S)による補正　⊙調合表提出<br>⊙アルカリ骨材反応抑制対策確認　⊙鉄筋材料の規格品証明書提出<br>⊙強度試験の立合について、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人または主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立会者を定め、監督員の承認を受け、行うものとする。 |
| ⊙2.既存インフラ | ⊙同敷地内の他施設は稼働中のため、他施設系統のインフラ配管等を破損等ないよう、十分調査の上施工を行うこと。<br>⊙既存インフラへの接続・分岐取り出しを行う場合は、他施設の運用に支障がでないよう、配慮すること。 |
| ⊙3.既存機器等の撤去 | ⊙工事前の浄化槽内　汚泥の撤去・処分を見込むこと。<br>⊙既存浄化槽の装置類、配管・配線類の撤去も見込むこと。 |
| ⊙4.既存躯体の調査 | ⊙新規で開口を開ける際は、躯体の配筋を十分調査し影響がないことを確認した上で、施工を行うこと。また、開口部分は必ず補強筋を入れること。 |
| ⊙5.使用しない開口部 | ⊙改修後も使用しない開口がある場合は、モルタル等で閉塞を行うこと。 |
| ⊙6.事前調査 | ⊙施工前に十分に既存浄化槽を確認の上、施工検討を行うこと。<br>⊙施工前に事前調査として、躯体診断（鉄筋探査、鉄筋劣化度調査、変状調査、圧縮強度試験、中性化深さ測定、塩化物イオン量試験、硫酸イオン侵入深さ判定等）を行うこと。 |

## Ⅴ. 使用材料等指定表（給排水衛生設備）

| 機器材料名 | 製造者名 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鉛管 | | | | | | | |
| コーティング鋼管 | | | | | | | |
| 鋳鉄管 | | | | | | | |
| ステンレス鋼管 | | | | | | | |
| 排水金具鋳鉄製品 | | | | | | | |
| 弁類 | | | | | | | |
| ポンプ類 | | | | | | | |
| 水槽（FRP） | | | | | | | |
| 製缶類 | | | | | | | |
| 真空給湯機 | | | | | | | |
| ボイラ | | | | | | | |
| 湯沸器（ガス） | | | | | | | |
| 湯沸器（電気） | | | | | | | |
| 衛生陶器類 | | | | | | | |
| 同上付属金具及び水栓類 | | | | | | | |
| 厨房機器類 | | | | | | | |
| 消火栓箱及び付属品 | | | | | | | |
| 水処理機器 | | | | | | | |
| 汚水処理設備 | | | | | | | |
| 保温材 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

記載なき場合は、建築材料・設備機材等品質性能評価事業「設備機材等評価名簿」（最新版）による。
鋼管，硬質塩化ビニル管，　ヒューム管，　鋼管継手類，　鋼管継手類，　ビニル管継手類，　ドレネージ継手類　：JISマーク表示品
ポリ粉体鋼管，　ライニング鋼管　：水マーク表示品

## Ⅴ. 配管材料（給排水衛生設備）

注：⊙印のついたものを適用する。

| 用途種別 | 配管材料 | 記号・規格 | 一般部 | ﾋﾟｯﾄ内 | 共同溝内 | 埋設部 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給水管 | 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VA | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FVA |
| | 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VB | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FVB |
| | 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VD | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FVD |
| | 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | SGP-PA,PB | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FPA,FPB |
| | 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | SGP-PD | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FPD |
| | ナイロンコーティング鋼管 | SGP-FNP,RNP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 一般配管用ステンレス鋼鋼管 | JIS G 3448 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 配管用ステンレス鋼鋼管 | JIS G 3459 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 水道用ステンレス鋼鋼管 | JWWA G 115 | ・ | ・ | ・ | ・ | 拡管 |
| | 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 | HIVP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 水道用ポリエチレン二層管 | JIS K 6762 | ・ | ・ | ・ | ・ | 40A以下 |
| | 水道配水用ポリエチレン管 | JWWA K 144 | ・ | ・ | ・ | ・ | 50A以上 |
| | ポリブデン管 | JIS K 6778 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 架橋ポリエチレン管 | JIS K 6769 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 工水管 | 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VA | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FVA |
| | 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VB | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FVB |
| | 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-VD | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FVD |
| | 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | SGP-PA,PB | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FPA,FPB |
| | 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | SGP-PD | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FPD |
| | ナイロンコーティング鋼管 | SGP-FNP,RNP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 一般配管用ステンレス鋼鋼管 | JIS G 3448 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 配管用ステンレス鋼鋼管 | JIS G 3459 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 水道用ステンレス鋼鋼管 | JWWA G 115 | ・ | ・ | ・ | ・ | 拡管 |
| | 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 | HIVP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 水道用ポリエチレン二層管 | JIS K 6762 | ・ | ・ | ・ | ・ | 40A以下 |
| | 水道配水用ポリエチレン管 | JWWA K 144 | ・ | ・ | ・ | ・ | 50A以上 |
| | ポリブデン管 | JIS K 6778 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 架橋ポリエチレン管 | JIS K 6769 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 給湯管 | 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 | SGP-HVA | ・ | ・ | ・ | ・ | 100A以上FHVA |
| | 一般配管用ステンレス鋼鋼管 | JIS G 3448 | ・ | ・ | ・ | ・ | 拡管 |
| | ポリブデン管 | JIS K 6778 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 架橋ポリエチレン管 | JIS K 6769 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 保温付被覆銅管 | JCDA 0008 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 通気管 | 配管用炭素鋼鋼管（白管） | JIS G 3452 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | VP | ⊙ | ⊙ | ⊙ | ⊙ | |
| | 耐火二層管 | FDP | ・ | ・ | ・ | ・ | 防火区画貫通部 |
| | 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 | RF-VP | ・ | ・ | ・ | ・ | |

| 用途種別 | 配管材料 | 記号・規格 | 一般部 | ﾋﾟｯﾄ内 | 共同溝内 | 埋設部 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 消火管 | 配管用炭素鋼鋼管（白管） | JIS G 3452 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 配管用ステンレス鋼管 | JIS G 3459 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 圧力配管用炭素鋼鋼管（白管） | JIS G 3454 | ・ | ・ | ・ | ・ | 連結送水管 |
| | 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 | WSP 041 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 排水管（汚水） | 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | WSP 042 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 排水用ノンタールエポキシ鋼管 | WSP 032 | ・ | ・ | ・ | ・ | ｺｰﾃｨﾝｸﾞ鋼管 |
| | 配管用炭素鋼鋼管（白管） | JIS G 3454 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | VP | ⊙ | ⊙ | ⊙ | ⊙ | |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | VU | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 耐火二層管 | FDP | ・ | ・ | ・ | ・ | 防火区画貫通部 |
| | | | | | | | |
| 排水管（雑排水） | 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | WSP 042 | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 排水用ノンタールエポキシ鋼管 | WSP 032 | ・ | ・ | ・ | ・ | ｺｰﾃｨﾝｸﾞ鋼管 |
| | 配管用炭素鋼鋼管（白管） | JIS G 3454 | ・ | ・ | ・ | ・ | PU管 |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | VP | ⊙ | ⊙ | ⊙ | ⊙ | |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | VU | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 耐火二層管 | FDP | ・ | ・ | ・ | ・ | 防火区画貫通部 |
| | | | | | | | |
| 屋外排水管 | コンクリート管 | 1種B形 | ・ | ・ | ・ | ・ | ヒューム管 |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | VP | ・ | ・ | ・ | ⊙ | |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | VU | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 | RF-VP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | | | | | |
| 蒸気管（往き） | 配管用炭素鋼鋼管（黒管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 圧力配管用炭素鋼鋼管（sch40） | STGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 一般配管用ステンレス鋼管 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | 溶接 |
| | | | | | | | |
| 蒸気管（還り） | 配管用炭素鋼鋼管（黒管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 圧力配管用炭素鋼鋼管（sch80） | STGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 一般配管用ステンレス鋼管 | SUS | ・ | ・ | ・ | ・ | 溶接 |
| | | | | | | | |
| 油管 | 配管用炭素鋼鋼管（黒管） | SGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 圧力配管用炭素鋼鋼管（sch40） | STGP | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | | | | | |

※その他、配管材料は、平面図の記載による

| 設計者 | | | | | | | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | | | | | | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | | | | | | | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | | | | | | | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名<br>R7営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | ●図面番号<br>J-008 | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants<br>株式会社 梓設計　関西支社<br>一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第3234号 |
| | ●図面名<br>機械設備工事特記仕様書（4） | ●縮尺<br>N.S | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office<br>一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号 |

## 土　工　事

⊙1.根切り

⊙周辺の状況，土質，地下水の状態等に適した工法を採用し，工事中の異常沈下，法面の滑動，その他による災害が発生しないよう，災害防止上必要な処置をすること。

⊙敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し，支障がないようにすること。

⊙根切り底は，地盤をかく乱しないよう，手作業（深さ30cm程度）とするか，バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお，かく乱した場合は，自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め，監督職員の承諾を受ける。

⊙2.排水

⊙工事に支障を及ぼす雨水，わき水等は，適正な排水溝，集水ます等を設置し，支障がないようにすること。

⊙3.埋戻し及び盛土

種別　・A種　⊙B種　・C種　・D種　(3.2.3(2))(表3.2.1)
C種の場合建設発生土受入量　　m³、発生場所
※機器により締め固めること。

⊙4.山留め

⊙山留めは，適切な資料に基づき構造計算を行い，安全に設置すること。また，設置期間中，周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに，安全管理に必要な計測を行うこと。
山留め壁等　⊙撤去
鋼矢板等の抜き跡の処理　⊙直ちに砂で充填する　・

## 鉄　筋　工　事

⊙1.材料

鉄筋の種類 (5.2.1)

| 規　格 | 種類の記号 | 径（mm） | 備　考 |
|---|---|---|---|
| ※JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 | ※SD295 | D10～D16 | |
| | ※SD345 | D19～D25 | |
| | ※SD390 | D29～ | |
| | ・ | | |
| ・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けた高強度鉄筋（降伏点が490N/mm²以上） | ・ | | |
| | ・ | | |
| | ・ | | |
| ⊙建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 | ⊙KSS785 | S13 | |
| | ・ | | |

溶接金網（JIS G 3551溶接金網及び鉄筋格子） (5.2.2)
鉄線の径及び網目の形状，寸法　※φ6-100x100
（使用部位　※防水層の保護コンクリート、配管埋設用コンクリート　・　）

⊙2.加工及び組立

鉄筋の継手 (5.3.4)
柱及び梁：D19以上　※ガス圧接　・重ね継手　・機械継手　・溶接継手
D16以下　※重ね継手　・
重ね継手の長さ
・図示
※40d（軽量コンクリートの場合は50d）と2-9-1（重ね継手及び定着の長さ）の表のうち大きい値とする
その他：※重ね継手　・　（適用箇所　）
場所打ちコンクリート杭　※重ね継手
隣合う継手の位置　※表5.3.3による
・柱，梁の主筋を同一箇所に設ける（適用箇所　）

鉄筋の定着 (5.3.4)
※鉄筋コンクリート造配筋規準図(1)の2-9（重ね継手及び定着の長さ）による
・（一財）日本建築センターの評定を受けた定着プレート工法
（適用箇所　※図示　・　）
・

鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (表5.3.6)(5.3.5)
鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ
※表5.3.6による
・軽量コンクリートの場合のかぶり厚さ（適用箇所　かぶり厚さ（mm）　）
・耐久性上不利な箇所のかぶり厚さ　（適用箇所　かぶり厚さ（mm）　）

スペーサー
側面のかぶり　・鋼製　・コンクリート製　※合成樹脂製
スラブ　※鋼製　・コンクリート製　・合成樹脂製
その他　※鋼製　※コンクリート製　・合成樹脂製
※鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。
※コンクリート製のスペーサーは、打ち込まれるコンクリートと同等以上の強度を有するものとする。

各部の配筋 (躯仕参 各部配筋)(5.3.7)
基礎梁主筋の継手，定着及び余長（4-2）　・（a）　⊙（b）　・（c）
・図示
梁せいが1.5m以上の場合の腹筋及び幅止め筋　※図示　・　(躯仕参3.2)
基礎梁梁成1.5m以上の場合のスペーサー　※鉄筋加工　・既製品
柱の帯筋組立の形　※H形　・W－I形　・SP形　・丸形　(躯仕参2.2)
柱の帯筋の割付け　※図示　・5-3 帯筋の割付け
壁梁の場合，腹筋の定着長さはL2，重ね継手長さはL1とする。
コンセントボックスを壁に埋め込む場合の補強　※図示　(躯仕参4.4)
梁貫通補強　⊙H形　・MH型　・M型　(躯仕参7.1)(躯仕参7.2)
⊙建設省技術評価又は（一財）日本建築センター評価を受けたもの
（原則として無孔梁の終局せん断強度以上となる補強を行う）
柱頭定着長さが確保できない場合の補強　※図示　・5-1-2 かご鉄筋による

⊙3.鉄筋継手

ガス圧接継手
ガス圧接継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・ガス圧接継手工事」（2017年）(5.4.1)
（（公社）日本鉄筋継手協会）による
A級継手の適用箇所　※無し
・
継手施工会社　※（公社）日本鉄筋継手協会から認定を受けたA級継手圧接施工会社又は優良圧接会社
・（公社）日本鉄筋継手協会から認定を受けたA級継手圧接施工会社
圧接技能資格者 (5.4.2)
JIS Z 3881による技量及び（公社）日本鉄筋継手協会の技量資格を有する者
施工前試験　※実施しない（ただし、A級ガス圧接継手は施工前試験を実施する。）
・実施する
継手の位置　※鉄筋コンクリート造配筋規準図4-2 基礎梁主筋の継手，定着及び余長、5-1 柱主筋の継手，定着及び余長、6-2 大梁筋の継手，定着及び余長による
・図示

継手部の試験、検査 (5.4.10)
※5.4.10(イ),(a)による超音波探傷試験
（※汎用探傷器　・専用探傷器）
・5.4.10(イ),(b)による引張試験
※外観試験（全数）

機械式継手 (5.5.3)
機械式継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・機械式継手工事」（2017年）（（公社）日本鉄筋継手協会）による
A級及びSA級継手の適用箇所　※無し
・　（・A級　・SA級）
・
継手の種類　※図示
継手部のあき　※鉄筋コンクリート造配筋規準図 2-14 鉄筋相互のあきによる
作業資格者　※使用する機械式継手メーカーの技術講習を受け、作業資格者 (5.5.2)として認められた者
施工前試験　※実施しない（A級及びSA級機械式継手は施工前試験を実施する。）
・実施する
継手の位置　※鉄筋コンクリート造配筋規準図4-2 基礎梁主筋の継手，定着及び余長、5-1 柱主筋の継手，定着及び余長、6-2 大梁筋の継手，定着及び余長による
・図示
継手部の試験、検査 (5.5.5)
※超音波測定試験
（抜取り1試験ロットあたり（※30箇所・　%）
試験方法はJIS Z 3064による
・引張試験（抜取り1試験ロットあたり（・　箇所・　%）
試験方法はJIS Z 2241:2011による
※外観試験（全数）
※不合格になった場合の処置は「鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手工事」（2017年）（（公社）日本鉄筋継手協会）による

溶接継手 (5.6.3)
溶接継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・溶接継手工事」（2017年）（（公社）日本鉄筋継手協会）による
A級継手の適用箇所　※無し
・
継手の種類　※図示
継手部のあき　※鉄筋コンクリート造配筋規準図 2-14 鉄筋相互のあきによる
継手施工会社　※（公社）日本鉄筋継手協会から認定を受けたA級継手溶接施工会社又は優良鉄筋溶接会社
・（公社）日本鉄筋継手協会から認定又は（一財）日本建築センターから評定を受けたA級継手溶接施工会社
・
施工前試験　※実施しない（A級溶接継手は施工前試験を実施する。）
・実施する
継手の位置　※鉄筋コンクリート造配筋規準図4-2 基礎梁主筋の継手，定着及び余長、5-1 柱主筋の継手，定着及び余長、6-2 大梁筋の継手，定着及び余長による
・図示
継手部の試験、検査 (5.6.5)
※超音波探傷試験
（抜取り1試験ロットあたり（※30箇所・　%）
試験方法はJIS Z 3063による
・引張試験（抜取り1試験ロットあたり（・　箇所・　%）
試験方法はJIS Z 2241:2011による
※外観試験（全数）
※不合格になった場合の処置は「鉄筋継手工事標準仕様書 溶接継手工事」（2017年）（（公社）日本鉄筋継手協会）による
溶接閉鎖型の帯筋及びあばら筋　※（公社）日本鉄筋継手協会の認定を受けた「優良溶接せん断補強筋製造会社」の製品

検査機関及び検査技術者
検査機関は（公社）日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は（社）CIW認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は（公社）日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者（検査対象継手部の有資格者）で資格種別3種（D38を超える場合は4種）の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

⊙4.検査

⊙主要な配筋は，コンクリート打込みに先立ち，種類，径，数量，かぶり，間隔，位置等について，監督職員の検査を受ける。

## コ　ン　ク　リ　ー　ト　工　事

⊙1.コンクリートの仕上げ

コンクリートの打放し仕上げ (6.2.5(2)(ア)(a))(表6.2.4)

| せき板の種別 | 仕上がりの程度 | | 適用箇所 |
|---|---|---|---|
| ⊙合板 | ・A種 | 化粧打放し仕上げ | ・ |
| | ・B種 | 打放し仕上げ | ※仕上げ塗材仕上げ面 |
| | ⊙C種 | 打放しのまま | ⊙基礎、水槽等 |
| ・ | ・ | | ・ |

コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5(2)(イ))(表6.2.5)

| 種別 | 適用部位 | |
|---|---|---|
| | 柱・梁・壁 | 床 |
| ⊙a種 | ・<br>※化粧打放しコンクリート、塗装仕上げ、壁紙張り、接着剤による陶磁器質タイル張り | ・<br>※合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、フリーアクセスフロア（置敷式） |
| ⊙b種 | ・<br>※仕上塗材塗り | ・<br>※カーペット張り<br>防水下地<br>セルフレリング材塗り |
| ⊙c種 | ・<br>※セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り、モルタル塗り、胴縁 | ・<br>※タイル張り、モルタル塗り<br>二重床 |

⊙2.コンクリートの種類及び品質

コンクリートの種類 (6.2.1)
※JIS A 5308　レディミクストコンクリート
・国土交通大臣の認定を受けたコンクリート（建築基準法第37条第二号）

コンクリートの気乾単位容積質量による種類　※普通コンクリート　・軽量コンクリート

コンクリート仕様 (6.2.2,3,4)(6.3.1,2)(6.10.1)(6.14.1)

| 使用区分 | | 設計基準強度 Fc（N/mm²） | S（cm） | γ（kN/m³） | 混和材料 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 構造体コンクリート | 浄化槽 | 21 | 15 | 23 | B | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 土間コンクリート | | | | | | |
| 場所打ちコンクリート杭 | | | | | | 混和材料は遅延形 |
| 外構その他 | | | | | | |

| 混和材料 | 符号 | 名　称 | 符号 | 名　称 | 符号 | 名　称 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | A | AE剤 | D | 防錆剤 | G | 高性能AE減水剤（I種） |
| | B | AE減水剤（I種） | E | 防水材 | | |
| | C | 膨張材 | F | 流動化剤 | I | 下記による |

混和材料1（種類　）(6.3.1)
（使用方法　使用量　）(6.3.2)

レディーミクストコンクリートの類別　※I類　⊙II類　(表6.2.1)

特殊な要求性能におけるコンクリート
・海塩粒子の影響を受けるおそれのある箇所、海水の作用を受ける箇所等におけるコンクリート
（適用箇所　措置　）
・凍結融解作用を受けるおそれのある箇所におけるコンクリート
（適用箇所　措置　）
・酸性土壌，硫酸塩及びその他の侵食性物質又は熱の作用を受ける箇所におけるコンクリート
（適用箇所　措置　）

コンクリートの仕上がり (6.2.5)
コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差，測定方法
許容差　※表6.2.3による

⊙3.コンクリートの材料

セメントの種類 (表6.3.1)(6.3.1)

| 規格番号 | 規格名称 | セメントの種類 | 使用部位 |
|---|---|---|---|
| ※JIS R 5210 | ※普通ポルトランドセメント | —— | ※下記以外 |
| | ・　ポルトランドセメント | | ・ |
| ・JIS R 5211 | 高炉セメント | ・A　・B　・C | ・ |
| ・JIS R 5212 | シリカセメント | ・A　・B　・C | ・ |
| ・JIS R 5213 | フライアッシュセメント | ・A　・B　・C | ・ |
| ・JIS R 5214 | エコセメント | | |

注）高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種の品質は次による。
・高炉セメントB種の高炉スラグの混合比は40%以上とする。
・フライアッシュセメントB種のフライアッシュの混合比は15%以上とする。
・上記のベースセメントの混合比は、セメント製造業者のセメント試験成績表の値により確認する。
・
（使用部位　）

・ポルトランドセメントでの低アルカリ系の使用（・する　※しない）
（使用部位　）

普通エコセメント　・使用する　※使用しない
再生骨材Hの使用　・使用する（　）　※使用しない

骨材の種類
フェロニッケルスラグ細骨材，銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材
・使用する（　）　※使用しない
骨材の品質
砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分　※A　・B
砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性による区分　※A　・B

練混ぜ水
スラッジ水は原則使用しない
回収水は計画供用期間の級が長期，超長期の場合及び高強度コンクリートには使用しない

⊙4.型枠

材料 (6.8.2)

| せき板の種別 | | 規　格 | 厚さmm | 適用箇所 |
|---|---|---|---|---|
| ⊙木製 | ⊙合板 | ⊙JAS規格（表面加工品） | ※12　・ | 外壁部(パネコート) |
| | | ⊙JAS規格　B-C | ※12　・ | 仕上表参照 |
| | ・合板以外 | | | |
| ・金属製 | ・床 | ※鉄骨工事(7.2.7)による（構造特記7.2）<br>・ | | |
| | ・壁 | | | |
| ・ | ・ | | | |
| ・断熱材兼用 | | ※セラミック粉混入木繊セメント板 | ・30・40・50 | |

注）JAS規格とは「合板の日本農林規格」の「コンクリート型枠用合板の規格」を表す。
せき板面気泡緩衝シート張り（MCR工法用シート） (6.8.2(5))
・使用する　※難燃性ポリエチレン気泡シート
※コンクリート場打厚　10mm
⊙使用しない

外部に面するコンクリートの打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む。）の打増し厚さ　※20mm　・図示 (6.8.1)

床コンクリート直均し仕上げの打増し厚さ　・無し　※10mm

せき板，支柱の最小存置期間 (6.8.4)
基礎，梁側，柱，壁　※表6.8.2による
スラブ下，はり下　※表6.8.3による
・　日（※片持梁、片持ちスラブ　・　）
・打設階の下階2層分の支柱は残しておく

スリーブの材料 (6.8.2(3)(イ))(表6.8.1)

| 材　種 | 寸　法 | 箇所数 | 適用箇所 |
|---|---|---|---|
| ・鋼管 | ※図示　・ | ※図示　・ | |
| ⊙硬質ポリ塩化ビニル管 | ※図示　・ | ※図示　・ | 各種水槽内、各種配管等 |
| ・溶融亜鉛めっき鋼板 | ※図示　・ | ※図示　・ | |
| ⊙つば付き鋼管 | ※図示　・ | ※図示　・ | 防水貫通部等 |
| ・紙チューブ（径200mm以下） | ※図示　・ | ※図示　・ | |

注）鉄骨部分の貫通孔は構造図による。

⊙5.試験

フレッシュコンクリートの試験 (6.9.2)
試料の採取場所　※荷卸し地点　・ポンプの筒先
試験　※表6.9.1による　・

コンクリートの強度試験　※行う　・行わない (6.9.3)
※表6.9.2による（※28日は原則として公的機関）
・

・6.軽量コンクリート

適用箇所　・ (6.10.1)

常時土あるいは水に直接接する部分への使用　※使用しない　・使用する (6.10.1)

軽量コンクリートの種類及び所要気乾単位容積質量　・1種　・2種(表6.10.1)(6.10.2)

⊙7.寒中コンクリート

適用期間　※JASS5による (6.11.1)
・　月　日～　月　日
初期養生を行う期間　※コンクリートの圧縮強度が5N/mm²以上となるまで (6.11.4)
・
試験　※表6.11.1による（※28日は原則として公的機関） (6.11.6)
・

⊙8.暑中コンクリート

適用期間　※日平均気温の平年値が25℃を超える期間 (6.12.1)
・　月　日～　月　日
構造体強度補正値（S）　※6N/mm²　・　N/mm² (6.12.2)

・9.マスコンクリート

適用箇所　・ (6.13.1)

セメントの種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントB種（低発熱型） (6.13.2)
・中庸熱ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントB種
・低熱ポルトランドセメント　・シリカセメント
・

⊙10.無筋コンクリート

混和剤の種類　※AE減水剤又は高性能AE減水剤　・

混和材の種類　※6.13.2(2)(イ)　・

スランプ（cm）　※15　・

調合強度を定める材令　※28日　・　日 (6.13.5)

温度応力解析　・打設計画に合わせ施工者が実施する
応力強度比の許容値　※1.3以下　・0.8以下

・11.流動化コンクリート

適用箇所　※防水層の保護コンクリート (6.14.1)
※配管埋設用コンクリート
・

設計基準強度（N/mm²）　※18　・　・

スランプ（cm）　※15　・18　・

粗骨材の最大寸法（mm）　※25mm以下　・ (6.14.2)

・12.高強度コンクリート

適用箇所 (6.15.1)

スランプ（cm）　※表6.15.1による

設計基準強度が48N/mm²を超える高強度コンクリートを使用する鉄筋コンクリート工事は高強度コンクリート工事特記仕様書による。

| 設計者 | | | | | |

## 凡 例 （ 空 気 調 和 換 気 設 備 ）

| 記 号 | 名 称 | 備 考 | 記 号 | 名 称 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| C | 冷水管（往） | | | 吹出口 | |
| CR | 冷水管（返） | | | 吸込口 | |
| H | 温水管（往） | | | 排煙口 | 手動開放装置付（電気式） |
| HR | 温水管（返） | | | ベンドキャップ | |
| CH | 冷温水管（往） | | | フレキシブル継手 | |
| CHR | 冷温水管（返） | | | 消音エルボ | GW25，50㎜ 内貼り |
| CD | 冷却水管（往） | | | 消音ボックス | GW25，50㎜ 内貼り |
| CDR | 冷却水管（返） | | VAV | 可変風量装置 | |
| E | 膨張管 | | CAV | 定風量装置 | |
| O | 油管（往） | | | | |
| OR | 油管（返） | | | | |
| OV | 油通気管 | | GV | 仕切弁 | |
| S | 蒸気管（往） | | BV | バタフライ弁 | |
| SR | 蒸気管（返） | | SV | 球型弁 | |
| R | 冷媒管 | | CV | 逆止弁 | |
| RR | 冷媒管（返） | | BAV | ボール弁 | |
| | 給水管 | | FJ | 防振継手 | |
| | 雑用給水管（中水・井水） | | FJ | 可とう継手 | |
| D | ドレン管 | | FJ | 可とう継手 | |
| HD | 高温ドレン管 | | GV | Y形ストレーナ | |
| SA | 空調給気ダクト | | EXJ(D) | ベローズ型伸縮継手（複式） | |
| RA | 空調還気ダクト | | EXJ(S) | ベローズ型伸縮継手（単式） | |
| OA | 外気取入ダクト | | A | 自動エアー抜き弁 | |
| EA | 排気ダクト | | | 安全弁 | |
| WEA | 浴室排気ダクト | | | 二方弁装置 | |
| KEA | 厨房排気ダクト | | | 三方弁装置 | |
| OEA | 有機系特殊排気ダクト | | | 電磁弁装置 | |
| AEA | 酸系特殊排気ダクト | | P | 電磁流量計装置 | |
| A×B | 矩形ダクト | | kpa →kpa | 減圧弁装置 | |
| Aφ | 丸ダクト | | T | 蒸気トラップ装置 | |
| SM | 排煙ダクト | | | | |
| | 耐火被覆ダクト | | OM | 油量計 | |
| FD | 防火ダンパー | | | | |
| VD | 風量調整ダンパー | | | | |
| FVD | 風量調整兼用防火ダンパー | | | | |
| SFD | 煙感知器連動ダンパー | | | | |
| CD | 逆流防止ダンパー | | | | |
| MD | 風量調整ダンパー | | | | |
| PD | ピストンダンパー | | | | |

| 建築設備構造強度 | 令第129条の2の3 |
|---|---|
| | 本工事に設ける建築設備は以下の構造性能を有すること。 |

■ 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。

■ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、緊結すること。

□ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90ｃｍ以下とすること。

□ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5ｃｍ以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25ｃｍ以上の無筋コンクリート造れんが造、石造若しくは、コンクリートブロック造とすること。

■ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備

■ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。

■ 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。

■ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。

■ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。

□ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては、建設省告示1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。

□ 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造とし、平成12年建設省告示1388号第5に規定する構造方法によること。

| 法適合確認者（構造） |
|---|
| 倉内 信幸<br>一級建築士登録 第000000号<br>構造設計一級建築士証交付第0000号 |

| 給排水設備 | 令第112条第20項<br>令第129条の2の4 | 図書名 | 二面以上の断面図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | ・給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別 | | |

（令第129条の2の4第１項第七号イによる場合）

(a)貫通部において保温が必要な配管 (b)貫通部において保温が必要ない配管

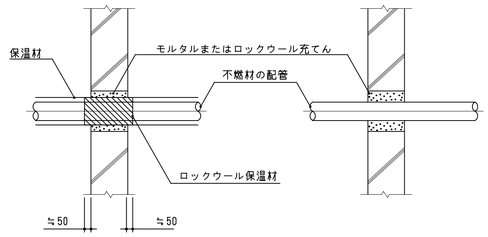


・貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止装置を施す。
・給水管、配電管その他の配管の貫通する部分及び防火区画等を貫通する部分からそれぞれ両側に１ｍ以内の距離にある部分を不燃材で造る。

（令第129条の2の4第１項第七号ハによる場合）

【貫通部 国土交通大臣認定番号】

フィブロック 壁：PS060WL-0196, PS060WL-0131, PS060WL-0130,FS060WL-0027
PS060WL-9370

フィブロック 床：PS060FL-0185, PS060FL-0129

※国土交通大臣認定工法とする。
参考認定番号：壁 PS060FL-0312,-0534
床 PS060FL-0391,-0454

| 換気水設備 | 法第28条3 | 図書名 | 換気設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別 | | |

（１）排気フード Ｉ型

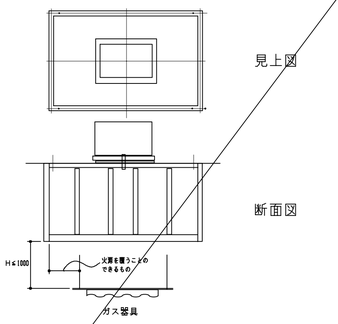


(2)排気フード Ⅱ型

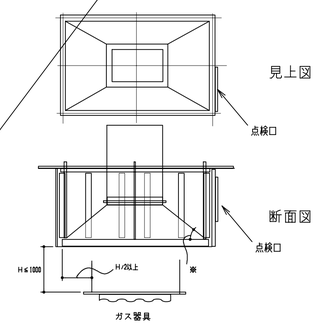


| 換気水設備 | 令第129条の2の5 | 図書名 | 換気設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 給気機の外気取入口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造 | | |

（１）ガラリ

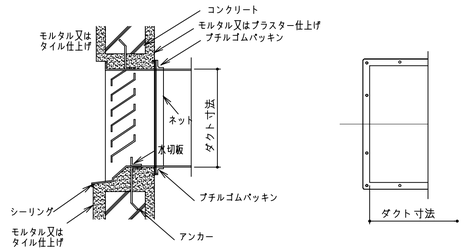


（2）ベンドキャップ

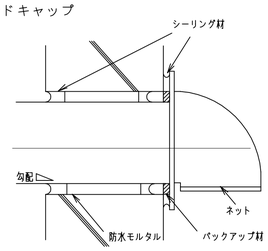


| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 配管設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 配管設備の構造 | | |

（令第129条の2の4第１項第七号ハによる場合）

・配管種別による国土交通大臣の認定を受けた工法は以下の通りとする。

・配管種別:特記仕様書による。

（配管勾配）

(a)給水管、給湯管、消火管（ガス消火管を除く。）、冷却水管、冷温水管、高温水管及び油管の場合は、水抜き及び空気抜きが容易に行えるように適当な勾配をとる。

(b)屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径65以下は最小1/50、呼び径75、100は最小1/100、呼び径125は最小1/150、呼び径150以上は、最小1/200とする。また、通気管は、すべての立て管に向かって上り勾配をとり、いずれも逆勾配又は凹凸部のないようにする。

（ドレン配管）

・ドレン配管は、間接排水にて排水管に接続する

| 設計者 | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特 記 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | 第6211号 | | | |
| 渡邊 和幸 | 土生 達哉 | 下野 日出幸 / 眞下 茜 | 浅山 明 | 外山 博文 | | |

| 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名 R７営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管 | ●図面番号 J-010 |
|---|---|---|
| | ●図面名 空気調和設備 凡例・施工要領図（１） | ●縮尺 N.S |

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

| 排煙設備 | 令第5章第2節の規定が適用される排煙設備 | 図書名 | 排煙設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 令第123 条第3 項第一号に規定する排煙設備の構造方法 | | |

特別避難階段付室の排煙口、給気口の配置

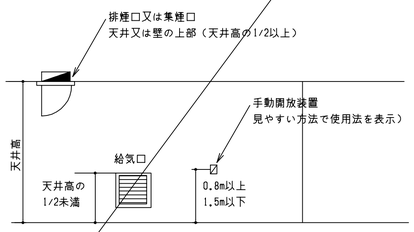


| 排煙設備 | 令第5章第3節の規定が適用される排煙設備 | 図書名 | 排煙設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 排煙口の構造 | | |

排煙口

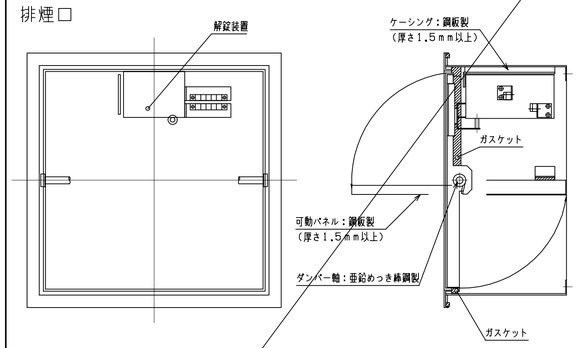


排煙ダンパー

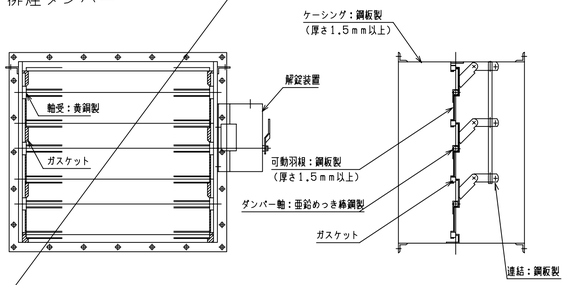


梁貫通要領図

1. RC造設置範囲

（a）基礎梁

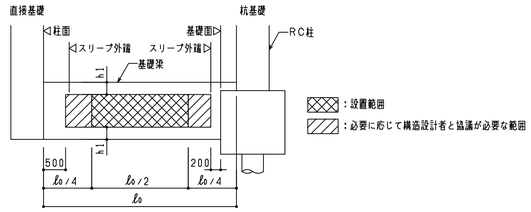


（注）1．基礎梁は塑性ヒンジが発生していない部分とする。
2．h1≧200mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法

（b）基礎梁以外

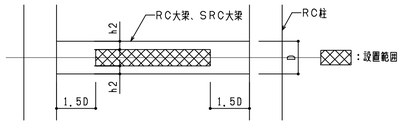


（注）1．h2≧200mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法

（c）大梁・小梁 接合部

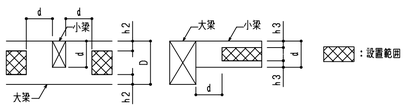


（注）1．h2≧200mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法
2．h3≧200mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法

2. S･SRC造設置範囲

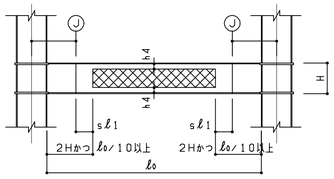


h4 ：補強プレートなしの場合、100以上
補強プレートありの場合、170以上

sℓ1：300 mm 以上かつウェブスプライスプレートから補強プレート端まで
50mm 以上

sℓ2：H/2以上かつ補強プレート端から
50mm 以上

J ：鉄骨継手位置

：設置範囲

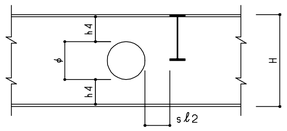


| 設計者 | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特 記 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 第286776号 渡邊 和幸 | 一級建築士 第298249号 土生 達哉 | 一級建築士 第219102号 下野 日出幸 | 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明 | 外山 博文 | 17992 | |

| 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名 Ｒ７営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管 | ●図面番号 J－011 |
|---|---|---|
| | ●図面名 空気調和設備 施工要領図（２） | ●縮尺 N.S |


AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号
株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

# 凡例（給排水衛生設備）

| 記号 | 名称 | 備考 | 記号 | 名称 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| —— — —— | 給水管（上水） | | GV | 仕切弁 | |
| —— • —— | 上水揚水管 | | BV | バタフライ弁 | |
| —— W —— | 給水管（井水） | | SV | 球型弁 | |
| —— — — —— | 雑用給水管（中水） | | CV | 逆止弁 | |
| —— • • —— | 雑用水揚水管 | | BAV | ボール弁 | |
| —— | 汚水管、雑排水管 | | CK | コック | |
| —— PD —— | ポンプ圧送管 | | FJ | 防振継手 | |
| —— RI —— | ＲＩ排水管（汚水・雑排水） | | FJ | 可とう継手 | |
| —— ID —— | 感染系排水管（汚水・雑排水） | | FJ | 可とう継手 | |
| —— CD —— | 検査系排水管（汚水・雑排水） | | | Ｙ形ストレーナ | |
| —— HD —— | 高温系排水管 | | EXJ(D) | ベローズ型伸縮継手（複式） | |
| —— KD —— | 厨房系排水管 | | EXJ(S) | ベローズ型伸縮継手（単式） | |
| —— I —— | 給湯管（往） | | | 自動エアー抜き弁 | |
| —— II —— | 給湯管（返） | | | 安全弁 | |
| | 通気管 | | | 二方弁装置 | |
| —— KV —— | 厨房通気管 | | | 三方弁装置 | |
| —— RI —— | ＲＩ通気管 | | | 電磁弁装置 | |
| —— ID —— | 感染通気管 | | FM | 定水位弁 | |
| —— CD —— | 検査通気管 | | BT | ボールタップ | |
| —— HD —— | 高温通気管 | | GV | 仕切弁（埋設）、ボックス共 | |
| (HP,VP) | 屋外排水管 | | | | |
| | 屋外排水管（コンクリート巻） | | | 水栓（水、湯） | |
| —— E —— | 膨張管 | | | フラッシュ弁 | |
| —— X —— | 屋内消火管 | | | 湯水混合水栓 | |
| —— XO —— | 屋外消火管 | | | シャワー金具 | |
| —— XS —— | 連結送水管 | | | 床排水金物 | |
| —— XB —— | 連結散水管 | | | 床上掃除口 | |
| —— SP —— | スプリンクラー管 | | | 排水用トラップ | |
| —— DC —— | 粉末消火管 | | | 散水栓 | |
| —— N —— | 不活性ガス消火管 | | | | |
| —— F —— | 泡消火管 | | | 屋内消火栓箱 | 火報組込 |
| —— G —— | ガス管（低圧） | ガス供給会社指定品 | | 屋内消火栓箱（放水口付） | 火報組込 |
| —— MG —— | ガス管（中圧） | ガス供給会社指定品 | | 連結送水放水口 | |
| —— PG —— | 液化石油ガス管 | | | 屋外消火栓箱 | |
| —— RD —— | ルーフドレン管 | 建築工事 | | 送水口 | |
| —— A —— | 圧縮空気管 | | | テスト弁 | |
| —— AV —— | 排気管 | | | ガスコック | |
| —— VAC —— | 吸引管 | | | 量水器 | |
| —— $O_2$ —— | 酸素ガス管 | | | ガスメータ | |
| —— $N_2$ —— | 窒素ガス管 | | | | |
| —— $N_2O$ —— | 笑気ガス管 | | | 雨水桝 | ため桝 |
| —— O —— | 油管（往） | | | 汚水桝 | インバート桝 |
| —— OR —— | 油管（還） | | T | トラップ桝 | |
| —— OV —— | 油通気管 | | | 格子桝 | |
| | | | 公 | 公共桝 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建築設備構造強度 | 令第129条の2の3 | | |
| | 本工事に設ける建築設備は以下の構造性能を有すること。 | | |

■ 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。

■ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、緊結すること。

□ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90ｃｍ以下とすること。

□ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5ｃｍ以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25ｃｍ以上の無筋コンクリート造れんが造、石造若しくは、コンクリートブロック造とすること。

■ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備

■ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。

■ 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。

■ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。

■ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。

□ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては、建設省告示1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。

□ 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造とし、平成12年建設省告示1388号第5に規定する構造方法によること。

法適合確認者（構造）
倉内　信幸
一級建築士登録　第000000号
構造設計一級建築士証交付第0000号

| 給排水設備 | 令第112条第20項<br>令第129条の2の4 | 図書名 | 二面以上の断面図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | ・給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別 | | |

（令第129条の2の4第1項第七号イによる場合）

(a)貫通部において保温が必要な配管　(b)貫通部において保温が必要ない配管

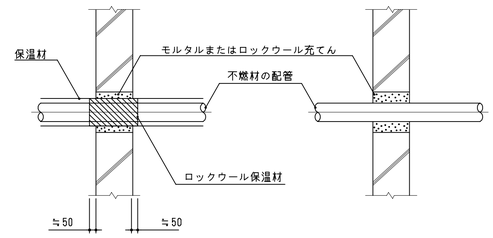


・貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止装置を施す。
・給水管、配電管その他の配管の貫通する部分及び防火区画等を貫通する部分からそれぞれ両側に１ｍ以内の距離にある部分を不燃材で造る。

（令第129条の2の4第１項第七号ハによる場合）

【貫通部　国土交通大臣認定番号】

フィブロック　壁：PS060WL-0196, PS060WL-0131, PS060WL-0130,FS060WL-0027
PS060WL-9370

フィブロック　床：PS060FL-0185, PS060FL-0129

※国土交通大臣認定工法とする。
参考認定番号：壁 PS060FL-0312,-0534
床 PS060FL-0391,-0454

| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 配管設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | ・配管設備の構造<br>・配管設備の覆いの有無 | | |

（令第129条の2の4第1項七号イによる場合）

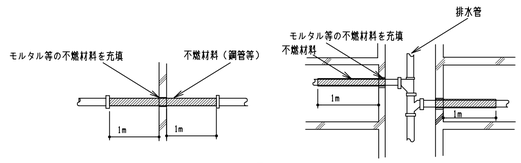


（令第129条の2の4第1項七号ロによる場合）

・以下の表に従うものとする。

硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通

| 給水管等の用途 | 覆いの有無 | 材質 | 肉厚 | 認定工法の認定番号<br>給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分<br>防火構造 | 30分耐火構造 | 1時間耐火構造 | 2時間耐火構造 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給水管 | | 難燃材料又は硬質塩化ビニル | 5.5mm 以上 | 90mm | 90mm | 90mm | 90mm |
| | | | 6.6mm 以上 | 115mm | 115mm | 115mm | 90mm |
| 配電管 | | 難燃材料又は硬質塩化ビニル | 5.5mm 以上 | 90mm | 90mm | 90mm | 90mm |
| 排水管及び排水管に附属する通気管 | 覆いのない場合 | 難燃材料又は硬質塩化ビニル | 4.1mm 以上 | 61mm | 61mm | 61mm | 61mm |
| | | | 5.5mm 以上 | 90mm | 90mm | 90mm | 61mm |
| | | | 6.6mm 以上 | 115mm | 115mm | 90mm | 61mm |
| | 厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合 | 難燃材料又は硬質塩化ビニル | 5.5mm 以上 | 90mm | 90mm | 90mm | 90mm |
| | | | 6.6mm 以上 | 115mm | 115mm | 115mm | 90mm |
| | | | 7.0mm 以上 | 141mm | 141mm | 115mm | 90mm |

1 この表において、30 分耐火構造、1 時間耐火構造及び2 時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30 分、1 時間及び2 時間耐える性能を有する構造をいう。

2 給水管等が貫通する令第112 条第16 項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するものは、30 分耐火構造とみなす。

| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 平面図・断面図・構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 給水タンク等の位置及び構造・給水タンク等にマンホール、オーバーフロー管、通気のための位置及び構造 | | |

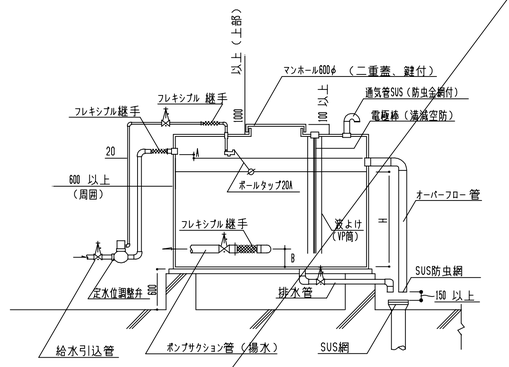


吐水口空間

| 呼び径 | オーバーフローレベルからの給水口下面までの高さ 'A' | 床面及びポンプサクション管中心との距離 'B' |
|---|---|---|
| 25～50 | 50mm 以上 | 50mm 以上 |
| 75 以上 | 管の呼び径以上 | 管の呼び径以上 |

電極棒取付高さ

| | |
|---|---|
| 満水警報 | オーバーフロー管下端 |
| 減水警報 | 0.3H |
| ポンプ空転防止 | 0.2H |
| | |

※ 本図は1槽式に適用し、機器表にて2槽指定の場合は本図に準ずること。
1. 給水管と揚水管は死水ができないよう配置する。
2. オーバーフロー管と排水管は接続しない。又、オーバーフロー管径は給水引込管の2サイズアップを原則とする。
3. 点検スペースは周囲600mm以上、下面600mm以上、上部1000mm以上確保する。
4. 2槽式の場合はポンプサクション管は原則としてポンプごとに設置する。
5. 屋外型はマンホールを2重蓋とする。
6. 波よけは固定すること。
7. 定水位調整弁及び配管の固定は受水槽から取らないこと。
8. 機器、配管等の耐震据付は「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。

| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 配管設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 配管設備の構造 | | |

（令第129条の2の4第１項第七号ハによる場合）

・配管種別による国土交通大臣の認定を受けた工法は以下の通りとする。

・配管種別:特記仕様書による。

（配管勾配）

(a)給水管、給湯管、消火管（ガス消火管を除く。）、冷却水管、冷温水管、高温水管及び油管の場合は、水抜き及び空気抜きが容易に行えるように適当な勾配をとる。

(b)屋内横走り排水管の勾配は、原則として、呼び径65以下は最小1/50、呼び径75、100は最小1/100、呼び径125は最小1/150、呼び径150以上は、最小1/200とする。また、通気管は、すべての立て管に向かって上り勾配をとり、いずれも逆勾配又は凹凸部のないようにする。

（ドレン配管）

・ドレン配管は、間接排水にて排水管に接続する

| 設計者 | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特記 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸　眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名<br>Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | ●図面番号<br>J－012 | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants<br>株式会社 梓設計　関西支社<br>一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第3234号 |
| | ●図面名<br>給排水衛生設備　凡例・施工要領図（１） | ●縮尺<br>N.S | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office<br>一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号 |

| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 配管設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造 | | |

（令第129条の2の4第2項第二号）

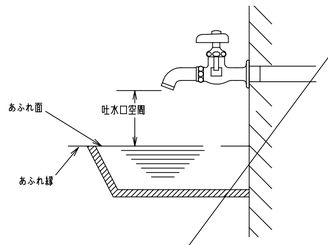


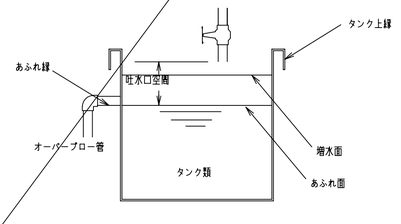


| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 平面図・断面図・構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | ・排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜<br>・給水管に講じたウォーターハンマー防止の装置 | | |

（令第129条の2の4第3項第一号）

【排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜】

排水管径算定手法　■排水負荷単位法

□定常流量法（SHASE S206-2000）

□その他（ ）

＊配管の傾斜は有効な数値を確保するものとする。

【給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置】

□流速を小さくする。

■ウォーターハンマー防止器を設置する。

□揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する。

■その他（加圧給水ポンプユニット推定末端圧一定）

| 衛生器具、流し類 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 排水トラップ |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置 | | |

第3項第二号，第五号　昭和50年建設省告示第1597号

【衛生器具、流し類の構造】

・大便器など衛生器具、流し類の排水はトラップ付きとする。

大便器、小便器（陶器製）のトラップの仕様を「JIS　A5207」による。

その他洗面、流し類のトラップの仕様を「SHASE-S206」による。

・トラップは昭和50年告示第1597号第2三に適合する封水深を有すること。

| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 配管設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 配管設備に講じた排水トラップ、通気管などの措置 | | |

（令第129条の2の4第3項第二号、第五号）

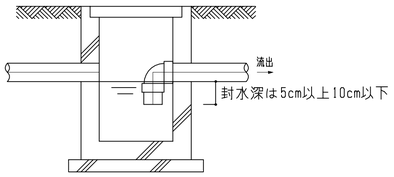


図　現場施工のトラップ桝の例

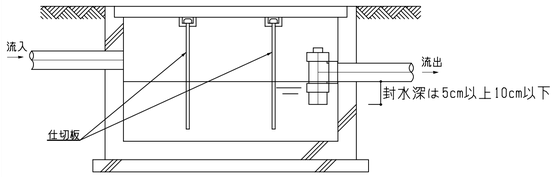


図　阻集器

| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 配管設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造 | | |

【都市ガス用】

| ガス栓 | 接続具 | ガス器具との接合 |
|---|---|---|
| □ねじコック | 金属管<br>金属可とう管<br>金属線入り強化ガスホース | ねじ |
| □可とう管コック | 金属フレキシブルホース<br>燃焼器接続用低圧ホース | ねじ |
| □ヒューズコック | 強化ガスホース<br>両端迅速継手付ガス用ゴムホース<br>ガス用ゴム管 | コンセント<br>ゴム管口と強化ガスホース用バンドねじ<br>ゴム管口とゴム管止め |

梁貫通要領図

1. RC造設置範囲

（a）基礎梁

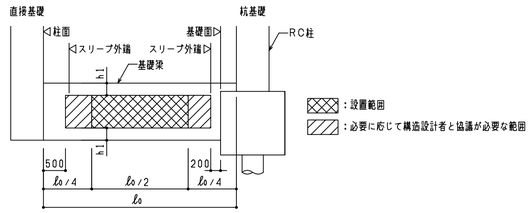


（注）1．基礎梁は塑性ヒンジが発生していない部分とする。
2．h1≧200mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法

（b）基礎梁以外

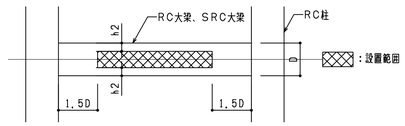


（注）1．h2≧200mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法

（c）大梁・小梁　接合部

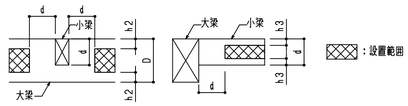


（注）1．h2≧200mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法
2．h3≧200mm かつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法

2. S・SRC造設置範囲

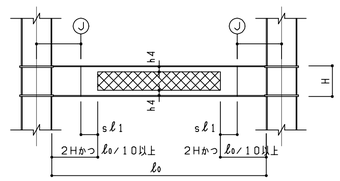


h4　：補強プレートなしの場合、100以上
補強プレートありの場合、170以上

sℓ1：300mm 以上かつウェブスプライスプレートから補強プレート端まで 50mm 以上

sℓ2：H/2以上かつ補強プレート端から 50mm 以上

Ⓙ：鉄骨継手位置

：設置範囲

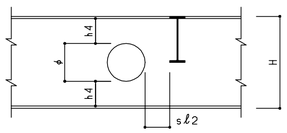


| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 配管設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | ・給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための装置<br>・飲料水の配管設備に設ける活性炭等のろ材その他これに類するものを内蔵した装置の構造 | | |

【給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置】

屋外埋設管　□凍結深度以下への埋設（GL－　　m）

□その他（凍結深度　0m　　）

室内　□テープヒーター

□室内暖房

□水抜き

□その他（該当しない。　　）

散水栓立ち上がり配管　□水抜き栓　□その他（該当しない　　）

【飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の構造】

・ 設備の材質 □

・ 逆流防止装置付

・ 清掃点検又は交換できる構造 □

・ 濾材が飲料水中に流出しない □

・ 残留塩素が除去されるものにあっては塩素消毒施設付

| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 配管設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | ・腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた装置<br>・圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造 | | |

【腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置】

（土中埋設）

外面被覆のない鋼管　■防食テープ □熱収縮シート又はチューブ

■その他(外面被覆鋼管、塩化ビニル管　)

油管　□自治省告示第204 号に規定する材料・方法

（コンクリート埋設）

外面被覆のない鋼管・鉛管　□防食テープ □その他

（多湿個所）

外面被覆のない鋼管または保温のある配管　■アスファルトプライマ

□金属外装　■合成樹脂外装

【圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造】

圧力タンクの安全装置　□逃がし弁 □圧力調整装置

□減圧水槽 □その他（ ）

給湯設備の安全装置　■逃がし弁 □膨張管

□圧力調整装置 □減圧水槽 □その他

| 給排水設備 | 令第129条の2の4 | 図書名 | 配管設備の構造詳細図 |
|---|---|---|---|
| 明示すべき事項 | 排水槽（排水を一時的に滞留させるための水槽）の構造 | | |

（立面図）

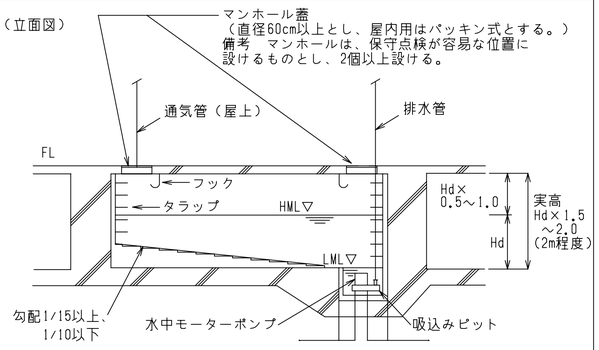


（平面図）

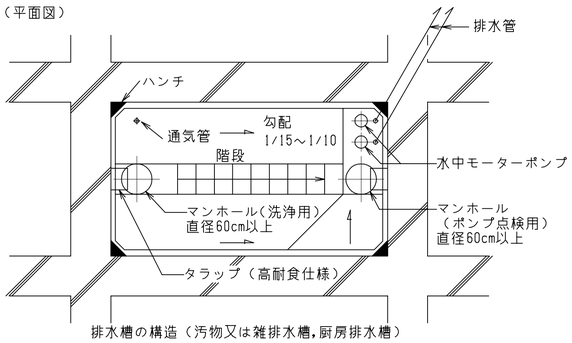


排水槽の構造（汚物又は雑排水槽,厨房排水槽）
排水槽内の重防食及びマンホール蓋は建築工事
タラップは高耐食仕様又は槽外専用梯子とする

| 設計者 | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | 第62111号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸　眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

| 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名 R7営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | ●図面番号 J－013 | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants 株式会社 梓設計　関西支社 一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第3234号 | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号 |
|---|---|---|---|---|
| | ●図面名 給排水衛生設備　施工要領図（2） | ●縮尺 N.S | | |

改訂：2022.10.01

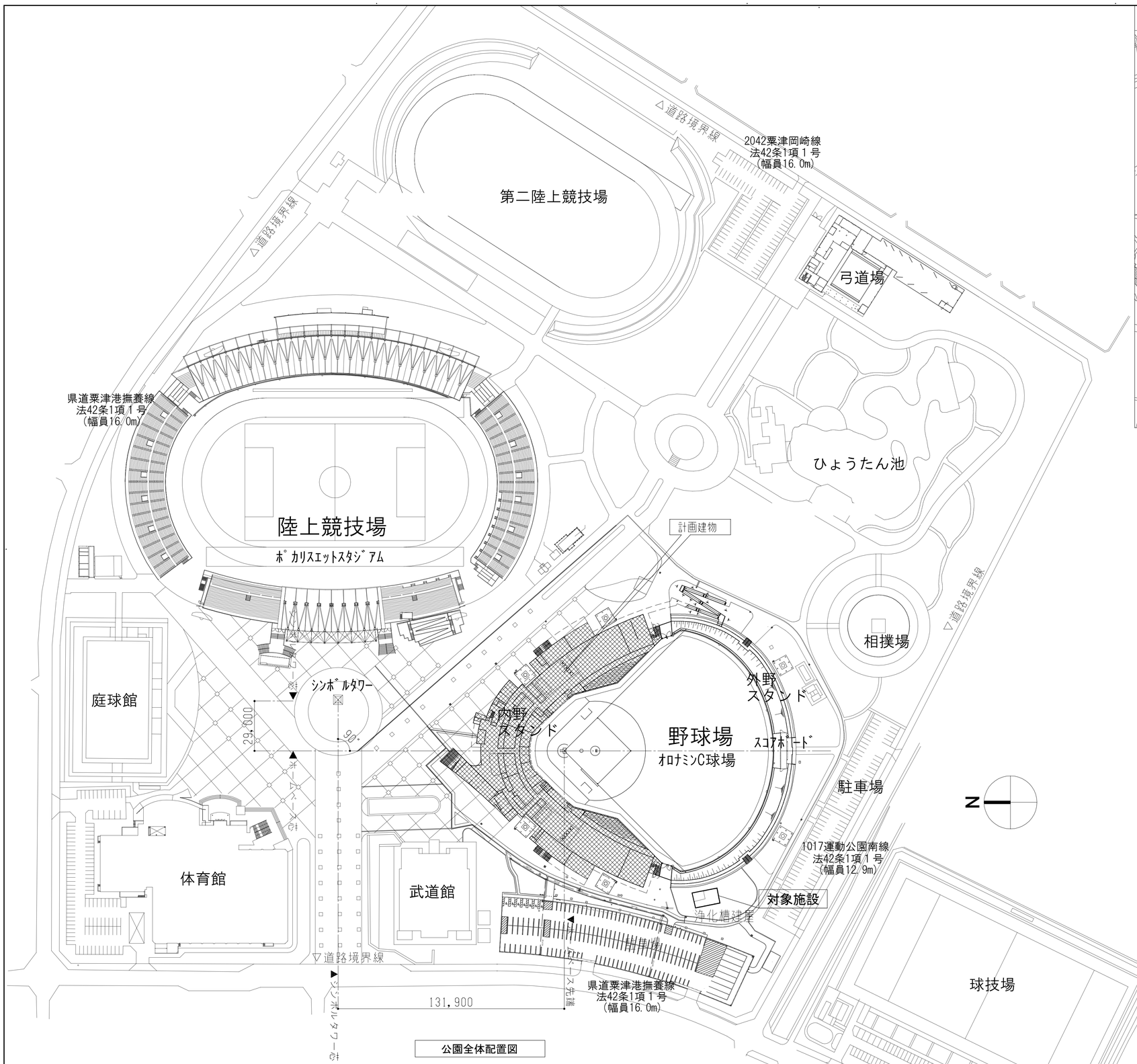

付近見取図 S=1/NTS

| 設計者 | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特 記 | 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名 | ●図面番号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | 設備設計一級建築士 | | 17992 | | | R7営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管 | J－014 | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | 第6211号 | | | | | ●図面名 公園全体配置図 | ●縮尺 1/1200(A1) 1/2400(A3) | 株式会社 梓設計 関西支社 |
| 渡邊 和幸 | 土生 達哉 | 下野 日出幸 眞下 茜 | 浅山 明 | 外山 博文 | | | | | | 一級建築士事務所登録 大阪（ウ）第3234号 |

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第1105号

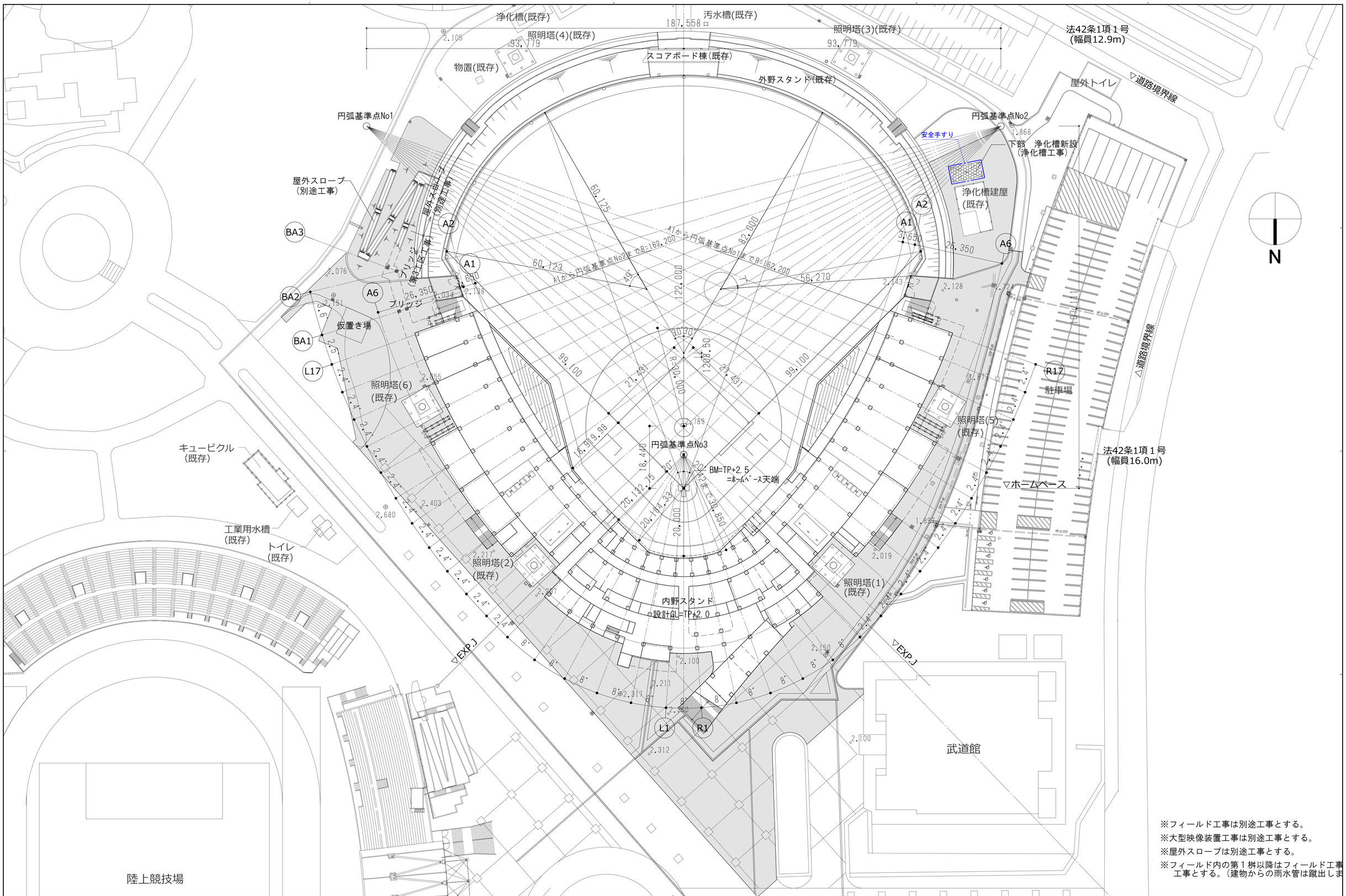


※フィールド工事は別途工事とする。
※大型映像装置工事は別途工事とする。
※屋外スロープは別途工事とする。
※フィールド内の第１桝以降はフィールド工事
工事とする。（建物からの雨水管は蹴出しま

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 | 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名 | ●図面番号 | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | | | Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | Ｊ－０１５ | 株式会社 梓設計　関西支社 | 株式会社 宮建築設計 |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | | | ●図面名 配置図 | ●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3) | 一級建築士事務所登録　大臣（ウ）第3234号 | 一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第1105０号 |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | | | | | | |

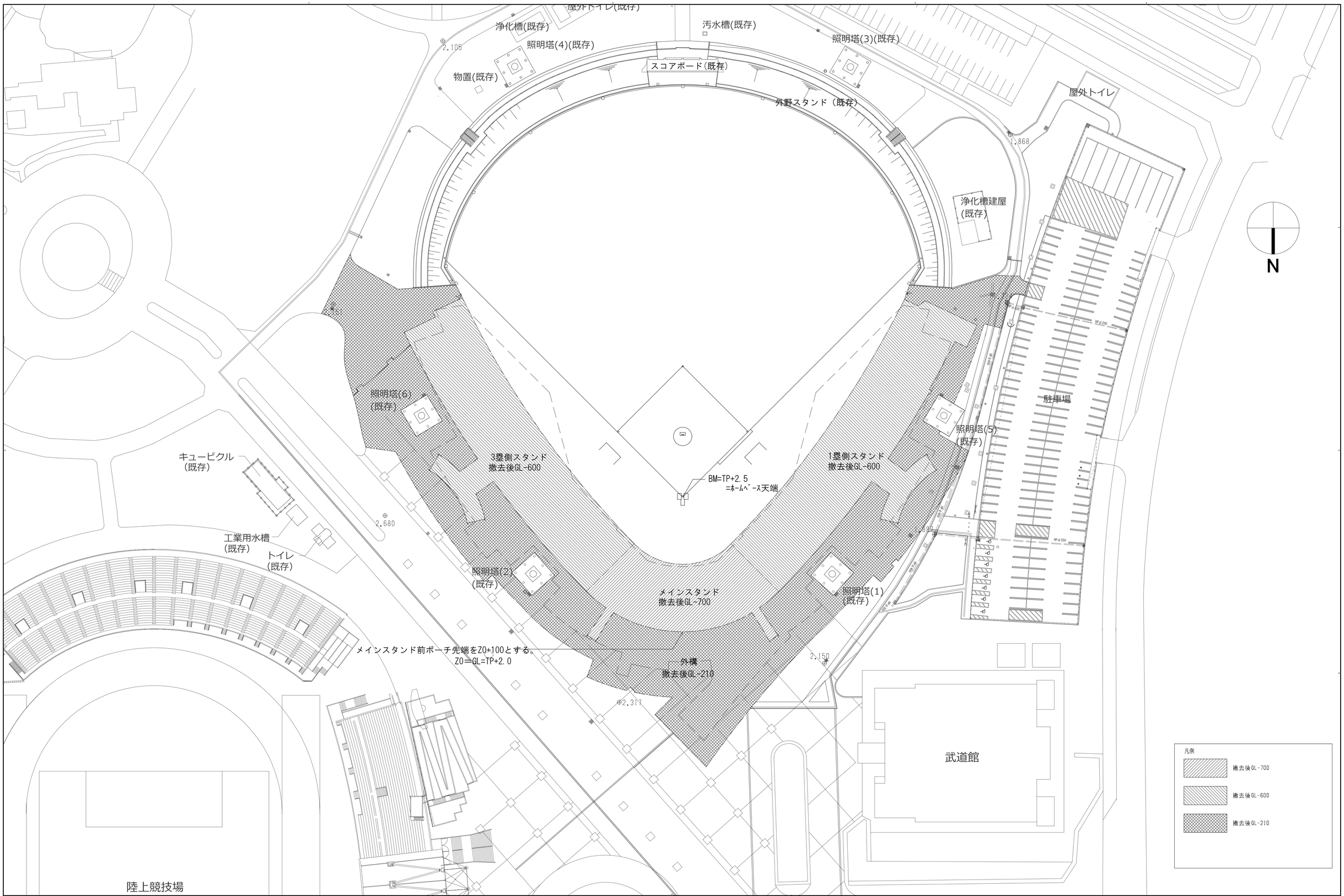


| 設計者 | | | | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | | | | 設備設計一級建築士 | | 17992 |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | | | | 第62111号 | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | | | | 浅山　明 | 外山　博文 | |

特　記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管

●図面名
現況図

●図面番号
Ｊ－０１６

●縮尺
1/ 500(A1)
1/1000(A3)

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号

# フローシート

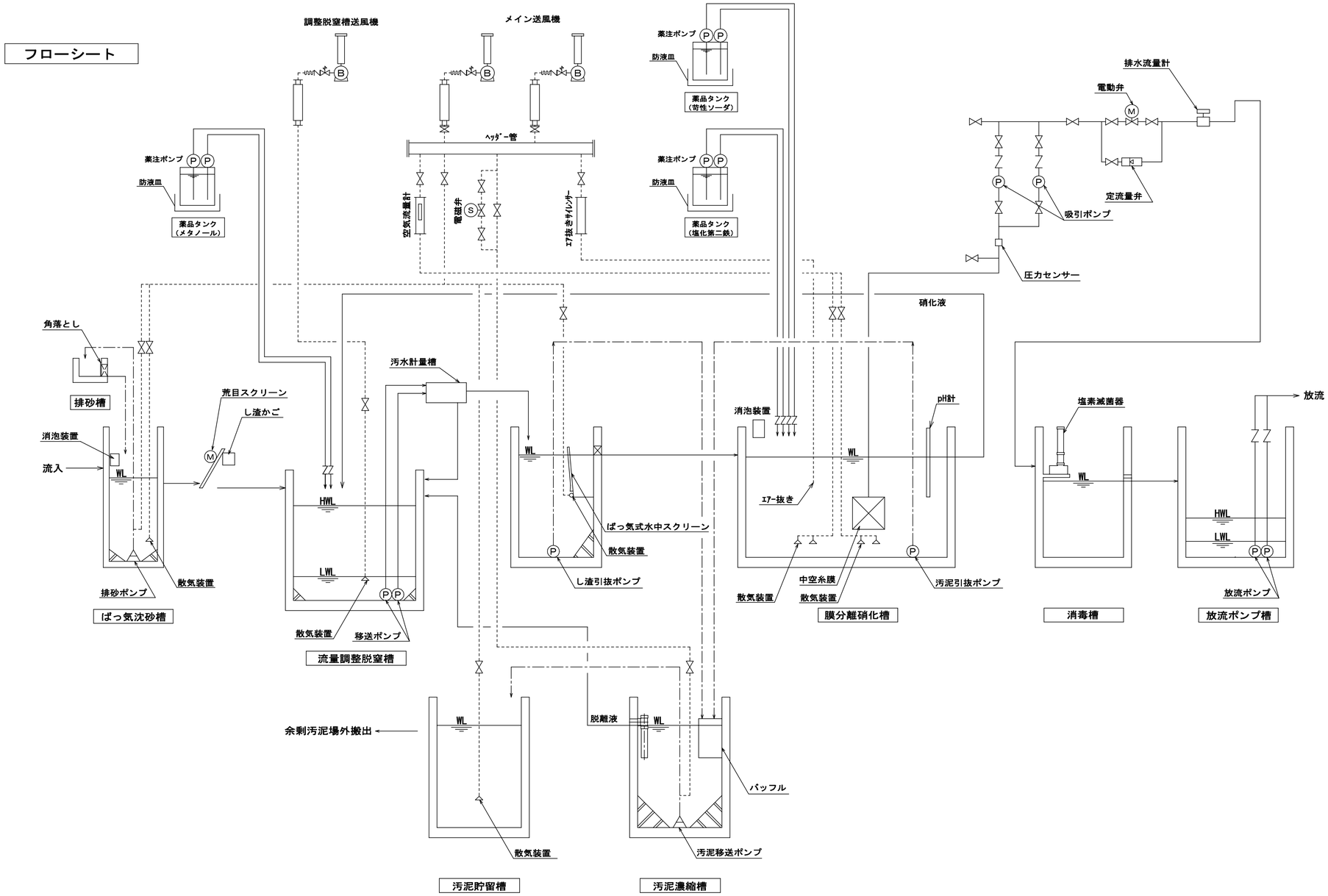


| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特 記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | |
| 渡邊 和幸 | 土生 達哉 | 下野 日出幸 | 眞下 茜 | 浅山 明 | 外山 博文 | | |

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R7営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管

●図面名 フローシート

●図面番号 J－017

●縮尺 NON(A1) NON(A3)

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

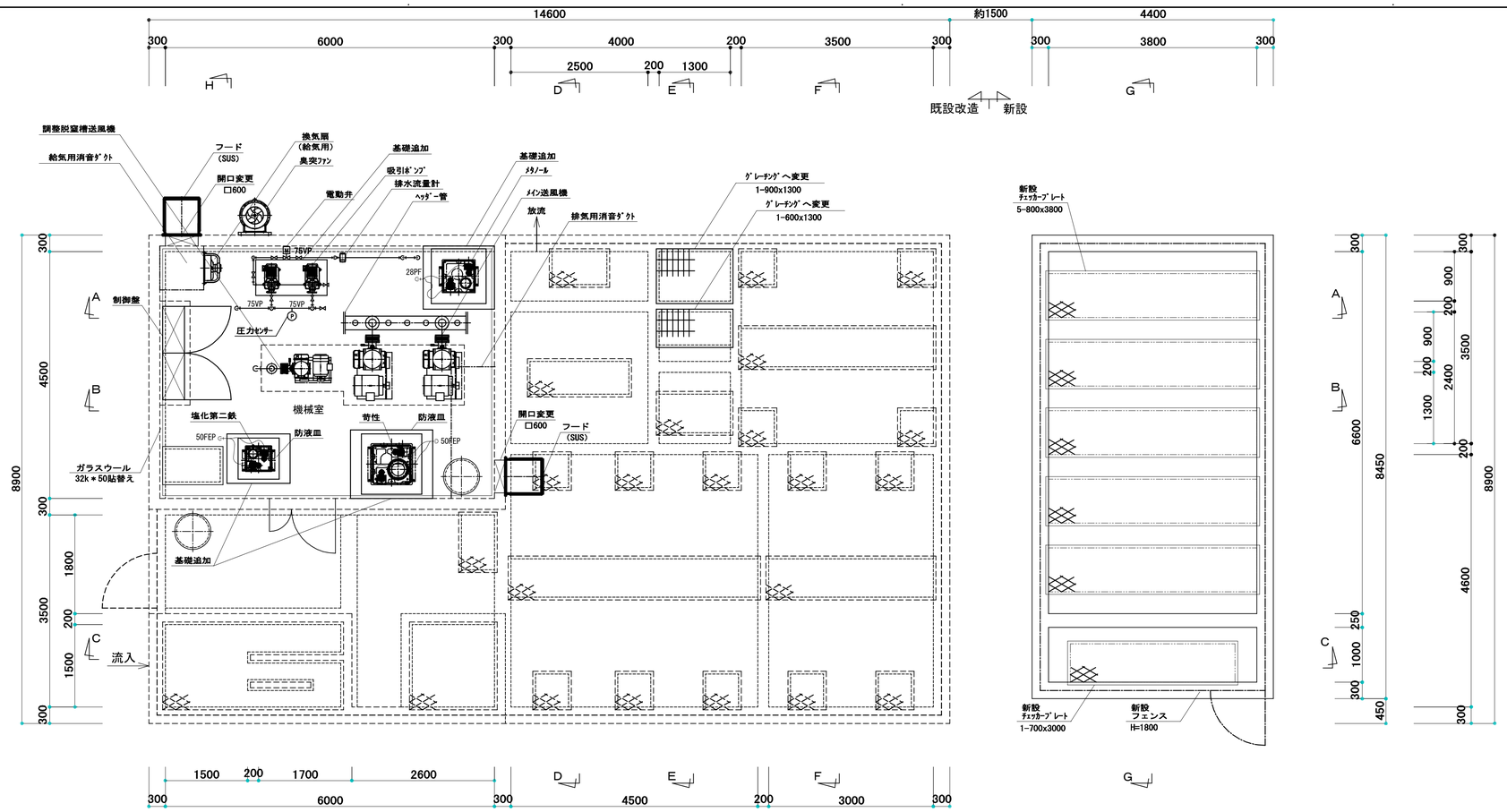


## 上部平面図　S＝1：50

※破線部は、既存を示す。

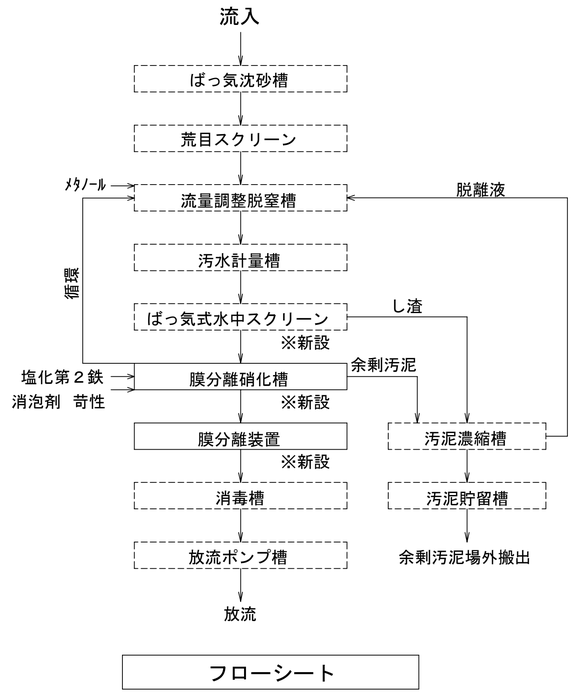


## フローシート

### 人槽算定

人員ｎ＝0.065×延床面積Ａ

### 工事区分表

| ＮＯ | 項目 | 建築工事 | 本工事 | 管工事 | 電気工事 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 山留工事 | | ○ | | | |
| 2 | 躯体工事 | | ○ | | | |
| 3 | 槽内増打工事 | | ○ | | | |
| 4 | 槽内防食工事 | | ○ | | | |
| 5 | 機械室防音工事 | | ○ | | | グラスウール張り |
| 6 | マンホール、チェッカープレート グレーチング | | ○ | | | |
| 7 | 機械基礎コンクリート工事 | | ○ | | | |
| 8 | 箱入工事 | | ○ | | | 補強筋共 |
| 9 | 丸スリーブ工事 | | ○ | | | 鉄筋切断、補強筋共 |
| １０ | 水張漏水検査 | | ○ | | | |
| １１ | 機器設備工事 | | ○ | | | 機械室内換気設備共 |
| １２ | 配管設備工事 | | ○ | | | |
| １３ | ダクト工事（機械室内） | | ○ | | | |
| １４ | 流入管工事 | | | ○ | | 既設使用 |
| １５ | 放流管工事 | | | ○ | | 槽外図示以降 |
| １６ | 給水設備工事 | | | ○ | | ﾒﾝﾃﾅﾝｽ用給水栓 |
| １７ | 二次側電気工事 | | ○ | | | |
| １８ | 電灯設備工事（機械室内） | | ○ | | | |
| １９ | 一次側電気工事 | | | | ○ | |
| ２０ | 外部警報配線工事 | | | | ○ | 制御盤内端子接続共 |
| ２１ | 臭突工事 | | ○ | | | |
| ２２ | 躯体撤去工事 | | ○ | | | |
| ２３ | 機器設備撤去工事 | | ○ | | | 汚泥引抜処分含む |
| ２４ | フェンス設置工事 | | ○ | | | |

### 注　記

1. 流入管は既設流用とする。
2. 放流管槽外別途工事とする。
3. 臭突管は本工事とし、機械室横へ３ｍ程度立上げとする。
4. スラブ荷重はＴ－０とする。
5. 躯体防食仕様はＡ種（無溶剤型エポキシ樹脂塗装）とする。
6. 処理槽近くの給水設備は別途工事とする。
7. 処理施設への電源の供給は別途工事とする。
8. 薬注管の配管距離が長い場合、または曲がりが多い場合には、適宜、曲がり部に枡を設けるなど交換可能な構造とすること。
9. 材質指示無き配管はＳＧＰ(白)とする。
10. 機械室と膜分離硝化槽の距離は概ね10m以下とする。（新設処理槽は、既設処理槽隣に設置とする。）
11. ぱっ気沈砂槽は改造とする。
12. 屋内・屋外の露出配管は、塗装を施す。
13. 新設チェッカープレートは、溶融亜鉛メッキ塗装とする。
14. 新設フェンスは、金網パネル（3.2Φ,56mm,ﾋﾞﾆﾙ被覆亜鉛ﾒｯｷ鉄線）とする。主柱はΦ50.8×2.3とする。

### 仕　　様

| 分　類 | | 合併処理 |
|---|---|---|
| 処理計画人員 | | １６００人 |
| 処理計画汚水量 | | ２４６m3／日 |
| 排水時間 | | １５時間 |
| 処理方式 | | 凝集剤添加膜分離活性汚泥方式 |
| 流入水質 | ＢＯＤ | ２６０ｍｇ／Ｌ |
| | ＣＯＤ | ２００ｍｇ／Ｌ |
| | ＳＳ | ２５０ｍｇ／Ｌ |
| | Ｔ－Ｎ | ８０ｍｇ／Ｌ |
| | Ｔ－Ｐ | ８ｍｇ／Ｌ |
| 放流水質 | ＢＯＤ | ２０ｍｇ／Ｌ |
| | ＣＯＤ | ３０ｍｇ／Ｌ |
| | ＳＳ | ２０ｍｇ／Ｌ |
| | Ｔ－Ｎ | ２０ｍｇ／Ｌ |
| | Ｔ－Ｐ | ２ｍｇ／Ｌ |

| 設計者 | | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名　Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | ●図面番号　Ｊ－０１８ |
| | ●図面名　処理槽平面図（１） | ●縮尺　1/50(A1)　1/100(A3) |

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ﾛ）第3234号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第１１０５０号

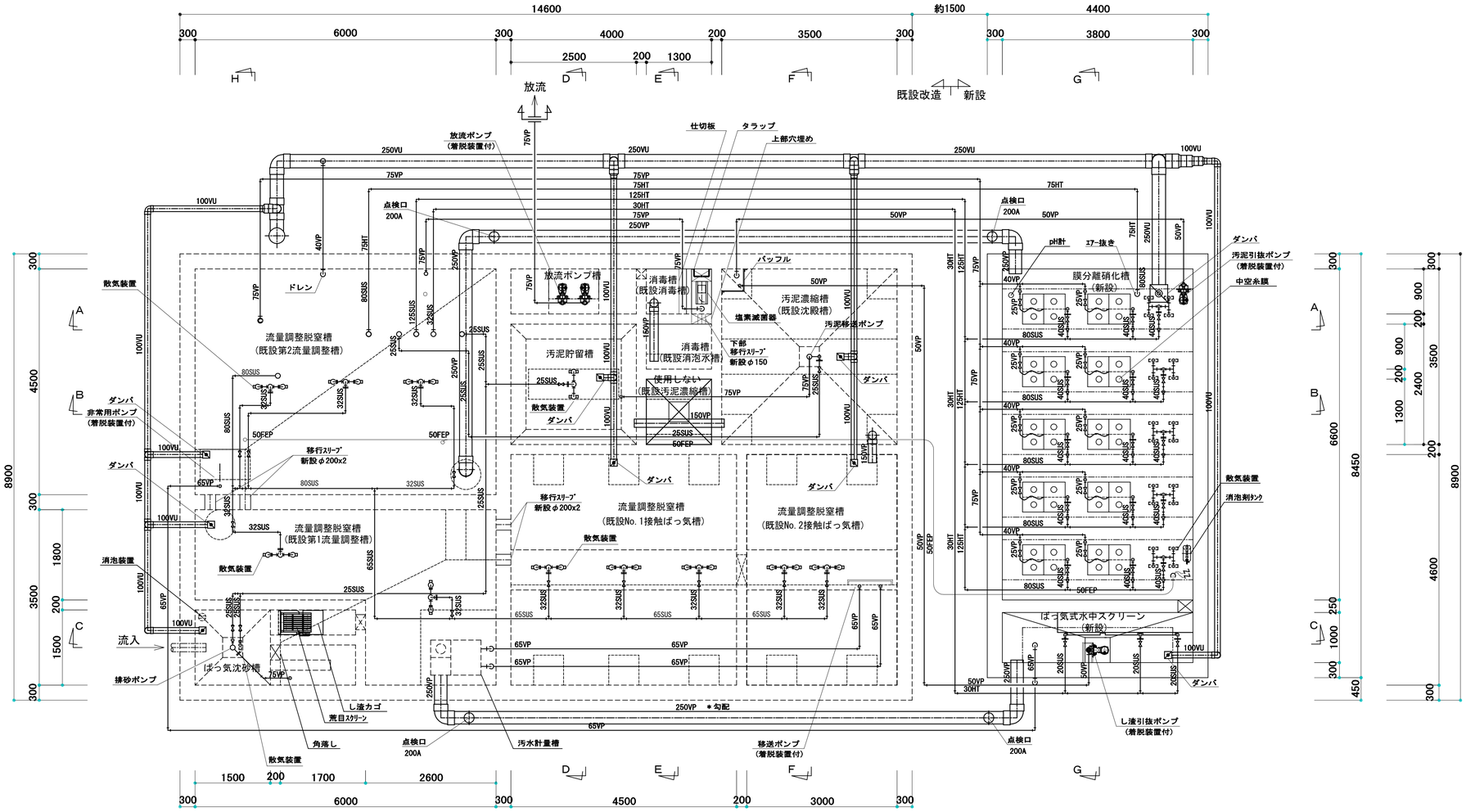


# 処理槽平面図　　Ｓ＝１：５０

※破線部は、既存を示す。

## 機　器　仕　様

| Ｎｏ | 名　　称 | 型　　式 | 仕　　様 | 動　　力 | 数量 | 付属品及び備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | メイン送風機 | ルーツ型 | φ１２５×１１．９m3／分×３７ｋＰａ | ３相２００Ｖ<br>１５ｋＷ | 2 | 吐出サイレンサー<br>ＦＪ，ＣＶ，防振架台 |
| 2 | 調整脱窒槽送風機 | ルーツ型 | φ８０×３．３５m3／分×２８ｋＰａ | ３相２００Ｖ<br>３．７ｋＷ | 1 | 吐出サイレンサー<br>ＦＪ，ＣＶ，防振架台 |
| 3 | 荒目スクリーン | 機械駆動式 | ＳＵＳ３０４及び合成樹脂<br>目巾　５０mm×３８０W×１０００Ｌ | ３相２００Ｖ<br>２５W | 1 | |
| 4 | 非常用ポンプ | 汚物用水中ポンプ | φ６５×０．６９m3／分×２．０m | ３相２００Ｖ<br>１．５ｋＷ | 1 | 着脱装置付<br>チェーンＳＵＳ３０４ |
| 5 | 移送ポンプ | 汚物用水中ポンプ | φ６５×０．５６m3／分×４．０m | ３相２００Ｖ<br>１．５ｋＷ | 2 | 着脱装置付<br>チェーンＳＵＳ３０４ |
| 6 | 汚泥引抜ポンプ | 汚物用水中ポンプ | φ５０×０．０４m3／分×１．５m | ３相２００Ｖ<br>０．２５ｋＷ | 1 | 着脱装置付<br>チェーンＳＵＳ３０４ |
| 7 | し渣引抜ポンプ | 汚物用水中ポンプ | φ５０×０．０５m3／分×１．５m | ３相２００Ｖ<br>０．２５ｋＷ | 1 | 着脱装置付<br>チェーンＳＵＳ３０４ |
| 8 | 放流ポンプ | 雑排水用水中ポンプ | φ５０×０．４３m3／分×６．０m | ３相２００Ｖ<br>１．５ｋＷ | 2 | 着脱装置付<br>チェーンＳＵＳ３０４ |
| 9 | 吸引ポンプ | 自吸式陸上ポンプ | φ５０×０．２７m3／分×１５m | ３相２００Ｖ<br>１．５ｋＷ | 2 | |
| １０ | 塩化第二鉄<br>薬注ポンプ | ダイヤフラム式 | 吐出量　６．５６　ｍＬ／分 | 単相２００Ｖ<br>０．０１５ｋＷ | 2 | |
| １１ | メタノール<br>薬注ポンプ | ダイヤフラム式 | 吐出量　９．８　ｍＬ／分 | 単相２００Ｖ<br>０．０２５ｋＷ | 2 | |
| １２ | 苛性<br>薬注ポンプ | ダイヤフラム式 | 吐出量　１７．７　ｍＬ／分 | 単相２００Ｖ<br>０．０１８ｋＷ | 2 | |
| １３ | 臭突ファン | 軸流ファン | φ３００　×３０m3／分×３００Ｐａ | ３相２００Ｖ<br>０．４ｋＷ | 1 | 防振継手 |
| １４ | 換気扇 | 有圧低騒音形 | 羽根径４５ｃｍ　給気用　３８７０m3／時 | ３相２００Ｖ<br>２００W | 1 | バックガード付 |

## 配　管　材　質

| 使用区分 | 仕　　様 | 規格番号 | 種類の記号 |
|---|---|---|---|
| 空気管（水槽外露出） | 配管用炭素鋼管 | ＪＩＳ　Ｇ　３４５２ | ＳＧＰ（白）、図面上はＡ標記 |
| 空気管（水槽外埋設） | 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 | ＪＩＳ　Ｋ　６７７６ | ＨＴＶＰ、図面上はＨＴ標記 |
| 空気管（水槽内） | 配管用ステンレス鋼管 | ＪＩＳ　Ｇ　３４５９ | ＳＵＳ３０４、図面上はＳＵＳ標記 |
| ポンプ圧送管・移流管 | 硬質ポリ塩化ビニル管 | ＪＩＳ　Ｋ　６７４１ | ＶＰ、図面上はＶＰ標記 |
| 臭突管 | 硬質ポリ塩化ビニル管 | ＪＩＳ　Ｋ　６７４１ | ＶＵ、図面上はＶＵ標記 |
| 薬注配管 | ブレードホース（さや管：ＦＥＰ） | － | － |
| 支持金具・ボルト及びナット類　：ステンレス製（ＳＵＳ３０４）とする。 | | | |

| 設計者 | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸　　眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

徳島県県土整備部営繕課

●工事名　Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管

●図面名　処理槽平面図（２）

●図面番号　Ｊ－０１９

●縮尺　1/50(A1)　1/100(A3)

株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第３２３４号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第１１０５０号

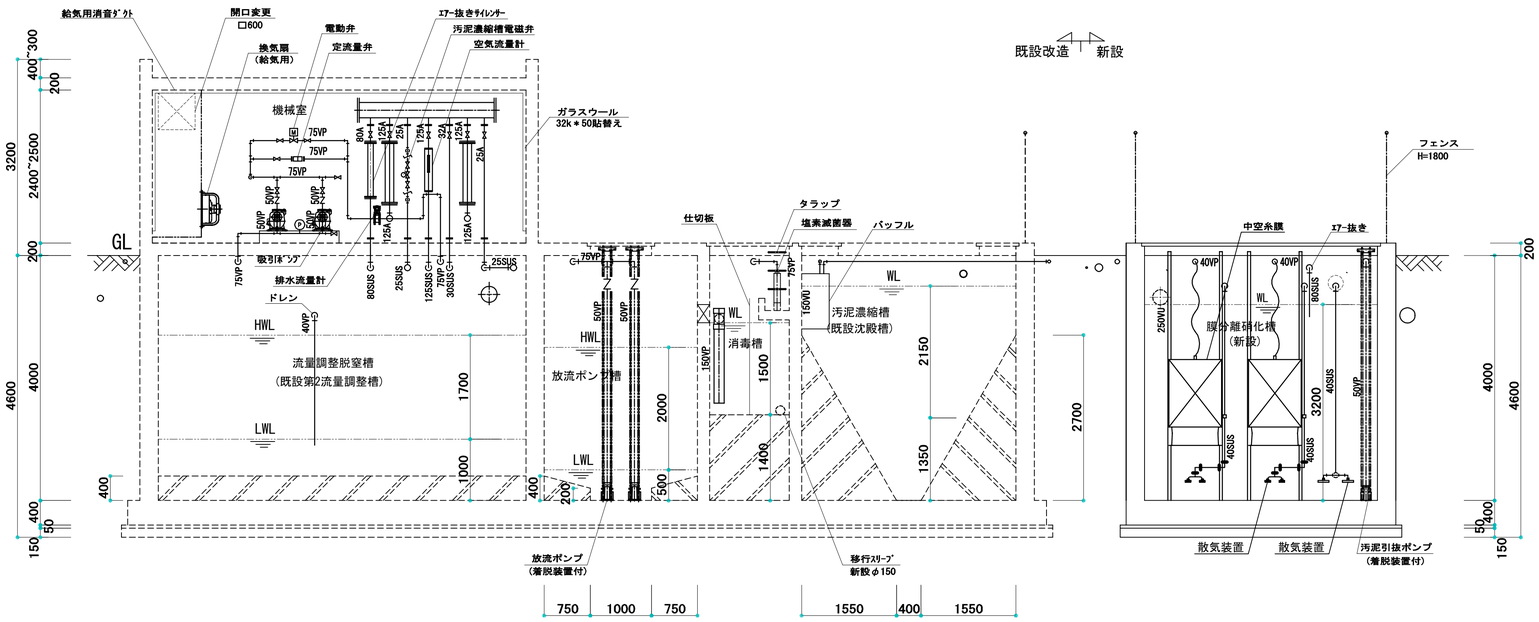


## Ａ－Ａ断面図　　Ｓ＝１：５０

※破線部は、既存を示す。

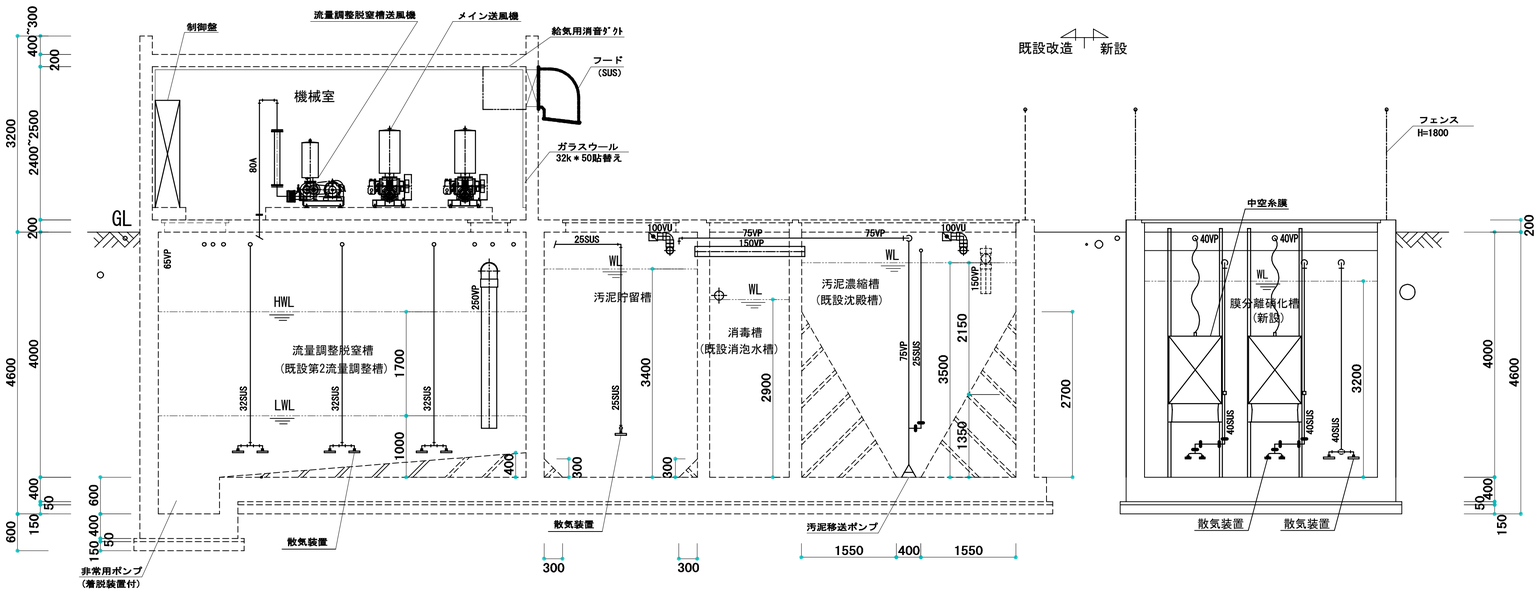


## Ｂ－Ｂ断面図　　Ｓ＝１：５０

※破線部は、既存を示す。

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 | 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名 | ●図面番号 | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | | | Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | Ｊ－０２０ | 株式会社 梓設計　関西支社 | 一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第１１０５０号 |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | | | ●図面名 処理槽断面図（１） | ●縮尺 1/50(A1) 1/100(A3) | 一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第３２３４号 | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | | | | | | |

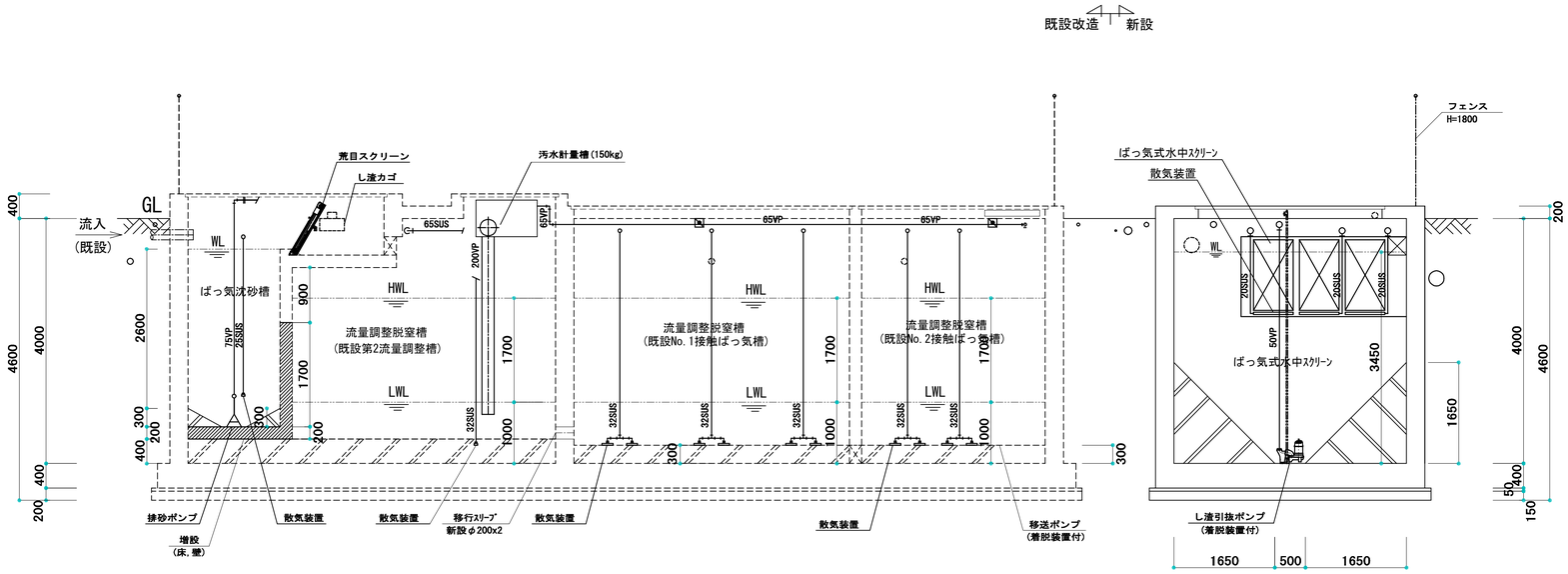


## Ｃ－Ｃ断面図　　Ｓ＝１：５０

※破線部は、既存を示す。

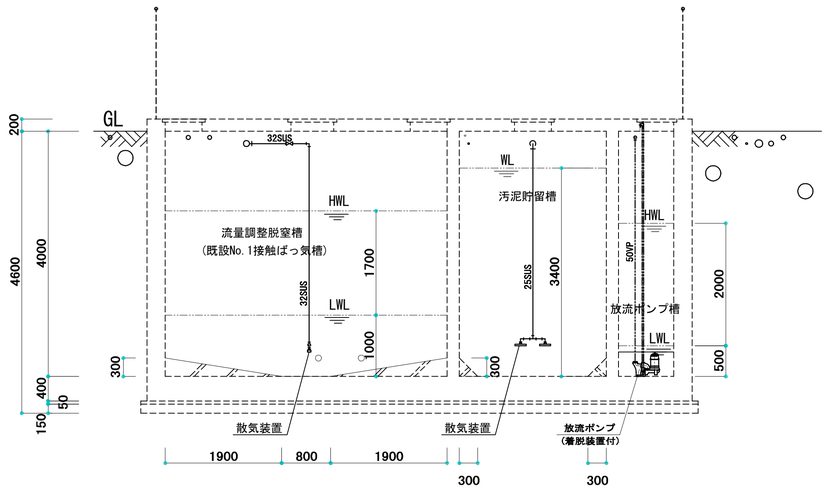


## Ｄ－Ｄ断面図　　Ｓ＝１：５０

※破線部は、既存を示す。

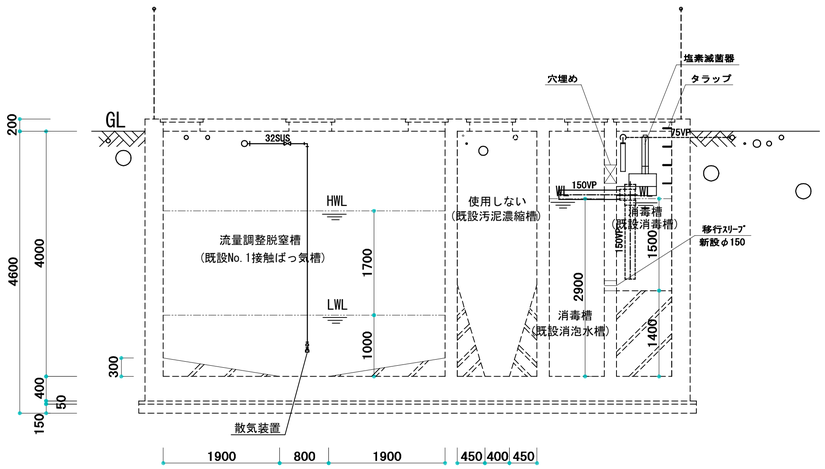


## Ｅ－Ｅ断面図　　Ｓ＝１：５０

※破線部は、既存を示す。

| 設計者 | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸　眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

徳島県県土整備部営繕課

●工事名　Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管

●図面名　処理槽断面図（２）

●図面番号　Ｊ－０２１

●縮尺　1/50(A1)　1/100(A3)

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ウ）第３２３４号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第１１０５０号

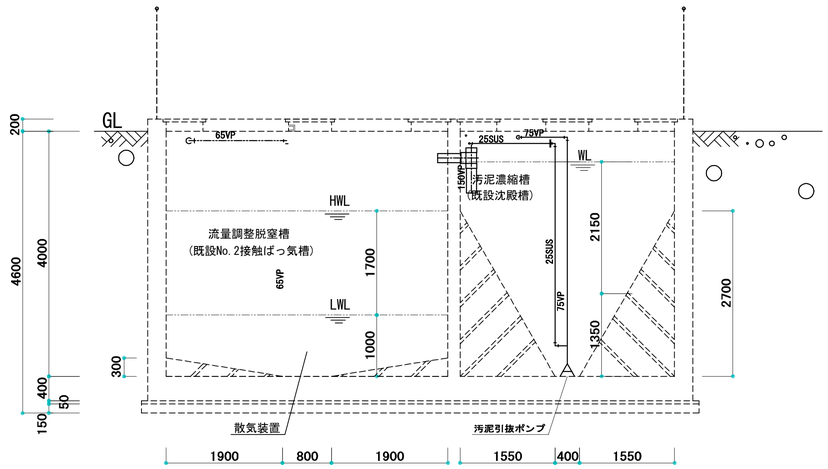


## Ｆ－Ｆ断面図　　Ｓ＝１：５０

※破線部は、既存を示す。

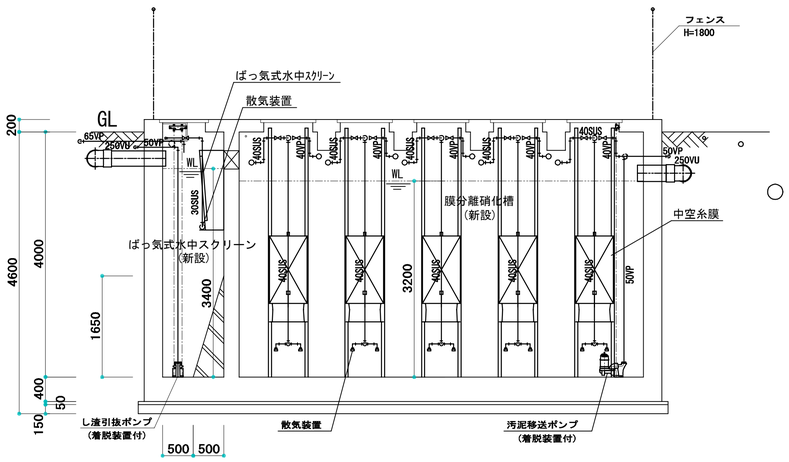


## Ｇ－Ｇ断面図　　Ｓ＝１：５０

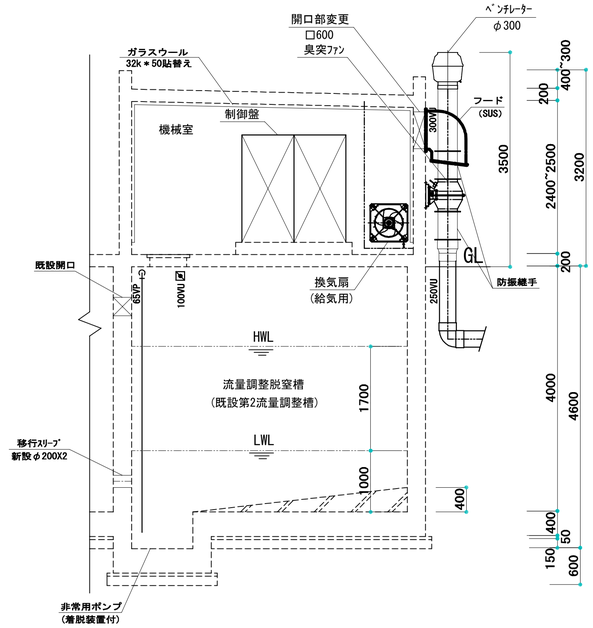


## Ｈ－　断面図　　Ｓ＝１：５０

※破線部は、既存を示す。

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

徳島県県土整備部営繕課

●工事名　Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管

●図面名　処理槽断面図（３）

●図面番号　Ｊ－０２２

●縮尺　1/50(A1)　1/100(A3)

AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ウ）第３２３４号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第１１０５０号

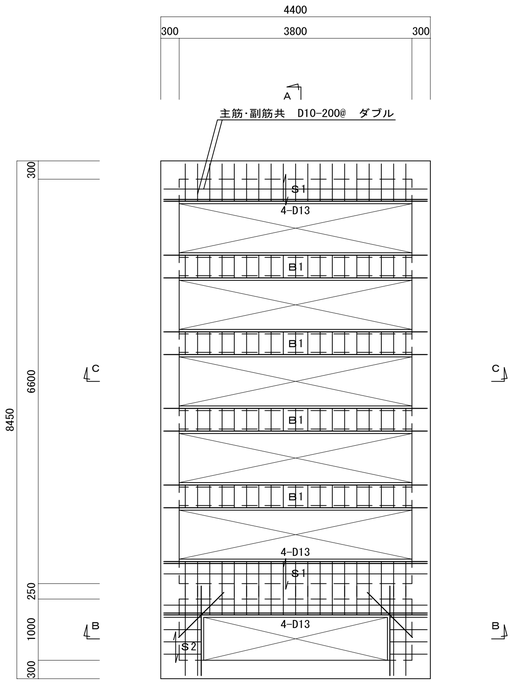


上部スラブ配筋図　A1：S＝1／50　A3：S＝1／100

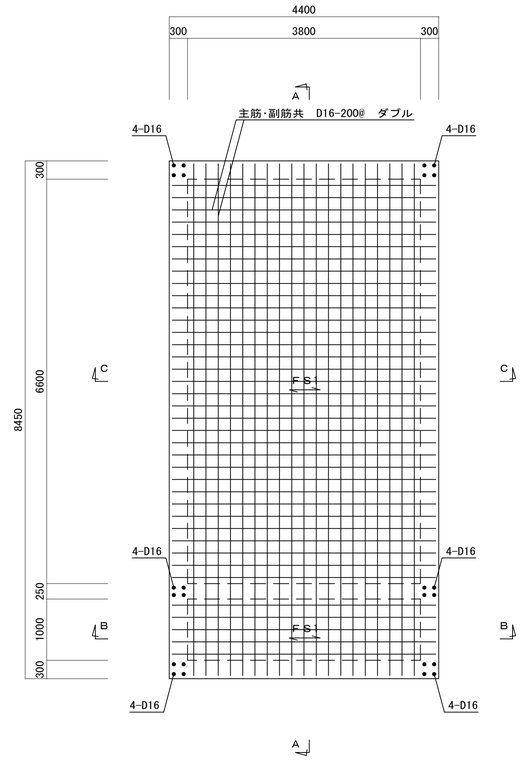


基礎スラブ配筋図　A1：S＝1／50　A3：S＝1／100

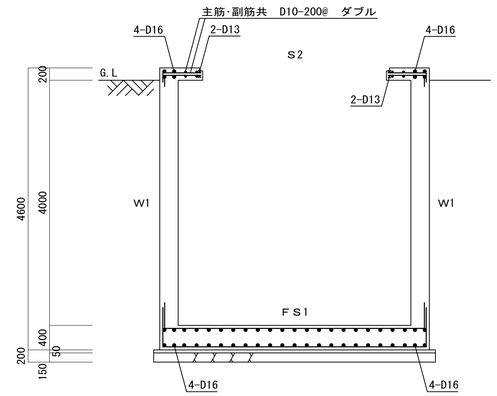


Ｂ－Ｂ断面配筋図　A1：S＝1／50　A3：S＝1／100

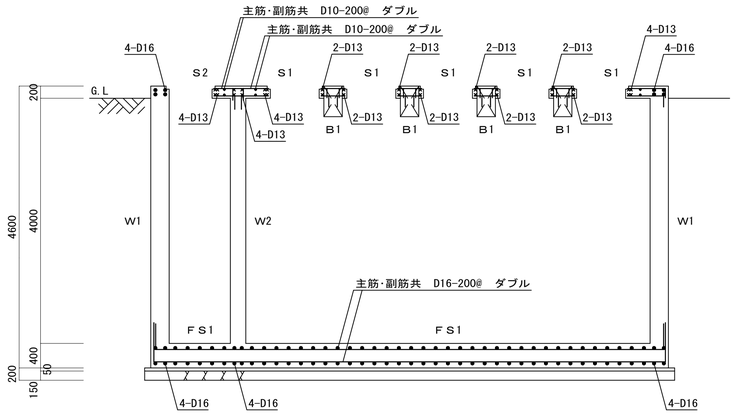


Ａ－Ａ断面配筋図　A1：S＝1／50　A3：S＝1／100

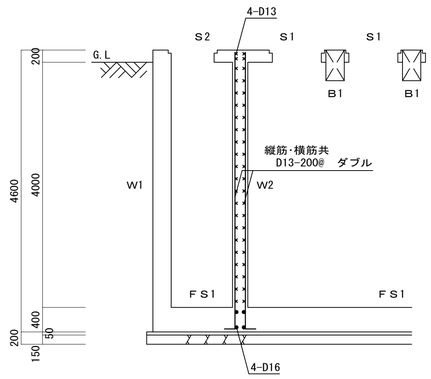


Ａ－　断面配筋図　A1：S＝1／50　A3：S＝1／100

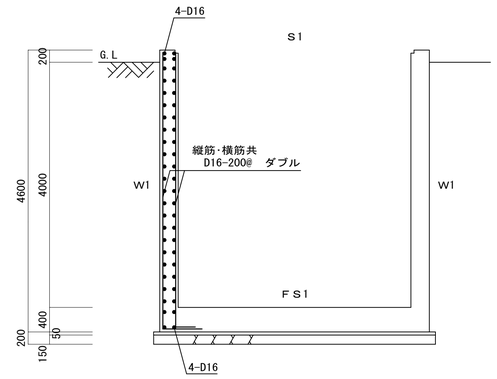


Ｃ－Ｃ断面配筋図　A1：S＝1／50　A3：S＝1／100

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

徳島県県土整備部営繕課

●工事名　Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管

●図面名　新設処理槽　配筋図（１）

●図面番号　Ｊ－０２３

●縮尺　1/50(A1)　1/100(A3)

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号

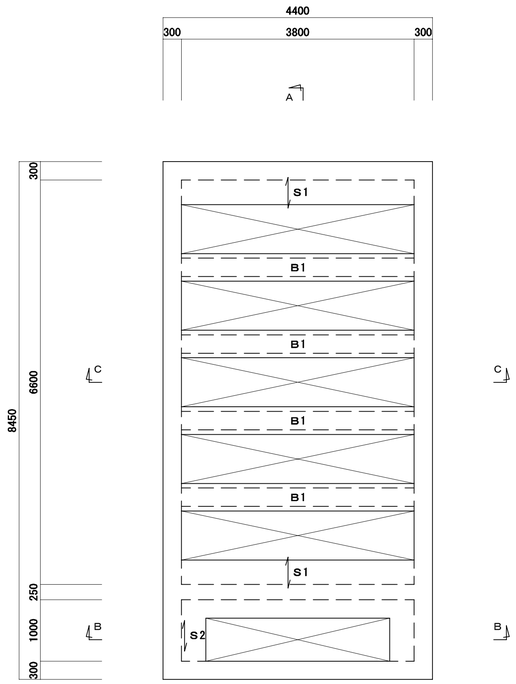


上部スラブ伏図　A1：S＝1／50　A3：S＝1／100

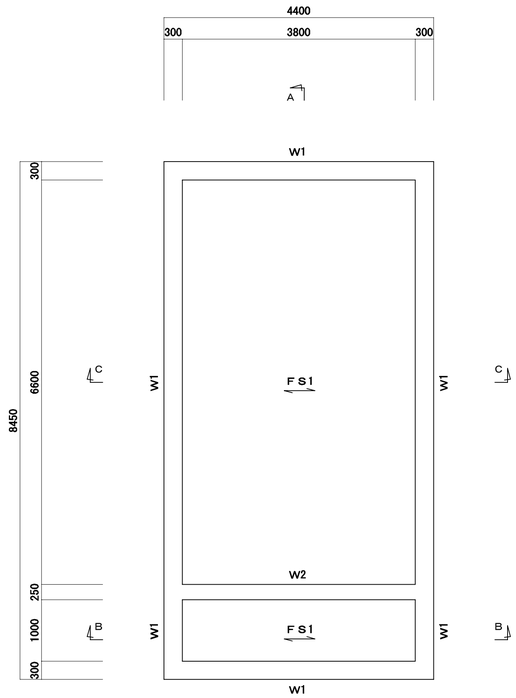


基礎スラブ伏図　A1：S＝1／50　A3：S＝1／100

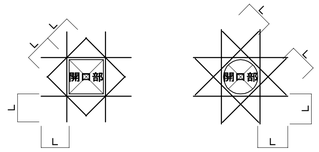


特記なき
開口部　補強筋　２－Ｄ１３
定着長さ　　Ｌ＝４０ｄ

開口部　補強筋

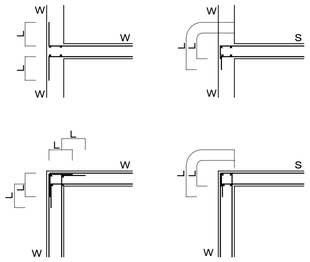


壁筋と同等サイズ以上を使用とすること
但し４－Ｄ１３以上　　定着長さＬ＝４０ｄ以上

壁　交差部　補強筋　　壁・スラブ交差部　補強筋

定着長さ　Ｌ＝４０ｄ以上

壁・基礎スラブ　定着長さ

## スラブ リスト

| スラブ | スラブ厚 | 位　置 | 主　　筋 | 副　　筋 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ｓ１ | ２００ | 全断面 | Ｄ１０－２００@ | Ｄ１０－２００@ | ダ ブ ル |
| Ｓ２ | ２００ | 全断面 | Ｄ１０－２００@ | Ｄ１０－２００@ | ダ ブ ル |
| | | | | | |
| ＦＳ１ | ４００ | 全断面 | Ｄ１６－２００@ | Ｄ１６－２００@ | ダ ブ ル |
| | | | | | |

## 壁　リスト

| 壁 | 壁　厚 | 位　置 | 縦　　筋 | 横　　筋 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ｗ１ | ３００ | 全断面 | Ｄ１６－２００@ | Ｄ１６－２００@ | ダ ブ ル |
| Ｗ２ | ２５０ | 全断面 | Ｄ１３－２００@ | Ｄ１３－２００@ | ダ ブ ル |
| | | | | | |

## 共 通 事 項

| | |
|---|---|
| 凡　　例 | ・… Ｄ１０、× … Ｄ１３、● … Ｄ１６ |
| 鉄　　筋 | ＳＤ２９５(D16以下) |
| コンクリート | 4FC=21Ｎ/mm2(土間ｺﾝ18Ｎ/mm2、捨ｺﾝ15Ｎ/mm2) |
| スラブ荷重 | Ｔ－０ |
| 巾止め筋 | Ｄ１０－１０００@ |
| 地 耐 力 | ７０　ＫＮ／㎡以上 |
| | |
| 備　　考 | その他詳細は現場係員の指示による。 |

| |
|---|
| 特記なき開口部補筋は |
| ２－Ｄ１３とし定着長さＬ＝４０ｄとする |
| 壁に連する補強筋は壁内に定着すること |
| 壁筋で外周のたて筋は水平距離で |
| ４０ｄの定着を基礎スラブ内にすること |
| 基礎スラブ筋で外周の壁に定着する下ば筋は |
| 鉛直距離で４０ｄの定着を壁内にすること |
| その他基礎スラブ筋は４０ｄで重ねつぎてとする |

梁リスト　1/30

| 符　　号 | B1 |
|---|---|
| 位　　置 | 全断面 |
| 断　面 | |
| Ｂ　×　Ｄ | ３００×５００ |
| 上　端　筋 | ３－Ｄ１６ |
| 下　端　筋 | ３－Ｄ１６ |
| ＳＴＩＲＲＵＰ | Ｄ１０－２００@ |
| 腹筋 | ―――― |
| 巾止メ筋 | ―――― |

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名　Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | ●図面番号　Ｊ－０２４ | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants　株式会社 梓設計　関西支社　一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第3234号 |
| | ●図面名　新設処理槽　配筋図（２） | ●縮尺　1/50(A1)　1/100(A3) | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office　一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号 |

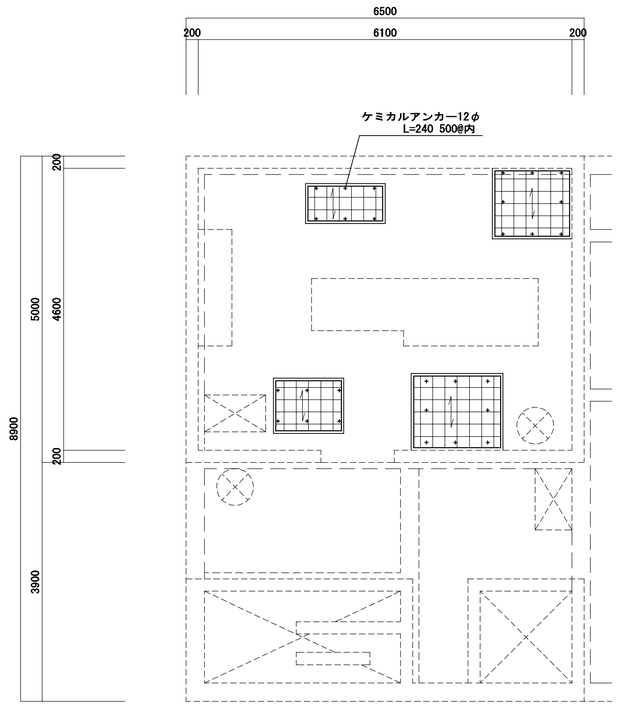


＋ ・・・ ケミカルアンカー　L=240 500@内
新設機械基礎　FL+200　D10-200@ ｼﾝｸﾞﾙ（凡例参照）

上部スラブ(機械室基礎配筋)図　S＝1／50

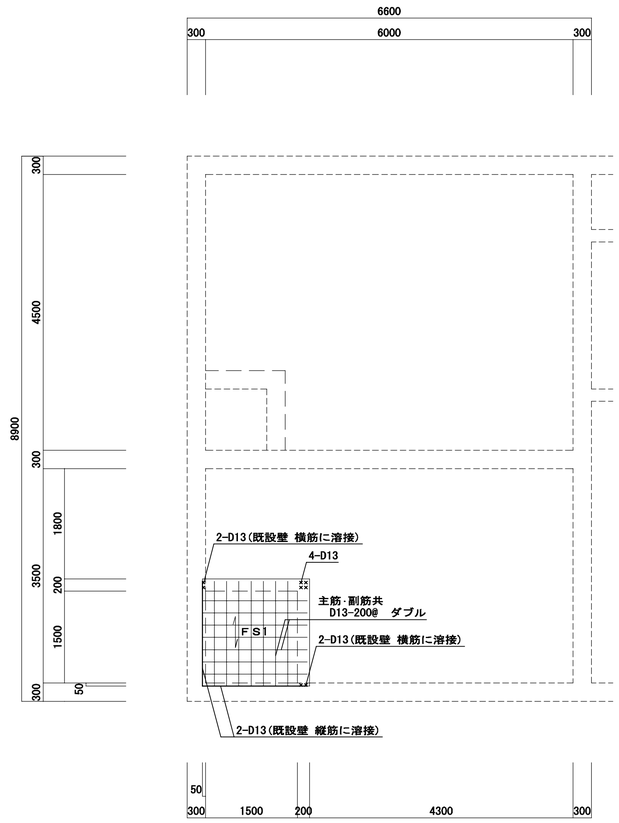


基礎スラブ配筋図　S＝1／50

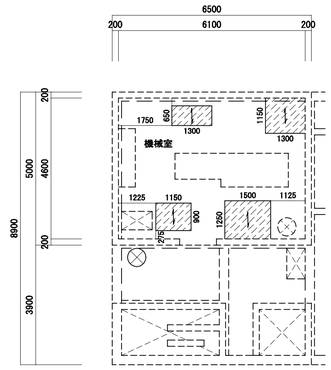


上部スラブ伏図　S＝1／100

・・・ 新設機械基礎　FL+200

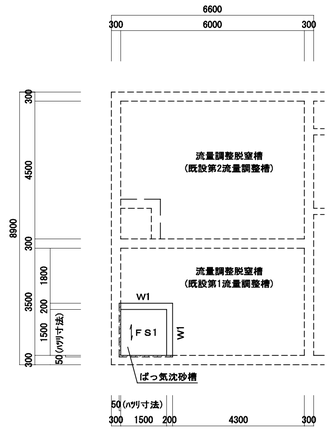


基礎スラブ伏図　S＝1／100

・・・ 新設壁及び新設スラブの取り継ぎ部分
(既設壁をハツリ既設壁縦筋に溶接する)

スラブ リスト

| スラブ | スラブ厚 | 位 置 | 主 筋 | 副 筋 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| FS 1 | 200 | 全断面 | D13－200@ | D13－200@ | ダ ブ ル |
| | | | | | |

壁 リスト

| 壁 | 壁 厚 | 位 置 | 縦 筋 | 横 筋 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| W1 | 200 | 全断面 | D13－200@ | D13－200@ | ダ ブ ル |
| | | | | | |

共 通 事 項

| | |
|---|---|
| 凡 例 | ・… D10、× … D13 |
| 鉄 筋 | SD295(D16以下) |
| コンクリート | 4FC=21N/mm2(土間ｺﾝ18N/mm2、捨ｺﾝ15N/mm2) |
| 巾 止 め 筋 | D10－1000@ |
| | |
| 備 考 | その他詳細は現場係員の指示による。 |

| |
|---|
| 新設機械基礎はケミカルアンカー12φ　L=240　500@内で |
| 既設コンクリートスラブに緊結する。 |
| 新設壁と既設壁の取り継ぎ部分は、 |
| 既設壁の縦筋及び横筋に溶接すること |
| 壁筋で外周のたて筋は水平距離で |
| 40dの定着を基礎スラブ内にすること |
| 基礎スラブ筋で外周の壁に定着する下ば筋は |
| 鉛直距離で40dの定着を壁内にすること |

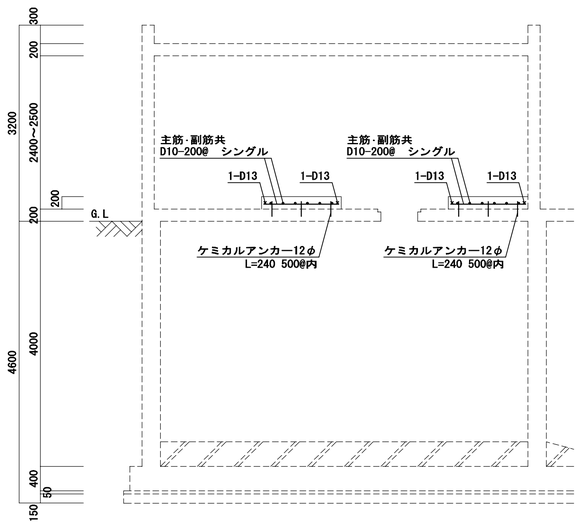


A－A断面配筋図　S＝1／50

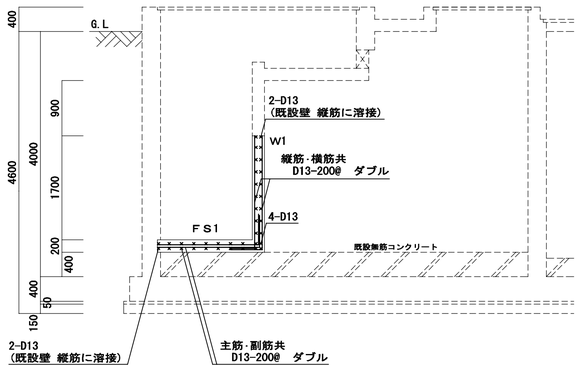


B－B断面配筋図　S＝1／50

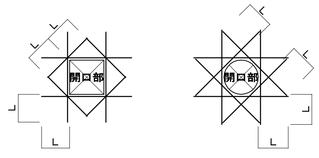


特記なき
開口部　補強筋　2－D13
定着長さ　L＝40d

開口部　補強筋

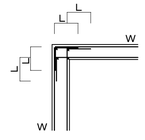


壁筋と同等サイズ以上を使用とすること
但し4－D13以上　定着長さL＝40d以上

壁　交差部　補強筋

定着長さ　L＝40d以上

壁・基礎スラブ　定着長さ

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特 記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R7営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管

●図面名
既存処理槽　改修配筋図

●図面番号
J－025

●縮尺
1/50(A1)
1/100(A3)


AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ウ）第3234号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号

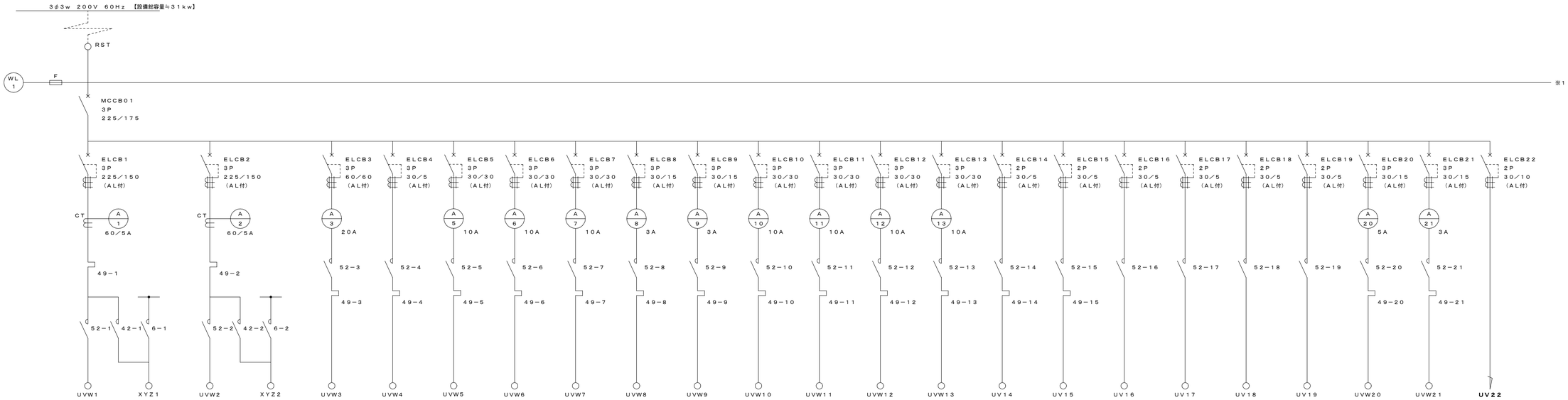


| No. 1 | No. 2 | | | No. 1 | No. 2 | | | | No. 1 | No. 2 | No. 1 | No. 2 | No. 1 | No. 2 | No. 1 | No. 2 | No. 1 | No. 2 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| メイン送風機 | | 調整脱窒槽送風機 | 荒目スクリーン | 移送ポンプ | | 非常用ポンプ | 汚泥引抜ポンプ | し渣引抜ポンプ | 吸引ポンプ | | 放流ポンプ | | メタノール薬注ポンプ | | 塩化第二鉄薬注ポンプ | | 苛性薬注ポンプ | | 臭突ファン | 換気扇（給気用） | 電動弁・電磁弁電源 |
| 15KW | 15KW | 3．7KW | 0．025KW | 1．5KW | 1．5KW | 1．5KW | 0．25KW | 0．25KW | 1．5KW | 1．5KW | 1．5KW | 1．5KW | 0．025KW | 0．025KW | 0．015KW | 0．015KW | 0．018KW | 0．018KW | 0．4KW | 0．2KW | |

## 電気系統図

1．電流計は赤指針付きとする

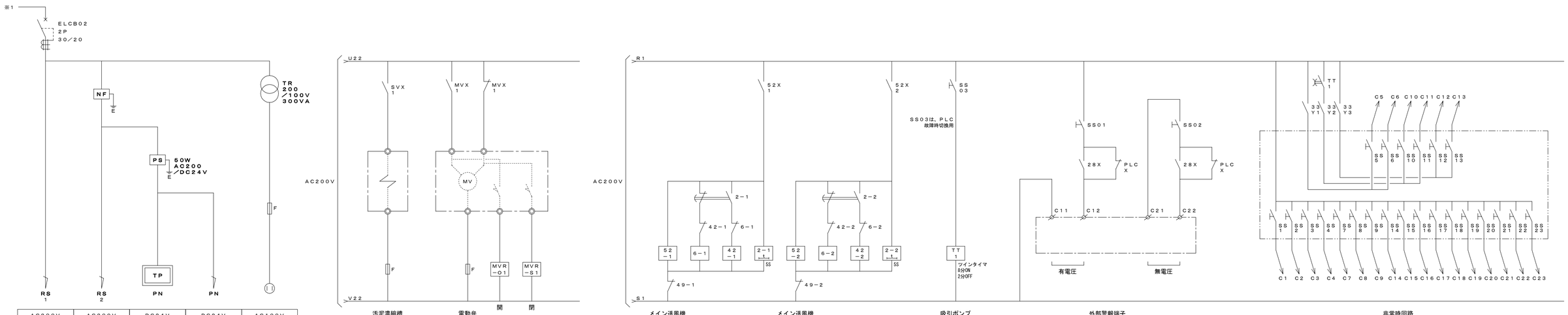


| AC200V | AC200V | DC24V | DC24V | AC100V |
|---|---|---|---|---|
| 操作電源 | シーケンサ電源 | タッチパネル電源 | 流量計電源 | パソコン専用コンセント |
| | | | | |

## シーケンス図

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特 記 | 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名 | ●図面番号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | | | R7営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管 | J−026 | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | | | ●図面名 | ●縮尺 | 株式会社 梓設計 関西支社 |
| 渡邊 和幸 | 土生 達哉 | 下野 日出幸 | 眞下 茜 | 浅山 明 | 外山 博文 | | | | 電気系統図・シーケンス図 | NON(A1) NON(A3) | 一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号 |

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

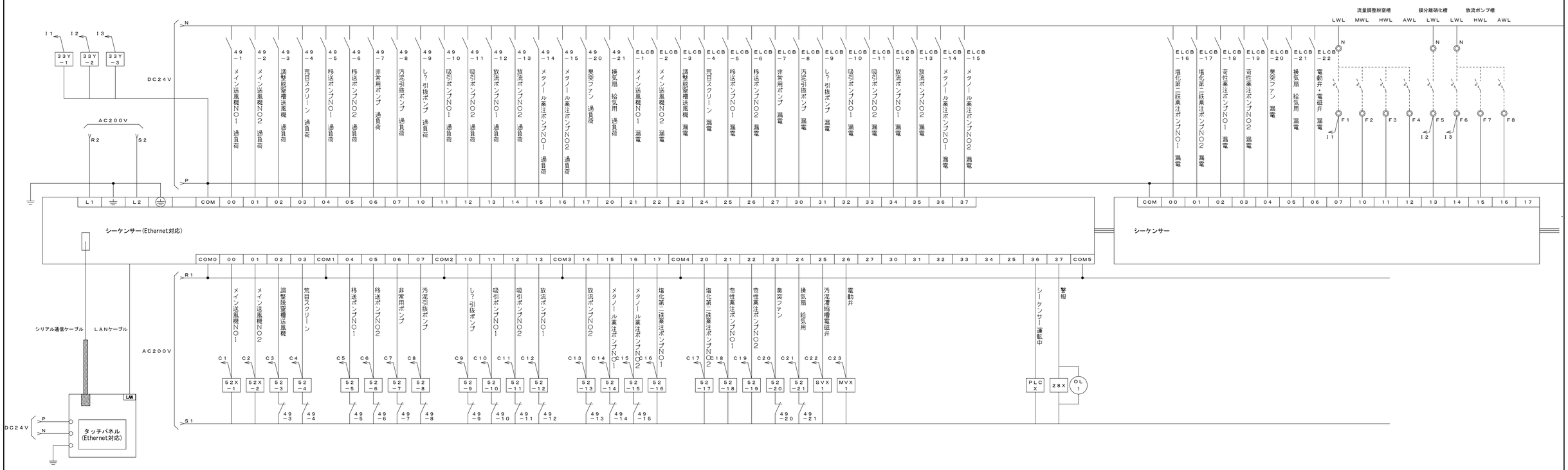


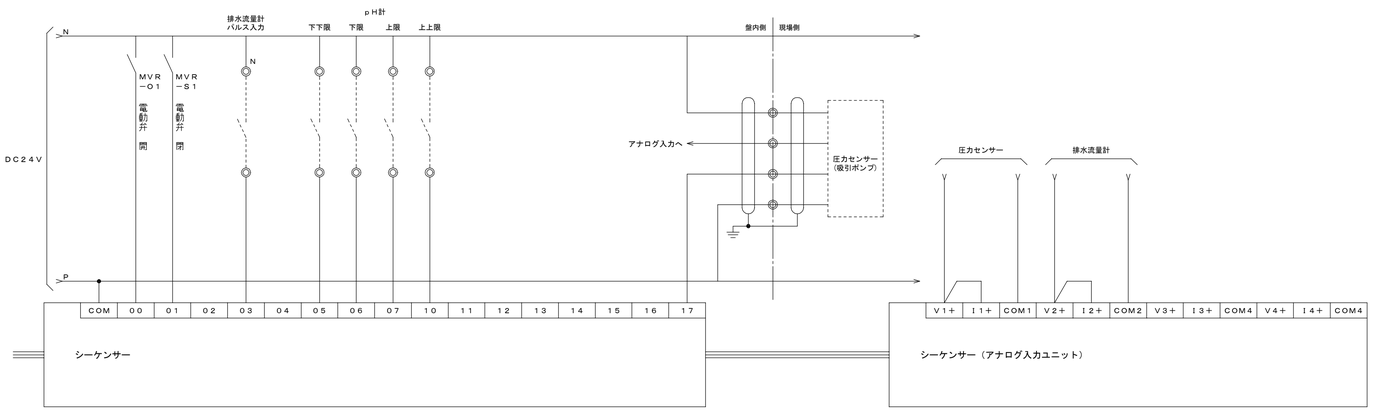


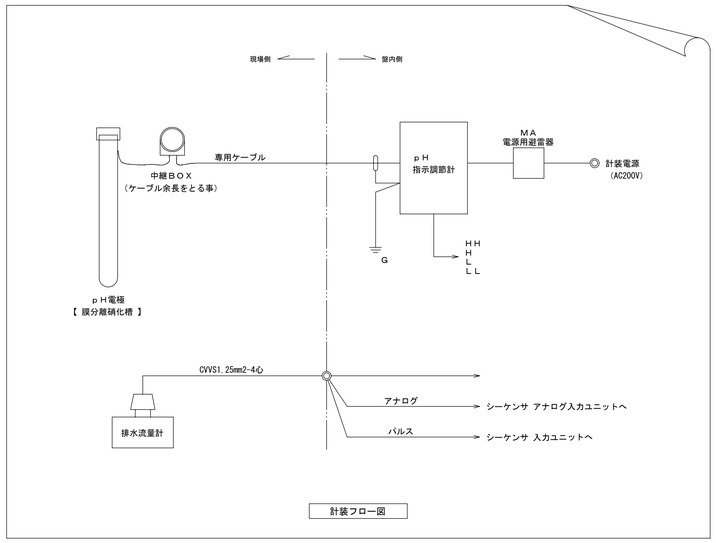


シーケンサーＩ／Ｏ図

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特 記 | | ●工事名 | ●図面番号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | | 徳島県県土整備部営繕課 | Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | Ｊ－０２７ | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第３２３４号 |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | | | ●図面名 シーケンスＩ／Ｏ図 | ●縮尺 NON(A1) NON(A3) | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第１１０５０号 |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | 浅山　明 | 外山　博文 | | | | | | |

## 機器動作表

| 機器 No. | 機器名称 | 容量 (kW) | 動作 |
|---|---|---|---|
| M-1 | メイン送風機　No.1 | 15 | 流量調整脱窒槽 MWL以上で連続運転<br>流量調整脱窒槽 LWL未満で間欠（10分ばっ気－50分停止）運転<br>タイマ設定による自動交互切替、故障時健全側に自動切替運転 |
| M-2 | メイン送風機　No.2 | 15 | |
| M-3 | 調整脱窒槽送風機 | 3.7 | 流量調整脱窒槽 MWL以上で間欠（1分ばっ気－5分停止）運転<br>流量調整脱窒槽 LWL未満で停止 |
| M-4 | 荒目スクリーン | 0.025 | 24Hタイマ（TPタイマ）で回数設定、子タイマ（TPタイマ）の設定により運転 |
| M-5 | 移送ポンプ　No.1 | 1.5 | 流量調整脱窒槽 MWL以上で運転、流量調整脱窒槽 LWL未満で停止<br>流量調整脱窒槽 AWL以上で予備ポンプ運転、流量調整脱窒槽 HWL未満で予備ポンプ停止<br>タイマ設定による自動交互切替、故障時健全側に自動切替運転 |
| M-6 | 移送ポンプ　No.2 | 1.5 | |
| M-7 | 非常用ポンプ | 1.5 | 流量調整脱窒槽 AWL以上で運転、流量調整脱窒槽 HWL未満で停止 |
| M-8 | 汚泥引抜ポンプ | 0.25 | 膜分離硝化槽 LWL以上時、24Hタイマ（TPタイマ）で回数設定、子タイマ（TPタイマ）の設定により運転 |
| M-9 | し渣引抜ポンプ | 0.25 | 24Hタイマ（TPタイマ）で回数設定、子タイマ（TPタイマ）の設定により運転 |
| M-10 | 吸引ポンプ　No.1 | 1.5 | メイン送風機運転中、かつ膜分離硝化槽 LWL以上である事<br>流量調整脱窒槽 MWL以上で間欠モード1（6分運転－3分停止）運転、LWL未満で停止<br>流量調整脱窒槽 HWL以上で間欠モード2（8分運転－2分停止）運転、HWL未満で間欠モード1（6分運転－3分停止）運転<br>流量調整脱窒槽 AWL以上で予備ポンプ間欠（8分運転－2分停止）運転、HWL未満で予備ポンプ停止<br>凍結対策PBをON時（メイン送風機、及び水位条件は無視）、吸引ポンプ停止し○○○分経過後、○○○秒運転－○○○分停止の繰り返し運転とする<br>タイマ設定による自動交互切替、故障時健全側に自動切替運転 |
| M-11 | 吸引ポンプ　No.2 | 1.5 | |
| M-12 | 放流ポンプ　No.1 | 1.5 | 放流ポンプ槽 LWL以上で常用ポンプ運転、LWL未満で常用ポンプ停止<br>放流ポンプ槽 HWL以上で予備ポンプ運転、LWL未満で予備ポンプ停止<br>タイマ設定による自動交互切替、故障時健全側に自動切替運転 |
| M-13 | 放流ポンプ　No.2 | 1.5 | |
| M-14 | メタノール薬注ポンプ　No.1 | 0.025 | 通常モード時、流量調整脱窒槽 MWL以上で運転（間欠運転可能な事）、LWL未満で停止<br>小水量モード時、メイン送風機に連動運転（間欠運転可能な事）<br>タイマ設定による自動交互切替、故障時健全側に自動切替運転 |
| M-15 | メタノール薬注ポンプ　No.2 | 0.025 | |
| M-16 | 塩化第二鉄薬注ポンプ　No.1 | 0.015 | 流量調整脱窒槽 MWL以上で運転、LWL未満で停止<br>タイマ設定による自動交互切替、故障時健全側に自動切替運転 |
| M-17 | 塩化第二鉄薬注ポンプ　No.2 | 0.015 | |
| M-18 | 苛性薬注ポンプ　No.1 | 0.018 | 通常モード時、流量調整脱窒槽 MWL以上、かつpH計下限値未満で運転、LWL未満又はpH計下限以上で停止<br>小水量モード時 、メイン送風機に連動、かつpH計下限値未満で運転、pH計下限以上で停止<br>タイマ設定による自動交互切替、故障時健全側に自動切替運転 |
| M-19 | 苛性薬注ポンプ　No.2 | 0.018 | |
| M-20 | 臭突ファン | 0.4 | 入・切運転 |
| M-21 | 換気扇（給気用） | 0.2 | 入・切運転 |
| SV1 | 汚泥濃縮槽電磁弁 | | 24Hタイマ（TPタイマ）で回数設定、子タイマ（TPタイマ）の設定により運転 |
| MV1 | 電動弁 | | 流量調整脱窒槽 AWL以上で開，HWL未満で閉 |
| | | | |
| | | | ※　流量調整脱窒槽 AWL以上、かつ遅延タイマ経過後満水警報発信、AWL未満で警報解除 |
| | | | ※　放流ポンプ槽 AWL以上で警報発信、AWL未満で警報解除 |
| | | | ※　水位検出は違う順次入力の場合は警報出力とする。 |
| | | | ※　pH計は下下限、上上限で警報発信とする。 |
| | | | ※　24Hタイマ（TPタイマ）は15分刻みの設定が可能とする。 |
| | | | ※　タイマの設定は、TP（タッチパネル）で設定可とする。 |
| | | | ※　故障時健全側に自動切替運転は、自動交互選択時とする。 |
| | | | ※　圧力スイッチの設定値以上でタッチパネルに膜洗浄表示とする。（警報出力なし） |

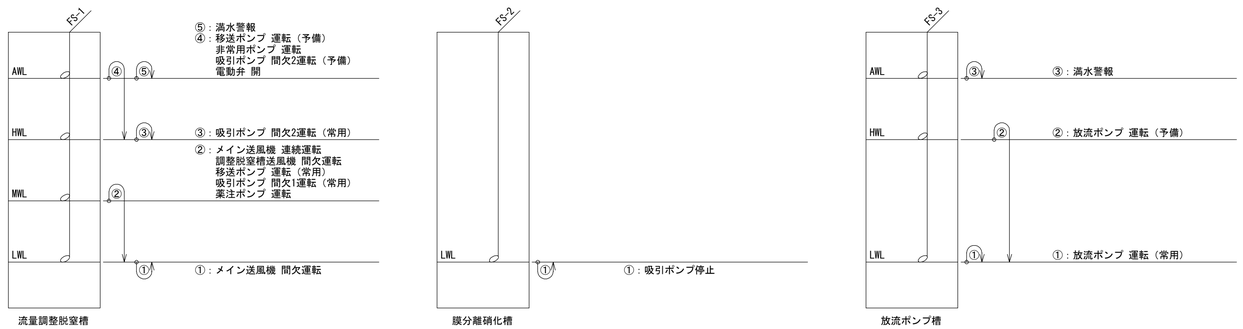


水位図

| 設計者 | | | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 | 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名 | ●図面番号 | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | | | Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | Ｊ－０２８ | 株式会社 梓設計　関西支社 | 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第１１０５０号 |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | | | 第6211号 | | | | | ●図面名 機器動作表 | ●縮尺 NON(A1) NON(A3) | 一級建築士事務所登録 大阪（ウ）第３２３４号 | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　茜 | | | 浅山　明 | 外山　博文 | | | | | | | |

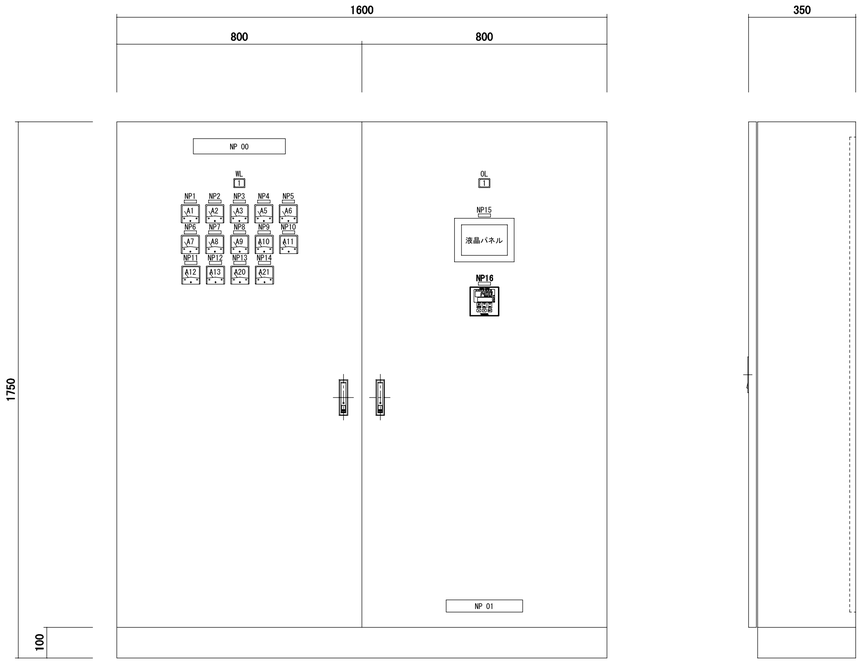


| 符号 | 記入文字 |
|---|---|
| NP 00 | 排水処理装置制御盤 |
| NP 01 | 社名板 |
| NP 1 | メイン送風機　No.1 |
| NP 2 | メイン送風機　No.2 |
| NP 3 | 調整脱窒槽送風機 |
| NP 4 | 移送ポンプ　No.1 |
| NP 5 | 移送ポンプ　No.2 |
| NP 6 | 非常用ポンプ |
| NP 7 | 汚泥引抜ポンプ |
| NP 8 | し渣引抜ポンプ |
| NP 9 | 吸引ポンプ　No.1 |
| NP 10 | 吸引ポンプ　No.2 |
| NP 11 | 放流ポンプ　No.1 |
| NP 12 | 放流ポンプ　No.2 |
| NP 13 | 臭突ファン |
| NP 14 | 換気扇（給気用） |
| NP 15 | 操作パネル |
| NP 16 | pH計 |
| | |
| WL 1 | AC200V電源 |
| OL 1 | 一括故障 |

| 盤製作仕様 | | |
|---|---|---|
| 構造 | 屋内自立型 | 鋼板製 |
| 板厚 | 本体 | 2.3t |
| | 扉 | 2.3t |
| | 中扉 | 2.3t |
| | 機器取付板 | 2.3t |
| 塗装色 | 外面 | 5Y7/1半艶 |
| | 内面 | 5Y7/1半艶 |

| 設計者 | | | | | | | | | | | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特　記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | | 一級建築士 | | 一級建築士 | | | | | | | | | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | | 第298249号 | | 第219102号 | | | | | | | | | | 第6211号 | | | |
| 渡邊　和幸 | | 土生　達哉 | | 下野　日出幸 | | 眞下　茜 | | | | | | | | 浅山　明 | 外山　博文 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | ●工事名<br>Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管 | ●図面番号<br>Ｊ－０２９ | AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants<br>株式会社 梓設計　関西支社<br>一級建築士事務所登録　大阪（ウ）第32234号 |
| | ●図面名<br>制御盤姿図 | ●縮尺<br>NON(A1)<br>NON(A3) | 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office<br>一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号 |

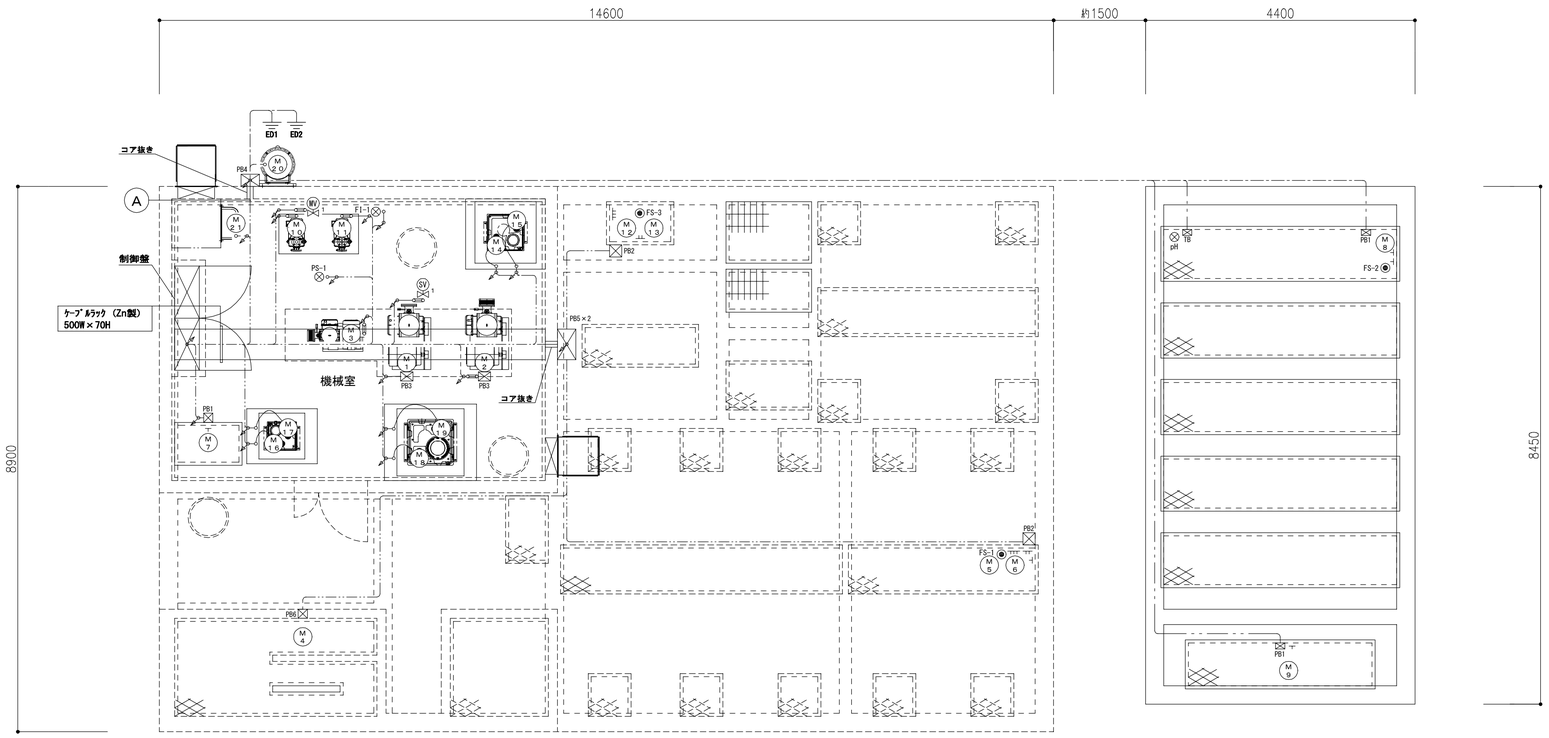


## ２次側配線図　S=1/50

| | | |
|---|---|---|
| Ⓐ | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 × ２ | ＨＩＶＥ３６ |
| | ＥＭ－ＣＥＥ １．２５mm2 －２心 × １ | ＨＩＶＥ３６ |
| | 専用ケーブル | |

負荷配線表

| 符号 | 機器名称 | 容量（KW） | ケーブル | 電線管 埋設 | 電線管 露出 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| M1 | メイン送風機 No.1 | 15.0 | ＥＭ－ＣＥ １４mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ４２ | ＃３８ビニルプリカ |
| | | | ＥＭ－ＣＥ １４mm2 －３心 | | | |
| M2 | メイン送風機 No.2 | 15.0 | ＥＭ－ＣＥ １４mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ４２ | ＃３８ビニルプリカ |
| | | | ＥＭ－ＣＥ １４mm2 －３心 | | | |
| M3 | 調整脱窒槽送風機 | 3.7 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ２２ | ＃２４ビニルプリカ |
| M4 | 荒目スクリーン | 0.025 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | Ｇ２２ | |
| M5 | 移送ポンプ No.1 | 1.5 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | Ｇ２２ | |
| M6 | 移送ポンプ No.2 | 1.5 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | Ｇ２２ | |
| M7 | 非常用ポンプ | 1.5 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| M8 | 汚泥引抜ポンプ | 0.25 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | ＰＦ２２ | ＨＩＶＥ２２ | |
| M9 | し渣引抜ポンプ | 0.25 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | ＰＦ２２ | ＨＩＶＥ２２ | |
| M10 | 吸引ポンプ No.1 | 1.5 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ２２ | ＃２４ビニルプリカ |
| M11 | 吸引ポンプ No.2 | 1.5 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ２２ | ＃２４ビニルプリカ |
| M12 | 放流ポンプ No.1 | 1.5 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | Ｇ２２ | |
| M13 | 放流ポンプ No.2 | 1.5 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | Ｇ２２ | |
| M14 | メタノール薬注ポンプ No.1 | 0.025 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －３心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| M15 | メタノール薬注ポンプ No.2 | 0.025 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －３心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| M16 | 塩化第二鉄薬注ポンプ No.1 | 0.015 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －３心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| M17 | 塩化第二鉄薬注ポンプ No.2 | 0.015 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －３心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| M18 | 苛性薬注ポンプ No.1 | 0.018 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －３心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| M19 | 苛性薬注ポンプ No.2 | 0.018 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －３心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |

| 符号 | 機器名称 | 容量（KW） | ケーブル | 電線管 埋設 | 電線管 露出 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| M20 | 臭突ファン | 0.4 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| M21 | 換気扇（給気用） | 0.2 | ＥＭ－ＣＥ ２mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| | | | | | | |
| SV1 | 汚泥濃縮槽電磁弁 | | ＥＭ－ＣＥＥ １．２５mm2 －２心 | － | ＨＩＶＥ２２ | ＃２４ビニルプリカ |
| MV1 | 電動弁 | | ＥＭ－ＣＥＥ １．２５mm2 －６心 | － | ＨＩＶＥ２２ | ＃２４ビニルプリカ |
| | | | | | | |
| ⊗ＦＩ－１ | 排水流量計 | | ＥＭ－ＣＥＥＳ １．２５mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| | | | | | | |
| ⊗ＰＳ－１ | 圧力センサー | | ＥＭ－ＣＥＥＳ １．２５mm2 －４心 | － | ＨＩＶＥ２２ | |
| | | | | | | |
| ⊗ｐＨ | ｐＨ計 | | 専用ケーブル | ＰＦ２２ | ＨＩＶＥ２２ | |
| | | | | | | |
| ◉ＦＳ－１ | 流量調整脱窒槽　フロートスイッチ | | ＥＭ－ＣＥＥ １．２５mm2 －５心 | － | Ｇ２２ | |
| ◉ＦＳ－２ | 膜分離硝化槽　フロートスイッチ | | ＥＭ－ＣＥＥ １．２５mm2 －２心 | ＰＦ２２ | ＨＩＶＥ２２ | |
| ◉ＦＳ－３ | 放流ポンプ槽　フロートスイッチ | | ＥＭ－ＣＥＥ １．２５mm2 －４心 | － | Ｇ２２ | |
| | | | | | | |
| ＥＤ１ | Ｄ種接地工事（筐体） | | ＥＭ－ＩＥ ８mm2 | | | |
| ＥＤ２ | Ｄ種接地工事（ＥＬＢ） | | ＥＭ－ＩＥ ８mm2 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 符号 | 名称 | 仕様・型式 |
|---|---|---|
| ＰＢ１ | プルボックス | １５０□×１００（ＶＥ・ＷＰ） |
| ＰＢ２ | プルボックス | ２００□×１００（Ｚｎ） |
| ＰＢ３ | プルボックス | ２００□×１５０（Ｚｎ） |
| ＰＢ４ | プルボックス | ３００□×２００（ＶＥ・ＷＰ） |
| ＰＢ５ | プルボックス | ５００□×３００（Ｚｎ） |
| ＰＢ６ | プルボックス | １５０□×１００（Ｚｎ） |
| ＴＢ | 中継ボックス | |
| ┴ | ケーブルホルダー | １点支持（ＳＵＳ） |
| ┴┴ | ケーブルホルダー | ２点支持（ＳＵＳ） |
| ┴┴┴ | ケーブルホルダー | ３点支持（ＳＵＳ） |
| ⊂⊃ | ビニルプリカ | |

注意事項

1．一次側電源引き込み工事は別途工事とする。
2．外部警報配線工事は別途工事とする。
3．ケーブル間の接続部は充分な防水処理を行うこと。
4．電線管端末部にはコーキング処理を行うこと。
5．プルボックスの取付位置は現場合わせとする。
6．配管経路は現場合わせとする。

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | |
| 渡邊　和幸 | 土生　達哉 | 下野　日出幸 | 眞下　誥 | 浅山　明 | 外山　博文 | |

特　記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名　Ｒ７営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事屋外管

●図面名　二次側配線図・配線表

●図面番号　Ｊ－０３０

●縮尺　NON(A1) NON(A3)

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第３２３４号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第１１０５０号

# 山留計画図(参考図)

A1:S=1/50
A3:S=1/100

凡例
▭ : 掘削レベル
⬭ : 背面地盤レベル

## 平面図

※鋼矢板芯と躯体とのクリアは600mm以上とする

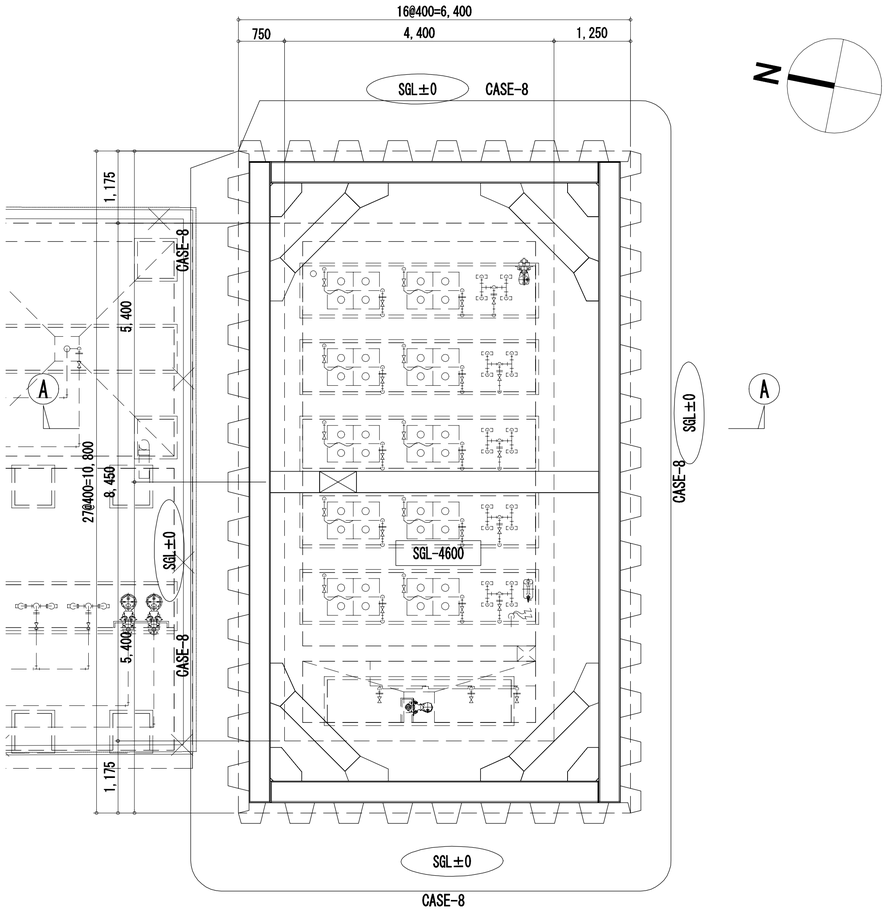


## Ⓐ－Ⓐ 断面図

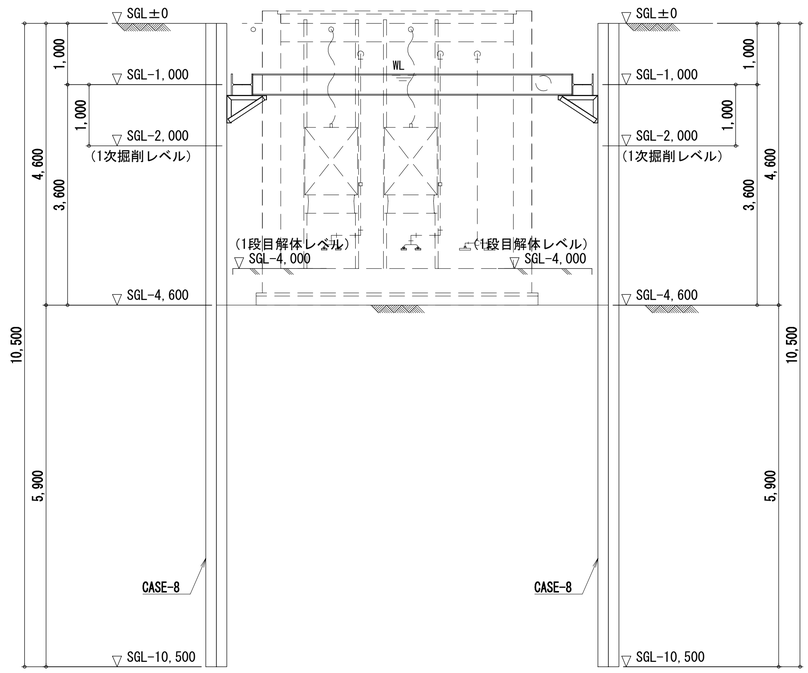


## KEYPLAN

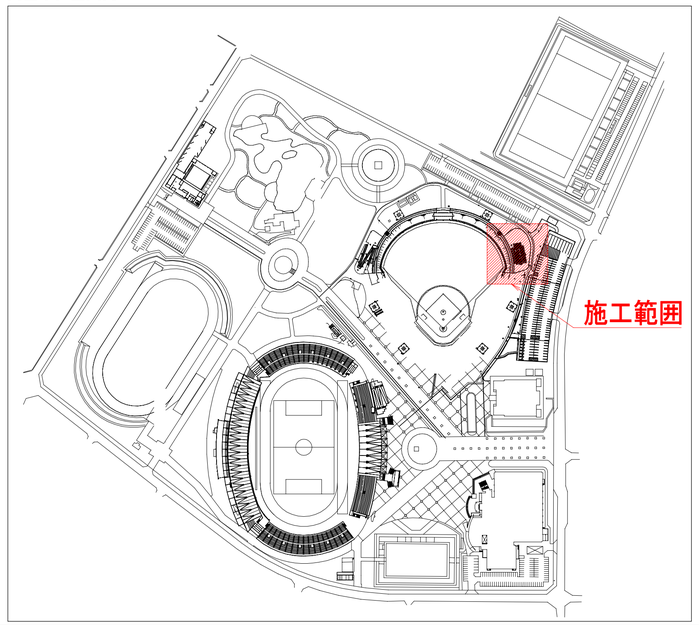


### 山留杭材料表

| | サイズ | ピッチ | 杭長 | 杭天端(SGL) | 杭下端(SGL) |
|---|---|---|---|---|---|
| CASE-8 | 鋼矢板 Ⅳ型 | | L=10,500 | SGL±0 | SGL-10,500 |
| 備考欄 | | | | | |

### 支保工材料表：1段目

| | |
|---|---|
| 腹起 | H-350x350x12x19 |
| 切梁 | H-350x350x12x19 |
| 火打梁 | H-350x350x12x19 |
| ジャッキ | キリンジャッキ H-350用 |
| 土圧反力 | 87.46 kN／m(CASE-8) |
| 備考欄 | |

| 設計者 | | | | 法適合確認欄 | 検証者 | 設計番号 | 特 記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級建築士 | 一級建築士 | 一級建築士 | | 設備設計一級建築士 | | 17992 | |
| 第286776号 | 第298249号 | 第219102号 | | 第6211号 | | | |
| 渡邊 和幸 | 土生 達哉 | 下野 日出幸 | 眞下 茜 | 浅山 明 | 外山 博文 | | |

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R７営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管

●図面名
山留計画図【参考】

●図面番号
Ｊ－０３１

●縮尺
A1:1/50, A3:1/100


AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ウ）第3234号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第1105号